

# — 目 次 —

## ◎第5回臨時会

○8月5日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	諸般の報告（閉会中の議員の辞職許可） .....	4
日程第4	副議長選挙 .....	4
日程第5	議案第61号から議案第62号までの2議案一括議題 .....	6
日程第6	常任委員会付託 .....	7
日程第7	常任委員長報告 .....	8
日程第8	質疑・討論・採決 .....	9

### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成22年 第5回臨時会 (8月)	議案第61号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第2号））	原案承認	8月5日
”	議案第62号	平成22年度三股町一般会計補正予算（第3号）	原案可決	8月5日

## ◎第6回定例会

○9月30日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	17
日程第2	議席の指定について .....	18
日程第3	会期決定の件について .....	18
日程第4	常任委員会補欠委員の選任について .....	18
日程第5	所信表明 .....	19
日程第6	議案第63号から議案題74号の12議案一括上程 .....	20
日程第7	決算審査報告 .....	22
日程第8	議案第75号から第87号までの13議案、諮問第2号、陳情第6号から	

	第7号までの2件及び意見書案第5号から第7号までの3件並びに報告第	
	6号から第8号までの3件一括上程 .....	2 3
日程第9	議員派遣の件について .....	2 9
○10月4日 (第2号)		
日程第1	総括質疑 .....	3 2
日程第2	常任委員会付託 .....	3 7
日程第3	議案第75号、諮問第2号及び意見書案第5号から第7号までの質疑・討論 ・採決 .....	3 8
○10月15日 (第3号)		
日程第1	一般質問 .....	4 4
	10番 山中 則夫君 .....	4 4
	4番 上西 祐子君 .....	6 3
	2番 指宿 秋廣君 .....	7 9
	3番 財部 一男君 .....	9 8
○10月18日 (第4号)		
日程第1	一般質問 .....	1 1 4
	1番 福永 廣文君 .....	1 1 4
	7番 池田 克子君 .....	1 1 8
日程第2	追加議案第88号の取扱いについて.....	1 3 0
○10月19日 (第5号)		
日程第1	常任委員長報告 .....	1 3 4
	総務厚生常任委員長 .....	1 3 4
	建設文教常任委員長 .....	1 3 8
	一般会計予算・決算常任委員長 .....	1 4 1
日程第2	質疑 .....	1 4 2
日程第3	討論・採決(議案第63号から議案第74号及び議案第76号から議案第 87号並びに陳情第6号から第7号) .....	1 4 2
日程第4	議案第88号上程 .....	1 5 1

日程第5	質疑・討論・採決（議案第88号）	152
日程第6	常任委員会の閉会中の審査事項について	152
日程第7	議員派遣の件について	153
追加日程第1	意見書（案）第8号上程	153

付議事件及び審議結果一覧

平成22年 第6回定例会 (9月)	議案第63号	平成21年度三股町一般会計歳入歳出 決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第64号	平成21年度三股町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第65号	平成21年度三股町老人保健特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第66号	平成21年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案認定	10月19日
〃	議案第67号	平成21年度三股町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第68号	平成21年度三股町介護保険サービス 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案認定	10月19日
〃	議案第69号	平成21年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	原案認定	10月19日
〃	議案第70号	平成21年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第71号	平成21年度三股町公共下水道事業特 別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第72号	平成21年度三股町墓地公園事業特別 会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第73号	平成21年度三股町国民健康保険病院 事業会計決算の認定について	原案認定	10月19日
〃	議案第74号	平成21年度三股町水道事業会計決算 の認定及び剰余金の処分について	原案認定 及び 可決	10月19日
〃	議案第75号	町長の給与の減額に関する条例	原案可決	10月4日

平成22年 第6回定例会 (9月)	議案第76号	平成22年度三股町一般会計補正予算 (第4号)	原案可決	10月19日
〃	議案第77号	平成22年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第78号	平成22年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第79号	平成22年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第80号	平成22年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	10月19日
〃	議案第81号	平成22年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第82号	平成22年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第83号	平成22年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月19日
〃	議案第84号	平成22年度三股町墓地公園事業特別 会計補正予算(第1号)	原案可決	10月19日
〃	議案第85号	町道路線の廃止について	原案可決	10月19日
〃	議案第86号	町道路線の認定について	原案可決	10月19日
〃	議案第87号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決	10月19日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	適任	10月4日
〃	陳情第6号	消費税によらない「最低保障年金制 度」の実現を求める陳情書	継続審査	10月19日

平成22年 第6回定例会 (9月)	陳情第7号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求め る陳情書	採 択	10月19日
〃	意見書案 第5号	口蹄疫復興支援対策に関する意見書 (案)	原案可決	10月4日
〃	意見書案 第6号	保育所・児童入所施設の環境改善を求 める意見書(案)	原案可決	10月4日
〃	意見書案 第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)	原案可決	10月4日
〃	報告第6号	平成21年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第7号	平成21年度決算に基づく資金不足比 率の報告について		
〃	報告第8号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		
〃	議案第88号	教育委員会委員の任命について	原案同意	10月19日
〃	意見書案 第8号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求め る意見書(案)	原案可決	10月19日

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	山中 則夫	1 町政運営の取り組みについて	① 選挙用マニフェストの行財政改革に今後具体的にどう取り組んでいくのか ② 現在の職員数・職員給与は適正だと思うか否か ③ 協働のまちづくりをどう進めていくのか ④ 植木地区の住居表示見直しにどう取り組んでいくのか ⑤ 植木地区の体育館建設をどう考えているか	町 長
2	上西 祐子	1 町長のまちづくり政策目標の具体策について	① 町民総参加のまちづくりとはどのような形で取り組むのか伺う ② まちづくり政策について ア 住宅リフォーム事業創設はいつから実施するのか イ 中心地の空洞化の具体策をどう考えているのか ウ 五本松住宅の建替えは考えていないか ③ 子育て支援対策の具体的政策について ア 子ども医療費無料化継続とあるが、これを小学校卒業まで（入院だけでも）拡大する考えはないか イ 障がい者の福祉の充実・社会参加の推進の具体的政策とは何か ④ 環境対策について ア 生ゴミの減量化運動の展開の具体策をどう考えているか	町 長

3	指宿 秋廣	1 新町長の施政方針について	① 重点項目の設定について ② プレミアム商品券ではなく、地域通貨発行を検討する考えはないか	町 長
		2 町長選における投票率について	① 移動期日前投票所の投票実績を問う ② 他の行事との事前協議は実施しなかったのか	選挙管理委員会
		3 統一自治体選挙の投票事務について	① 移動期日前投票所を今後も継続するのか ② 大学生・高校生を投票事務に関わらせる考えはないか	
		4 住民サービス向上について	① 証明書発行業務の広域的取り組みをする考えはないか	町 長
		5 旧町立病院の現状について	① 戸嶋病院が休診するまでをどう対応していたのか ② 今後の対応をどう考えているか	
4	財部 一男	1 町長の政治姿勢について	① 町長選挙時に公約された事項についてどう実現するのか ア 商工会との連携、地域通貨(商品券)の発行をどう考えているか イ まちづくり基本条例の制定、支部加入の促進をどう進めるか ウ 有料ごみ袋を、どういう形で進めるのか ② 国等において、事業仕分けが実施されているが、本町においても事務事業の外部評価を検討する考えはないか	町 長
5	福永 廣文	1 将来の町を担う青少年の育成について	① 町長のマニフェスト及び所信表明において、町在住の20代から30代の青少年の育成については触れられていないが、青少年の育成をどのように考えているか	町 長



6	池田 克子	1 子宮頸がん予防措置の実施の推進について	① 子宮頸がん、乳がんの無料検診について次年度も継続して実施できないか ② 子宮頸がんの予防として、ワクチン接種が有効である対象者を小学6年生か中学生とし、全額公費での助成で実施できないか	町 長
		2 エネルギー資源の確保と有効利用対策について	① ローカルエネルギーの開発、普及の推進について具体的対策は立てているのか ② 再生可能なエネルギーとして、太陽光エネルギーが促進されているが、町独自の太陽光発電システムの設置助成制度を創設してはどうか	







三股町告示第26号

平成22年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月29日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成22年8月5日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
東村 和往君	池田 克子君
原田 重治君	中石 高男君
山中 則夫君	黒木 孝光君
山領 征男君	

---

○応招しなかった議員

---

---

平成22年 第5回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成22年8月5日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成22年8月5日 午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 諸般の報告(閉会中の議員の辞職許可)  
日程第4 副議長選挙  
日程第5 議案第61号から議案第62号までの2議案一括議題  
日程第6 常任委員会付託  
日程第7 常任委員長報告  
日程第8 質疑・討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 諸般の報告(閉会中の議員の辞職許可)  
日程第4 副議長選挙  
日程第5 議案第61号から議案第62号までの2議案一括議題  
日程第6 常任委員会付託  
日程第7 常任委員長報告  
日程第8 質疑・討論・採決
- 

出席議員(10名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君  | 2番 財部 一男君  |
| 3番 上西 祐子君  | 4番 大久保義直君  |
| 6番 東村 和往君  | 7番 池田 克子君  |
| 9番 中石 高男君  | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |
-

欠席議員（1名）

8番 原田 重治君

---

欠 員（1名）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君  
書記 川野 浩君  
書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

---

午前10時03分開会

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回三股町臨時会を開会します。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、指宿君、7番、池田さんの2人を指名します。

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（東村 和往君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） ご報告をいたします。

去る7月29日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年第5回三股町議会臨

時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認についてほかの2件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、今期については本日1日限りとし、議案第61号から議案第62号までの2議案については一般会計予算・決算常任委員会への付託とすることに決定をいたしました。

また議会構成に関する事件として、閉会中の副議長の議員辞職に伴う副議長選挙をほかの事件に先立って行うことに決定をいたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、会期については本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告（閉会中の議員の辞職許可）

○議長（東村 和往君） 日程第3、諸般の報告をします。

先ほど議会運営委員長報告にありましたが、議会構成に関する事件として、閉会中の7月23日、重久君から一身上の都合の理由により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条及び三股町会議規則第98条の規定により同日に許可いたしましたから報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 副議長選挙

○議長（東村 和往君） 日程第4、副議長選挙を行います。

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになっております。

選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕



○議長（東村 和往君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（東村 和往君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の指名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また発表は、従前からの申し合わせどおり、最高得点者の氏名とその得票数のみの発表といたします。

1番、指宿君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（東村 和往君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 投票を終了します。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番、財部君、12番、山領君を指名します。

なお、開票事務は事務局の職員をお願いします。

〔開票〕

○議長（東村 和往君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は10票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票はすべて有効投票で、最高得票者は池田さん、得票は8票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により3票であります。したがって、池田さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（東村 和往君） ただいま副議長に当選されました池田さんに対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。池田さん、副議長当選受託のあいさつを演壇からお願いします。

〔副議長 池田 克子君 登壇〕

○副議長（池田 克子君） ただいまご指名いただきました池田です。本当に何の力もない私でございますが、残された期間、議長さんを補佐しまして、職責をしっかりと全うしてまいりたいと思います。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。（拍手）

---

## 日程第5. 議案第61号から議案第62号までの2議案一括議題

○議長（東村 和住君） 日程第5、議案第61号から議案第62号までの2議案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年第5回三股町議会臨時会に提案をいたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第61号「専決処分に付した平成22年度三股町一般会計補正予算（第2号）」の報告及び承認を求める件について、ご説明を申し上げます。

本案は、去る4月に発生いたしました家畜伝染病・口蹄疫に対する防疫費用のほか、塚原住宅建替え事業に伴う関連費用等に係る補正予算を、去る6月29日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額80億1,227万1,000円に、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億4,727万1,000円としたものであります。

まず歳入についてご説明を申し上げます。

繰入金は、財政調整基金繰入金を補正財源として増額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費においては、口蹄疫防疫作業等に伴う職員の時間外手当のほか、防疫作業賃金や、防疫作業委託料等を増額補正し、農林水産業費の畜産業費においては、本町で口蹄疫が発生した場合等を想定した防護服などのほか、防疫費用等を増額補正したものであります。

土木費においては、塚原住宅建替えに伴い、移転先の五本松住宅の修繕費用がかさんだことから修繕料を増額補正したものであります。

次に、議案第62号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

去る4月に発生いたしました家畜伝染病口蹄疫は5市6町で発生が確認され、家畜の殺処分は約29万頭に達したところであります。

ところで、ようやく去る7月の27日をもって県下全域で移動制限が解除され、同日、非常事態宣言が全面解除をされたところであります。この間、多くの経済活動や社会活動が制限され、

県下全域で大きな影響を被ったところであります。

こうした状況を踏まえ、本町におきましても、口蹄疫終息後の復興策を実施するため、所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額80億4,727万1,000円に、歳入歳出それぞれ8,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,875万4,000円とするものであります。

まず歳入についてご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税については、決定額をそれぞれ増減補正するものであります。

繰入金については、財政調整基金繰入金を減額補正し、町債については、臨時財政対策債を決定により増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、口蹄疫活力再興対策イベント促進事業補助金及び町議会議員補欠選挙費用等をそれぞれ増額補正し、農林水産業費においては畜産市場活性化支援対策事業補助金のほか3事業に要する経費なども増額補正するものであります。

商工費においては、口蹄疫活力再興対策消費促進事業のほか6事業に要する経費などを増額補正するものであります。

以上、2議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第6. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第6、常任委員会付託を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第62号までの2議案は、議会運営委員長の報告のとおり、一般会計予算・決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第62号までの2議案は、一般会計予算・決算常任委員会に付託することに決しました。

これより、委員会開催のため本会議を休憩します。

午前10時24分休憩

.....  
〔一般会計予算・決算常任委員会〕  
.....

午後2時00分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4、副議長選挙の結果発表で間違いがありましたので、発表内容の訂正をいたします。

投票総数は10票で、投票はすべて有効と申し上げましたが、有効投票9票、無効投票1票の間違いでしたので訂正いたします。

---

### 日程第7. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第7、常任委員長報告を行います。

一般会計予算・決算委員長、お願いいたします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果をご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第61号、議案第62号の2件であります。以下、案件ごとにご報告いたします。

議案第61号専決処分に付した「平成22年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

本案は、口蹄疫の防疫対策に関する費用、住宅建替えに伴い、移転する五本松住宅の修繕費を6月29日付をもって専決処分されましたので、その承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額を、80億1,227万1,000円に、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,727万1,000円とするものであります。詳細につきましては、説明欄のとおりであります。

当委員会では、審査の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第62号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

本案は、口蹄疫終息後の活力再興・復興策を実施するため所要の補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額80億4,727万1,000円に、歳入歳出それぞれ8,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,875万4,000円とするものであります。

歳入について、主なものをご説明いたします。

地方特例交付金、地方交付税については、決定額をそれぞれ増減補正し、繰入金については、財政調整基金繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

総務費は、自治公民館を対象とした、口蹄疫で活力を失われている地域を復興させるためのイベント事業に補助するものであります。農林水産業費は、口蹄疫で悪影響が出ております畜産業に対する救済対策補助金等であり、詳細につきましては説明欄のとおりであります。商工費については、町商工会が行う各種イベントに補助するものであります。

なお、今回の補正による収支調整額590万2,000円は予備費に計上するものであります。当委員会では、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を終わります。

---

### **日程第8. 質疑・討論・採決**

○議長（東村 和往君） 日程第8、質疑・討論・採決を行います。

それでは、これより議案第61号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は議員全員で審査しておりますので、質疑を省略したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。議案第61号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第62号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りいたします。本案も議員全員で審査しておりますので質疑を省略したいと思います。が、ご異議ありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） この案件については、各課長からの説明で質問したけど、町長の見解を聞きたいものですが。

○議長（東村 和往君） ああ、そうですか。

○議員（2番 財部 一男君） 町長に対して質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 多分町長もご存じだと思いますが、けさの新聞でしたかね。串間の新しい市長さんがこの口蹄疫問題に関して、全農家といいますか、畜産農家に対して10万円の独自の補助をするというような報道がされておりましたが、今回義援金で集まった金の第2次配分というのがありましたよね。その段階において、三股町においては、二百何戸の農家に対して10万ずつの義援金の配布が決定をされたという報道がされておりました。私はそのときに、多分町内畜産農家全部が対象だろうなというふうに思っておったんですが、何か宮村方面と、それから樺山の一部かな——に対して、何十戸かそういう配分の対象になってないということを目撃したときに、その担当課長にその場で私も言ったんですが、当然同じような口蹄疫の問題で被害を被ったとか、三股町の場合は直接的な被害はどこもなかったわけですから、同じような形での迷惑をかけたとか、いろんな防疫体制とかいうので苦労されたことについては、私は同じだろうというふうに考えた。

そういうことから考えれば、県のほうの配分には該当しませんが、当然町としてですね、そういう20キロ圏外に入ったところの農家に対しても、やっぱり見舞金の支給はすべきではなかったのかなという気がしたので、本来なら、今回の補正に入っておるだろうと私は期待をしておったんですが入っておりません。

そういうことで、町長、これに対して今後どう対応されるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 温かいこの支援金が二十何億だったと思うが、県内全域で募金が集まったということでございます。その中で2次までは畜産農家にやっているわけでございますが、第3次で今後そのような話がでてくるんじゃないかということをお話しているところでございます。

先ほど言われました第2次までは、本町の場合は20キロ以内といいますと、202軒の農家の方が該当したと。それ以外の四十何戸だと思いますが、これが今回は対象外ということになっているわけでございますが、今言われたのは、この対象外の方に対する救済措置だろうというふうに考えていますが、これについては先ほど申し上げましたように、第3次で今後検討されるということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今町長のほうから、県のほうの配分関係が第3次が回るだろうということで、そちらのほうで検討されるというような言い方ですが、県はまだそういうものは

つきりさせているわけじゃないんですよね。必ずしもそういう20キロ圏外に対して配分するかそういう関係は、まだ示されておりませんし、出ていないわけですから。

当然、私最初に言ったように、串間においては、串間も20キロ圏外なんですね、全部ね。それでもやはり今度の口蹄疫問題でやっぱり大変なご苦労をされたということを含めて、県が配分をした10万円だったと思いますが、そういう全畜産農家関係に配分をするというような報道もされておるわけですから、私はやはり目のつけ方というか、そういうなのは違うなど。

ということは何ですか、私は思ったんですけどね。ああいう報道が、2次配分がされた段階において、当然町長という立場でおれば、そういう差が出るちゅうか、差別みたいな形になりますがね。———いのが出るであれば、当然町として独自の配分をしてもですね、よかったんじゃないかなと私は思ったんですけど、今回こういう議案が入っておりませんので今質問したところなんです。第3次というのを待たずに、果たして第3次で入ってくれば、その分はまた町で受け入れをすればいいわけですから、やはり町がすぐやっぱりそれに対応できるぐらいのものをすべきじゃないかなと私は思いますので、もう一度町長の決意みたいなことをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、第3次のこの状況を見ながら、今後考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 申し上げますが、ここでの質疑というのは委員長報告に対して委員長に対しての質疑でありますので、そのつもりでお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。議案第62号は、一般会計予算・決算委員長の報告のよ  
うに、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議がありますので、起立により採決します。

議案第62号は、一般会計予算・決算委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第62号は可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後 2 時14分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後 2 時26分再開

○議長（東村 和往君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（東村 和往君） 以上で、平成 2 2 年第 5 回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時26分閉会  
-----



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 池田 克子







三股町告示第28号

平成22年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年9月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成22年9月30日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

福永 廣文君	指宿 秋廣君
財部 一男君	上西 祐子君
大久保義直君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○10月4日に応招した議員

---

○10月15日に応招した議員

---

○10月18日に応招した議員

---

○10月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成22年9月30日 午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会期決定の件について
- 日程第4 常任委員会補欠委員の選任について
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第63号から議案第74号の12議案一括上程
- 日程第7 決算審査報告
- 日程第8 議案第75号から第87号までの13議案、諮問第2号、陳情第6号から第7号までの2件及び意見書案第5号から第7号までの3件並びに報告第6号から第8号までの3件一括上程
- 日程第9 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会期決定の件について
- 日程第4 常任委員会補欠委員の選任について
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第63号から議案第74号の12議案一括上程
- 日程第7 決算審査報告
- 日程第8 議案第75号から第87号までの13議案、諮問第2号、陳情第6号から第7号までの2件及び意見書案第5号から第7号までの3件並びに報告第6号から第8号までの3件一括上程
- 日程第9 議員派遣の件について

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	大脇 哲朗君	産業振興課長 .....	下沖 常美君
都市整備課長 .....	中原 昭一君	環境水道課長 .....	岩松 健一君
教育課長 .....	野元 祥一君	会計課長 .....	山元 宏一君
代表監査委員 .....	谷山 悦子君		

---

午前10時02分開会

○議長（東村 和往君） これより平成22年第6回三股町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、財部君、7番、池田さんの2人を指名します。

---

## 日程第2. 議席の指定について

○議長（東村 和往君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回の補欠選挙の結果を受けて、議席の変更を行います。新しい議席については、会議規則第3条の規定に基づき、期数及び年齢を考慮し、お手元の議席表のとおり、ただいまご着席の議席といたします。

---

## 日程第3. 会期決定の件について

○議長（東村 和往君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告をいたします。

去る9月27日、午前10時から委員会を開催いたしました。本定例会にかかわる諸事項について協議をいたしました。その結果、本定例会の会期は、本日9月30日から10月19日までの20日間とすることに決定をいたしました。日程の詳細については、会期日程案を配付してありますので説明は省略をいたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第75号及び諮問第2号並びに意見書案第5号から第7号につきましては、委員会付託を省略し、第5日目の10月5日に全体審議で処置することに決定をいたしました。

訂正をいたします。委員会付託を省略し、第5日目の10月4日に全体審議で処置することに決定をいたしました。

以上で終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月19日までの20日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第75号及び諮問第2号並びに意見書案第5号から第7号につきましては委員会付託を省略し、第5日目の10月4日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第4. 常任委員会補欠委員の選任について



○議長（東村 和往君） 日程第4、常任委員会補欠委員の選任を行います。

現在、建設文教常任委員会は1名の欠員となっておりますので、委員会条例第7条の規定により、1番、福永君を委員として指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、1番、福永君は、建設文教常任委員会委員として選任されました。

---

### 日程第5. 所信表明

○議長（東村 和往君） 日程第5、町長の所信表明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 私は、このたび、町民の皆様方の信託を賜り、当選の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。と同時に、多くの先人たちが築いてこられた伝統ある、自然豊かな「ふるさと三股」の町政のかじ取りを担うことになり、その責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいであります。

これからの4年間、三股町の発展、躍進のために精一杯頑張ってまいりますので、町議会の皆様を初め、広く町民の皆様方のご指導、ご協力をお願いいたします。

私は、選挙戦を通じ、「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンに、まちづくりの方向性を町民の皆様方に訴えてまいりました。

まず、三股町は、これからの4年間「自主・自立」で行政を運営してまいります。景気低迷で税収が伸び悩み、国からの交付金も厳しい状況ではありますが、行財政改革を継続し、町民のニーズに耳を傾けるとともに、身の丈に合った行財政運営に心がけ、計画的にまちづくり、地域づくりに取り組みます。

次に、町民主体、町民参加型の行政運営に心がけ、「見える行政」の仕組みづくりに努めます。現在、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、環境問題、過疎の進行、住民ニーズの多様化などさまざまな課題があります。これらの課題解決は、行政だけでできるものではありません。町民の力を、知恵を借り、一緒になって取り組むべきテーマです。つまり官民の「協働」作業であります。そのような協働作業ができる環境づくり、ステージづくりに取り組み、見える行政に努めます。

地域主権、地方分権が叫ばれ、義務付けや枠付けの見直し、ひも付き補助金の一括交付金化、国の出先機関の廃止など、今後の展開次第では地方自治体の環境が大きく変わるかもしれません。私たちはこのような時代の変化に適切に対応できる役所づくり、人づくり、ものづくりを柱にしたまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

地域主権の受け皿として、小さくても輝く自治体として、夢あるふるさと三股町をさらに発展させるため、私も歴代の町長が心血を注いで懸命に取り組まれた、すばらしい三股町建設のため、先輩諸氏に劣らぬよう、全身全霊をささげる所存であります。

以上、町長就任にあたり、町政を担当する者としてここに決意を明らかにして所信表明といたします。平成22年9月30日、三股町長 木佐貫辰生。

○議長（東村 和往君） ただいまの所信表明については、後で配付いたします。

---

### 日程第6. 議案第63号から議案第74号の12議案一括上程

○議長（東村 和往君） 日程第6、議案第63号から議案第74号の12議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成22年第6回三股町議会定例会に上程いたしました、平成21年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第63号「平成21年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「平成21年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第67号「平成21年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第68号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第69号「平成21年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第70号「平成21年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第72号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の10議案については、平成21年度の一般会計及び特別会計における決算認定にかかわる案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

平成21年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、「一般会計」において、歳入決算額8億4,290万5,973円、歳出決算額8億5,989万7,828円、翌年度繰越額2億7,399万2,145円、「国民健康保険特別会計」において、歳入決算額2億9,550万9,987円、歳出決算額2億9,241万7,304円、翌年度繰越額2億3,309万2,683円、「老人保健特別会計」において、歳入決算額1,183万8,634円、歳出決算額1,030万1,385円、翌年度繰越額1億53万7,249円、「後期高齢者医療保

険特別会計」において、歳入決算額1億9,808万3,825円、歳出決算額1億9,556万8,762円、翌年度繰越額251万5,063円、「介護保険特別会計」において、歳入決算額17億779万9,934円、歳出決算額16億7,467万1,206円、翌年度繰越額3,312万8,728円、「介護保険サービス事業特別会計」において、歳入決算額1,576万1,752円、歳出決算額1,496万3,285円、翌年度繰越額79万8,467円、「梶山地区農業集落排水事業特別会計」において、歳入決算額4,160万5,476円、歳出決算額3,837万3,077円、翌年度繰越額323万2,399円、「宮村南部地区農業集落排水事業特別会計」において、歳入決算額3,846万2,560円、歳出決算額3,588万9,797円、翌年度繰越額257万2,763円、「公共下水道事業特別会計」において、歳入決算額3億8,263万7,012円、歳出決算額3億7,985万681円、翌年度繰越額225万6,331円、「墓地公園事業特別会計」において、歳入決算額1,732万3,630円、歳出決算額1,731万5,616円、翌年度繰越額8,014円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第73号「平成21年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

平成21年度につきましては、医療法人敬和会戸嶋病院へ病院を譲渡し、病院事業を行っていませんが、起債の繰上償還等の事務手続きを行っております。

決算状況についてご説明申し上げます。

病院譲渡により、当然医業収益は発生せず、一般会計からの繰り入れもなく、預金利息などで総収益は8万7,096円となっております。

一方、費用につきましても、総費用は997万4,494円で、総収益8万7,096円から総費用997万4,494円を差し引きますと、当年度の純損失は988万7,398円となったものであります。

次に、資本的収支であります。収入は0円であります。また、支出は2,655万6,374円で、企業債の一括繰上償還金であります。

最終的に、土地・建物・医療機器等の病院資産はすべて譲渡し、現金1億136万8,461円が残ったところでありますが、決算の認定後に一般会計へ繰り入れるものであります。

詳細につきましては、決算書の14ページに添付してありますので、ご参照ください。

次に、議案第74号「平成21年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに議決を求めるものであります。

平成21年度は、中央地区配水管整備事業、取水地点選定業務委託事業及び浄水場保安確保事業等に取り組み、中央地区及び長田地区への良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出について、消費税抜きで、収入額が3億8,003万685円、支出額が3億3,197万5,793円となり、当年度純利益が4,805万4,892円となったところであります。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入額が659万692円、支出額が1億7,859万886円となり、差引不足額1億7,200万194円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

なお、剰余金の処分につきましては、減債積立金及び建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

以上、12件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか19の各種基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、12議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定並びにご承認くださるようお願いいたします。終わります。

---

## 日程第7. 決算審査報告

○議長（東村 和往君） 日程第7、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

それでは、平成21年度決算審査報告に、監査について、監査の報告を申し上げます。

一般会計、特別会計、基金運用状況報告書につきましては、7月8日、町長より審査依頼がありまして、監査委員2名で7月9日から7月29日までの21日間審査を行いました。

また、三股町国民健康保険事業、病院事業会計及び水道事業会計におきましては、5月31日に町長から依頼がありました。審査につきましては、7月1日に決算審査を行いました。決算書、事項別明細書、証拠書類と関係書類を審査いたしました結果、正確に、適正に処理されていたことをご報告申し上げます。

また、財政健全化審査につきましても、8月18日に審査を行いまして、健全化比率、資金不足比率等について審査を行いました。それぞれ基準を下回っておりまして、財政状況が健全であることを確認しましたのでご報告いたします。

また、詳しいことにつきましては、意見書をご参照いただきますようお願いいたします。

---

**日程第8. 議案第75号から第87号までの13議案、諮問第2号、陳情第6号から第7号までの2件及び意見書案第5号から第7号までの3件並びに報告第6号から第8号までの3件一括上程**

○議長（東村 和往君） 日程第8、議案第75号から第87号までの13議案、諮問第2号、陳情第6号から第7号までの2件及び意見書案第5号から第7号までの3件並びに報告第6号から第8号までの3件を一括として議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、引き続きまして各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第75号「町長の給与の減額に関する条例」についてご説明申し上げます。

本町は、さきに「自主自立の道」を選択して、抜本的な改革、見直しに取り組み、断行しておりますが、今後も「自主自立」のまちづくりに向けて引き続き行財政改革を推進してまいります。その姿勢として町長の給与の減額を実施しようとするものであります。

次に、議案第76号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国、県の補助内示、決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額81億2,875万4,000円に、歳入歳出それぞれ3億3,505万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億6,380万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、交付決定により、まちづくり交付金を減額し、新型インフルエンザワクチン接種臨時国庫補助金を内示により増額するものであります。

県支出金は、新型インフルエンザワクチン接種臨時県補助金及び園芸産地基盤強化緊急整備事業補助金等を、それぞれ内示により増額するものであります。

繰入金金は、平成21年度特別会計決算に伴う清算返還金を増額し、繰越金の計上により基金繰

入金を減額するものであります。

諸収入については、国民健康保険病院の廃止に伴う清算分を増額し、また清掃費関係の都城市清算分等を増額するものであります。

町債については、まちづくり交付金の減額による町債の増額であります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費については、ホームページの追加機能等の増額であります。

衛生費については、新型インフルエンザワクチン接種助成事業の増額ほか、平成21年度衛生センター負担金の清算分等を増額するものであります。

農林水産業費は、園芸産地基盤強化緊急整備事業補助金の増額ほか農道整備事業等の増額であります。

土木費は、道路維持補修費等を増額するほか町営住宅の修繕費用等を増額するものであります。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1ほか国民健康保険病院の会計廃止に伴う清算金等を基金積み立てするものであります。

次に、議案第77号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億5,984万7,000円に、歳入歳出それぞれ7,023万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億3,008万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、国民健康保険税の本算定調定分に基づく増額、療養給付費等交付金の平成21年度実績の追加分及び前期高齢者交付金の増額、国民健康保険準備積立金からの繰入金の減額、平成21年度決算に伴う繰越金を増額するものであります。

歳出につきましては、主なものとして、後期高齢者支援金の減額及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

次に、議案第78号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億824万2,000円に、歳入歳出それぞれ236万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,060万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、平成21年度決算に伴う滞納繰越分の保険料及び繰越金をそれぞれ増額するものであり、歳出につきましては、主なものとして、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び一般会計への繰出金をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第79号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご

説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億2,372万4,000円に、歳入歳出それぞれ4,175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億6,548万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、平成21年度の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額するものであり、歳出につきましては、主なものとして、基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第80号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,403万8,000円に、歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,494万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成21年度決算に伴い繰越金を増額するものであり、歳出につきましては、一般会計への繰出金を増額するものであります。

次に、議案第81号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,230万5,000円に、歳入歳出それぞれ204万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,434万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成21年度決算に伴う繰越金を増額し、それに伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出につきましては、9月末が納付期限でありました消費税に不足を生じたために、急遽給料から流用しておりました72万5,000円を給料に措置し、排水処理場の微細目スクリーンやブローア交換等の修繕料131万7,000円を措置する補正であります。

次に、議案第82号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度決算に伴う繰越金を増額し、同額の一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出につきましては、財源内訳の補正であります。

次に、議案第83号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,681万4,000円に、歳入歳出それぞれ5万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,687万円とするものであります。

歳入につきましては、平成21年度決算に伴う繰越金を225万5,000円増額し、一般会計繰入金を219万9,000円減額するものであります。

歳出につきましては、財源内訳と通信運搬費5万6,000円を増額する補正であります。

次に、議案第84号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額230万4,000円に、歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金及び繰越金をそれぞれ増額し、歳出につきましては、先の6月豪雨時に発生しました、墓地公園西側の土砂崩壊の災害に伴い、緊急的に既存の予算を消化しましたので、その額を委託料に措置する補正であります。

次に、議案第85号「町道路線の廃止について」並びに議案第86号「町道路線の認定について」は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

まず、議案第85号の「町道路線の廃止について」は、塚原第2住宅建替え事業に伴い、関係する路線及び宮村小学校体育館建設事業により、小学校東側の入り口が封鎖される路線について道路機能がなくなることに伴い、関係する路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第86号「町道路線の認定について」は、塚原第2住宅建替え事業に伴い関係する路線のうち、住宅建替え事業の区域外の路線区間において、新たに町道路線の認定を行うものであります。

次に、議案第87号「損害賠償額の決定及び和解について」ご説明申し上げます。

本案は、平成20年12月19日、新馬場公園内において発生しました転倒事故による人身事故について、被害者との示談が成立しましたので、損害賠償の額を決定し、和解契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することとなっております。

現在、本町の人権擁護委員として、要職にあられる柿原信知氏の任期が平成22年12月31日付で満了となります。氏は5期15年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。



以上、13議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第6号「平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第7号「平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、及び報告第8号「専決処分の報告」の報告3件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許します。都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君）

〔三股町議会会議規則第117条による  
議会が許可して取り消した発言の削除〕

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、意見書案第5号から第7号までの趣旨説明を求めます。指宿君。

〔2番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（2番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第5号についてご説明申し上げます。

「口蹄疫復興支援対策に関する意見書（案）」について、提案の理由をご説明を申し上げます。

この案件につきましては、県、町村会議長会からの要請を受けて国に要望する意見書を提出しようとするものであります。

宮崎県で4月20日に発生した口蹄疫は、我が国有史以来の大惨事となり、国、県及び関係市町村の昼夜に及ぶ防御体制をもって、8月27日の終息宣言を迎えることができました。この間、各地域においては、経済活動が麻痺状態となり、農家経営や就学、そして商店街においても極めて甚大な影響をもたらしました。この困窮状態を打破し、畜産の再建と地域経済の復興の為には、短期・中期・長期の展望と具体的な支援策が必要であります。今や法定伝染病の脅威を目の当たりにした私たちは、臆することなく復活への道を力強く進めるに際し、これらの実情を十分ご理解いただきますとともに、下記の諸対策について、特段のご配慮を賜りますよう強く要望するものであります。

記、1、「特措法」の具現化と期間の延長を図ること。

2、「復興特区制度」の実現を図ること。

3、防疫に関し、家畜伝染病と国の指針及び危機管理体制の抜本見直しを図ること。

4、動物衛生研究所の増設を図ること。

5、発症地域においては、速やかな国の対策本部設置を図ること。

6、共同による堆肥処理施設の設置に財政支援を図ること。

7、基金設置の自治体に対する国の全額支援を図ること。

8、新たな畜産農家として、生産・加工・販売の六次産業化のための環境整備を図ること。

9、補償金に対する課税減免策を講ずること。

10、各種ウイルス対策の研修センター等の設置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものです。

慎重に審議の上、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、意見書案第6号「保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書（案）」について提案の理由をご説明いたします。

少子高齢化社会を迎えている中において、次世代育成支援は国の喫緊の課題となっています。また、保育の実施義務のある地方自治体にとっても、最優先課題の一つとなっているところです。保育所運営を国の目指す改革が実施されれば、所得による保育格差や価格、保育料競争による保育水準の低下など、結果として子どもが育つ環境の劣悪化につながるものが危惧されます。

このようなことから、子どもの福祉の向上に必要な保育所、児童入所施設のあり方については、少子化が進行し、財政状況が厳しい地方自治体に配慮するとともに、どの子どもにも必要な養護と保育が適切な環境で行われることが必要です。全国どこでも一律最低限の基準以上の保育が実施され、地域の保育機能の崩壊を招くことがないよう検討されなければなりません。保育は、子どもに良好な育成環境を保障し、次世代の担い手を育成する公的性格を有するものです。

よって、国においては、子どもの立場に立ち、下記の事項に配慮するよう強く要望いたします。

記、1、保育所、児童入所施設の配置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。

2、保育所、入所児童施設の最低基準については、改善に向けて十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものです。

慎重に審議の上、ご賛同いただくようよろしくお願いいたします。

次に、意見書案第7号「地方自治財政の充実・強化を求める意見書（案）」についてご説明申し上げます。

地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護、福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実、強化が求められています。2010年度の予算において、地方交付税が前年度比1.4兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、評価できるものであり、来年度予算においても本年度を上回る予算規模の地方財政計画、地方交付税措置に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に下記4項目について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものです。

慎重にご審議の上、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、意見書案3件の提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第9. 議員派遣の件について

○議長（東村 和往君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。（発言する者あり）

提案されていないでしょう。

議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、県町村議会議員大会に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時52分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時06分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....  
○議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時06分散会  
.....





議事日程(第2号)

平成22年10月4日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第75号、諮問第2号及び意見書案第5号から第7号までの質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第75号、諮問第2号及び意見書案第5号から第7号までの質疑・討論・採決

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君	教育長	.....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長	.....			.....	渡邊 知昌君
税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	下沖 常美君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	岩松 健一君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	山元 宏一君

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、町長から、9月30日の日程第6、議案第87号に係る補足説明について、個人情報保護の観点から和解の相手方のプライバシーにかかわる発言があったことにより、補足説明の全部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、会議規則第63条により、議案第87号に係る補足説明の全部を取り消すこととし、会議規則第117条により、公表する会議録には取り消した発言は掲載しないこととします。

### 日程第1. 総括質疑

○議長（東村 和往君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑につきましては、議案第63号から第74号までの決算の認定に対する質疑と、議案第76号から第87号までの議案に対する質疑の2つに分けて行います。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては委員会の場で行ってください。また、くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、同一の議題については定例会では3回を超えることができないとなっております。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

それでは、まず、議案第63号から第74号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑ありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、二、三点お聞きします。

議案第72号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ですね。その中で決算書の372ページ、基金繰入金の中で、この減額、補正のほうで説明があった



と思いますが、もう一回、減額は182万3,000円ですかねなっておりますが、このことをお聞きいたします。

それと、上の使用料、使用料の件数見ると管理手数料の件数にですね、それをお聞きいたします。

まず、それをお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 答弁は。環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） まず、前後いたしますけれども、後のほうでお聞きになりました墓地公園使用料280万円は7件分でございます。

そして、維持管理手数料でございますが、これにつきましては、ちょっと件数を出してないんですけど、71万4,000円を3,000円で割っていただくと件数になろうかというふうに思っております。と基金繰入金が（「減額」と呼ぶ者あり）減額ですかね。（「300が110（ ）なった（ ）収入（ ）中に」と呼ぶ者あり）そうですね。補正でまず182万——当初300万予定してたんですけども182万3,000円落しまして、そして使用料のほうが上がりましたので、その分をまた積み上げたということで、21年度につきましては117万7,000円を基金から繰り入れたということでございます。積立金については利子だけを1万2,000円積み立てております。基金から繰り入れ——歳入としては117万7,000円を繰り入れて、積み立てとしては1万2,000円を積み立てたということで、現在、223万6,000円の残となっております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 次の376ページですかね、これもちょっと説明——補正ときにした、説明を受けてるかわかりませんが、墓地公園管理費ですね、これも減額にかなりなっておりますが、この理由をお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 補正で101万9,000円をとしたんですけども、ちょっと記憶にございませんので、後ほど報告ということでよろしいですか。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 4番、上西です。一般会計の認定のところなんですけど、調定が前年度に比べて6,700万ほど減額になっております。これは世界的な不況の影響があるかと思うんですが、その内訳ですが、町税は住民税とか、それから固定資産税、法人税とあると思うんですが、それらの詳しい内容と、それと決算の資料を見たときに増減率で法人分が一番よく聞くちゅうんか18.6%になっておりますが、この法人分のところでどれぐらい本町は法人があ

って、そしてその廃業とか倒産とか、そのあたりがわかりましたらお尋ねいたします。

それと、もう一つ2件、その回答が終わってからまた後します。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） ただいまの質問は、町税において総額で6,700万円ほどの資料としましては決算意見書の中の3ページに出てるわけでございますが、6,700万円ほど対前年減額となっております。調定において。

この主な理由でございますけれども、まず、個人町民税、大体の数字でございますけれども1,800万ほど減額になっております。それから、法人町民税、これが同じく1,800万代で減額になっております。それから固定資産税が2,600万代で減額になってるところでございます。そのほか少しずつ減額でございますが、そのほかで大きいのはたばこ税が600万ほど減額、合わせまして6,700万の減額ということでございます。

この理由でございますけれども、町民税につきましてはやはり景気低迷による個人の収入の減というのが影響してるということでございます。

それから、法人町民税でございますけれども、これにつきましてはやはり景気低迷が影響してるわけでございますけれども、その中で事業所を廃止とした届け出があった事業所については18件が廃止等を行っております。21年度中にですね。それから、新しく開設したところが23件ございます。こう見ますと景気低迷っていいながら増えてるではないかということのように見えますけれども、廃止したところは町内でもややどちらかと言えば大きな事業所が廃止に追い込まれていると。

それから、新しく開設したところはほんの1人2人の従業員と申しますか小さな会社の設立でございます。考え方によっては大きいところはつぶれたから、自分で新しく商売でもやろうかなというようなものもあるのではないかというふうにならんでおります。

で、この大きな事業所が件数は少ないですけれども18件ございまして、このほかに会社の事業所の収益による課税が減額になっているということでございます。法人税は均等割と法人税割額があるわけでございますけれども、この均等割額は余り変わりませんが、この法人税割が減ってるということでございます。

それから、固定資産税においては2,600万の減でございますが、これは21年度の評価替えが影響してるところでございます。その中でも特に家屋が、やはり年数がたちますとだんだん減って、点数が減るわけでございますので、その影響が評価替えによるものが大きかったということでございます。若干まあ土地等もあるわけでございますけれども、大きいのは家屋ということでございます。

以上が今回の6,700万の主な理由でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） それと、もう１点、ちょっと通告してなかったんですが、今じゃなくていいんですけど、２１年度の工事発注高のＡ・Ｂ・Ｃランクの表は出していただけないのか。お願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは委員会のときでよろしいでしょうか。

○議員（４番 上西 祐子君） はい。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） はい。そういたします。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、議案第６３号から７４号までの決算の認定に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第７６号から第８７号までの議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） それでは、議案８４号についてお聞きいたします。

また墓地公園なんですが、私も先般、墓地公園をちょっと見に行きましたが、やっぱりかなりまだあいておりますね区画が。それはそれとしまして、現在、何基残っているのか。全体で何基だ、４００何基だったと思いますが、その中で幾ら残っているのかですね。そしてその条件、条件緩和はされたと思いますが、その辺の条件をもう一回、どういう条件になってあそこ区画を借り、使用できるのかということをお教えしてもらいたいです。

それと、今現在管理費がそういうことになっておりますが、今後も管理費が要ると思いますが、そこ辺の収支のバランスを考えた場合は、少しでもあそこは区画が売れるように、どういう今後、一般質問じゃないですが、そういうことで取り組んでいくのかですね、そこ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） まず、墓地使用者数でございますけども、今年の９月２９日現在で出しておる数値でございますのでそれを報告させていただきますと、墓地は４０４基あるわけですけども２基が三股町が使用しておりますので、販売できるのが４０２基でございます。それを年度末までに２４０基購入していただいておりますので、残が１６２基でございます。

ちなみに墓はそのうち、２４０基のうち２３４基が建っております。

緩和というふうにおっしゃいましたですけども、以前と変わったという状況を私が把握してな

いんですけども。

○議員（10番 山中 則夫君） いや、その前はあのもう使用料返さないということで、で、今何か緩和をしてなってるけど。そこ辺のこと。

○環境水道課長（岩松 健一君） はい。使用料は40万円でございますけども、許可後1年以内に返還された方は8割戻しております。3年以内に返還された方は6割返還してます。5年以内に返還されましたら4割ですね。8年以内に返還された場合は2割ということで、もう8年を超えたときは返還をいたしておりません。

あと、墓地を、たいふ墓地公園に墓が建って雰囲気もよく墓地公園らしくなってきましたので、回覧等でまた啓発を入れていこうかというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 議案第77号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回の補正のお主なものの中に、国民健康保険税が4,332万8,000円計上されております。本来、国保の予算を計上する場合はですね、当初予算の中で国民健康保険税等は決定をされてるわけですが、年度途中でこれだけの、約1億、予算総額の1割相当額が増額補正をされるなんていうのは今までにもなかったことじゃあないかなと、私の記憶の中じゃあそういうふうに考えておりますが、なぜこういう形の補正が出たのか、まず説明をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） これにつきましては歳入のほうですよ。4,300万円ちゅうのが本算定に基づく増額ということであります。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 今、回答されたのは、本予算査定によって出た数字だということですが、6月の税率決定をする際の、税率を決定するときのいろんな、何ていいますか、方式っていうのがあるわけですが、その方式には当初予算の4億8,856万8,000円ですか、これを基礎につくるのが税率決定の基礎ですよ。その結果、ある程度そこに100万か200万程度の差は当然事務上あるとは私も思いますけど、1割にも近い数字の増額補正が出るということは、6月の段階における税率を決定する際のやり方に何か問題があったんじゃないかなと。もう簡単に言えば、一番の問題は私は所得割の案分率だと思うんですが、6月の段階で出たのが課税所得というのがありますよね、課税所得に対する把握の仕方にもし間違いがあれば、これは大変なことだと思うんですが、多分そういうことが判定されない限りはこんなに増額の補正が上がるはずがないんですよ。これをこの簡単にこんなにさしたら、住民の皆さん方にどうでももう保険

税なんかはその当初予算で決めた分を年度途中で上げてもいいというような形にもなってきた証拠なんですね、これはね。そういうふうにと考えると、多分にそういう6月の税率決定時の問題点等についてですね、何かがあったのかまずお伺いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その税率決定につきましては、前年度21年度が応益応能割で54対46ということで決定したんですけれども、本年度につきましては低所得者に向けて50対50にしたわけなんですけれども、その委員会の席では別に何も出ていません。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 案分率の予算の応能と関係を50対50とかそういう関係があっても、6月の税率決定時の所得率が幾ら資産税率が幾らとか、1人当たりが幾ら、所帯当たり幾らと、このようなことをつけてことしの6月議会で決定をさしていただいたわけですね。それに基づいていけば当然4億8,800万等の近い数字でしか出てこないんですよ。だけど、それがこんなにも大きな増額補正が出るというのは何かその税率を決定したときとの案分の計算のやり方とですね、本課税をしたときの中に何の違いがあったか。私は当然あると思いますので、これについてはもう総括質疑は3回までというふうになっておるとお思いますので、もう今回までしますが、当然この問題については総務委員会のほうでも慎重に審議をされると思いますので、ぜひ中身について、その6月の課税を——税率を決定したときと本課税のときの資料を全部そろえていただいて、そしてなぜそうなったかという原因を、ぜひ追求していただきたいということを申し上げて総括質疑を終わります。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ないようですので、議案第76号から第87号までの議案に対する総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

---

### 日程第3. 議案第75号、諮問第2号及び意見書案第5号から第7号までの質疑・討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第3、議案第75号、諮問第2号及び意見書案第5号から第7号までの質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

まず、議案第75号「町長の給与の減額に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 2番、指宿です。議案第75号「町長の給与の減額に関する条例」の中ですが、前の町長が勇退されて新しい町長になられた。それを引き継ぐということですが、私はこの本文じゃなくて附則のところでお伺いをいたします。

「この条例は、平成29年9月22日限りこの効力を失う。」こうなっていますが、今度県知事も辞められるらしいので、まさかそういうことはないと思いますが、町長が途中で別の首長に出るとかな、例えばそういう——例えばですよ。例えばこの町長、辞めるとかっていっても、次になる町長までこれはかかるわけですね。だからこの附則で言うと、もう私は平成26年、いや失礼。平成22年9月23ですかね。9月の23日以降に行われる町長選挙まで適用するというのが、その首長の責任で出す条例としては、要するに本来の条例から附則で落とすわけ、自分の考えで落とすわけですから、それは自分の町長の間はこうしますよというのが本来の筋ではないのかなというふうに思いますので、それになった経緯を教えてください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの「町長の給与の減額に関する条例（案）」でございますけれども、指宿議員が今言われましたけれども、前回の前町長が行政改革の推進という立場からこの給与減額を提案されて実行されておったわけなんです、私も今回の選挙戦の中で継承と、そしてまた、新たな課題に対する果敢なる挑戦というようなことでお話、また町民に訴えてまいりました。そして、そのマニフェストの中にも行財政改革のさらなる推進ということをやっておるところでございます。そういう意味も含めてこの決意を示すという意味合いから、この任期中は10%の削減をいたしますというふうに提案を、条例の提案をお願いしたところでございます。

そしてまた、この期間でございますが、任期という意味合いで、この私がいる在任期間、9月22日が任期の期間でございますので、そのような形での提案ということで、今、指宿議員のほが言われました在任中という表現ではなくて、任期、私のいる任期、任期ということで提案を

さしていただいたところでございます。実質的には同じような中身でございますけれども、また、その途中で変更あれば、またそれはそれでまた新たにご提案があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） それは下げるなら簡単ですよ。例えば10%を15%に、私の町長のときにやりますよというのであれば、新たなことできるでしょうけれども、ある条例（案）を要するにやめますよって、もともとに復帰しますよということであれば、そういうところは全部論議してほしかったなと思うんですね。要するに私は4年間絶対やりますよってという仮定、信念が書いてあるんだって言えばそんだけのことですけども、しかし、自分が町長である間は、任期中はというふうな言葉はやっぱりここににじましてほしかったなあというふうに思います。

以後、こういうこともいっぱい出てくると思いますので、やっぱりそういうことはそういう、そのこの附則のところですね。いやもうこの附則は違うんだと、もう次からの町長はすべてこうするんだっちゅうんならまた条例解散ちゅうことになるんでしょうけども、そうでない以上、特例っていう形でする以上は、特例は自分の任期中でやるんだという言葉を書いてほしいと要望して終わります。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第75号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。諮問第2号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。

次に、意見書案第5号「口蹄疫復興支援対策に関する意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号「保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

これより全員協議会といたします。

午前10時33分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時35分再開

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。（発言する者あり）ああ、そうか。ごめんなさい。ごめんなさい、間違えました。――全員協議会を閉じて本会議を再開します。

再度行います。

○議長（東村 和往君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時35分散会  
-----







---

平成22年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成22年10月15日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

平成22年10月15日 午前10時01分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	大脇 哲朗君	産業振興課長 .....	下沖 常美君

都市整備課長 …………… 中原 昭一君      環境水道課長 …………… 岩松 健一君  
教育課長 …………… 野元 祥一君      会計課長 …………… 山元 宏一君  
選挙管理委員会委員長 …………… 山元 秋夫君

---

午前10時01分開議

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、先般の総括質疑の答弁の補足申し出が環境水道課長からありましたので、ここでお願いします。環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） おはようございます。10月4日の総括質疑の際に、山中議員の質疑に答弁ができなかった部分がありましたので、本日この場でさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

墓地公園事業の特別会計の決算のとこだったんですけども、墓地公園管理費の減額補正が101万9,000円あったとございまして、その内訳は何かということございまして。これにつきましては、平成21年度の決算を控えまして専決処分をしたんですけども、不用額を。その分ございまして、101万9,000円の主な部分だけを申し上げますと、修繕料の10万円の減額。これ一切必要でなかったということで減額しております。

そして、公園の管理委託料、シルバー人材センターへお願いしている分が少なくて済みまして、20万8,000円の減額。そして、墓地使用料の還付が出た場合はということで、墓地を返還したいという申し出があった場合に還付をしようということで予算を組んでいたんですけども、1件もございませんでしたもんですから、減額48万ということございまして。

あと、その他の消耗品とかもろもろございまして、一応大きいものを3つだけご報告させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の選挙で新町長が誕生したことは喜ばしいことではありますが、ただ、本町のトップリー

ダーを決める大事な選挙に関わらず、投票率が約54%で過去最低を記録しました。非常識な投票時間の短縮や有権者の意識にも問題があると思いますが、長年人口増加に甘んじて、特色のない希望や期待の持てない町になってしまい、町民が町政に魅力を感じないようになっているのも大きな原因ではないかと思っております。

私は、常に町政は町民のためのみにあるというのが基本であり、町民等しく希望と誇りと安心を与えるのが政治家の使命であると思っております。

町長、市政概念や前例にとらわれることなく、思い切った発想でスピード感のある改革を町民に、目に見える形で確実に実行し、役場も変わった、職員も変わったという町民が実感できる新生三股をつくり上げることは、町長に求められていると信じております。そこで、質問に入ります。

まず、第1に、町長が選挙のときに町民に示したマニフェストの行財政改革について、具体的にどう取り組まれるのかお聞きいたします。

2番目に、町民の関心のある現在の本町の職員数・職員給与は適正なのか、そうでないのかお聞きいたします。

次に、町長の重点施策である協働のまちづくりとはどういうものなのか、その中身のことを今後どう進めていくのかお伺いいたします。

次に、町民サービスの面から、長年不利益を受けていた植木地区の住居表示の見直しを、今後施策の中で取り組んでいかれるということですが、どのようなスケジュールで進めていくのか、その方針をお伺いいたします。

最後に、長年の要望であった植木体育館建設にどう取り組んでいかれるのかお聞きして、壇上からの質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 皆さん、おはようございます。今回初めてこの一般質問のほうの発言をさせていただきます。大変緊張しておりますけど、よろしくお願ひいたします。

ただいま山中議員のほうから、今回の町長選、投票率が54%ということで、ひとつ盛り上がらなかった、町民の関心が薄かったということでもありますけれども、これにつきましては候補者の私にも責任があるのかなというふうに考えます。

そういう意味合いでは、もっともっと町民にアピールできるような施策を含めてもっと訴えるべきでなかったかなと思いますけれども、限られた時間の中で、候補者としては一生懸命やっただけでございます。ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

では、質問の要旨に従いまして回答をさせていただきます。ありがとうございます。

まず、選挙用マニフェストの行財政改革に今後具体的にどう取り組んでいくかということでございます。行財政改革につきましては、ご承知のとおり平成17年度からの集中改革プランにより、職員数の削減を初め、さまざまな行財政改革を実行しているところでございます。現在は第5次行財政改革大綱の策定に取り組んでおりまして、今後この大綱に沿ってさらなる行革の推進に努めていく所存であります。

具体的には、体育施設等やその他の公共施設につきましても、指定管理者制度について早速協議を進めていきたいというふうに考えています。

また、協働のまちづくりの推進のため、組織機構の見直しや住民参画と協働の推進のために、まちづくり基本条例の検討を早期に始めたいというふうに考えています。

その他につきましても、行財政改革推進本部の中や検討部会等を設置しまして、できるものから取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、現在の職員数・職員給与は適正だと思うか否かという質問でございますが、国より地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針が平成17年3月に示され、本町においては行財政改革の具体的な取り組みとして集中改革プランを策定して、平成17年度から平成21年度までの5カ年を実施期間として取り組んでまいりました。

その間、職員定数の10%削減や、平成17年度に国が実施した公務員制度改革に伴う給与制度の見直しを実施し、職員の定員管理や給与の適正化に努めてまいりました。

本町のホームページ上でお知らせしておりますが、本町の財政比較分析表によりますと、平成20年度の定員管理の状況は、人口1,000人当たりの職員数は5.90人となっており、類似団体平均は6.73人で、年次的に類似団体を下回る水準で推移しております。

行き過ぎた職員削減は、町民サービスの低下を招く恐れもあり、引き続き充実した行政サービスを提供するためにも、行政需要に応じた定員管理の適正化を継続していきたいというふうに考えております。

また、職員給与は、人事院勧告に基づいて毎年見直しを行っているところであり、給与水準として国と比較したラスパイレス指数は、平成20年度で本町は95.2であり、類似団体は、平均は96.1でほぼ同様に下回る水準で推移しており、適正なものと考えます。

官民格差が大きいとの意見もございますが、人事院勧告は多様な事業所規模を加味して出された給与体系なので、給与を引き下げ過ぎると地域への経済的マイナスの影響が生じかねないと考えます。それより給与に見合う職員の能力や質の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、協働のまちづくりをどう進めていくかというご質問でございますが、私は、このたびの町長選に当たって、「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンに掲げ、5つのプロジ



ェクト、10のまちづくりを提唱したところであります。これらを実践・実行する上の基本的スタンスとして、所信表明で申し上げましたが、町民が参画する町民との協働の行政を目指したいというように考えています。

このような観点から、まずはまちづくり基本条例を制定し、市民と行政が相互の理解と信頼のもとに目的を共有し、積極的に連携・協力することによって、地域の課題解決、例えば地域の活性化、支部加入、ごみ問題などに当たろうというふうに考えています。

まちづくり基本条例は、地域が抱える課題への対応やまちづくりについて、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決めて実践していくのかなどといった自治の基本的なルールを定めるもので、住民、議会、首長、行政のそれぞれの役割と責任、情報の公開、共有や住民の行政参加などを規定することとなります。

「住民との協働」と一口で言っても、事業内容によって、参加の形態、役割は多種多様であることから、地域住民や行政などの役割や責任を明確にした上で、より良い協力関係が築けるシステムづくり、土俵づくりに努めたいというように考えています。

次に、植木地区の住居表示見直しにはどう取り組んでいくかということでございます。住所の表し方を見直すには、「住居表示に関する法律」に基づいた住居番号を用いた表示方法があります。この住居表示は地番とか関係なく、それぞれの地域、区画ごとに町名、街区符号、住居番号の組み合わせで住所を表示するものです。

また、地方自治法260条の規定により地番は変更せず、大字を外したり、複数の地域名に分割したり、新たに地域名を設定するなどにより見直す方法もあり、町名整理とされています。

いずれにしても住所の表し方の見直しに取り組むためには、克服すべき様々な課題や問題点がございます。

本町において、現行の住所では、区画整理事業を行った地域を除いては、大字のついた住所地番となっており、区域が広く、地域を簡単に特定することが難しいのも事実であります。例えば、植木地区においては「大字宮村」と「大字樺山」であらわされる住所で2分割され、しかも一般に集落と言われている「宮村」、「樺山」とは地域が異なるため、現在の住所表現では不都合なものとなっています。

住所の表し方を見直すことには前向きに検討をしたいというふうに考えておりますが、本町での見直しについては、住所の表し方に関してのこれまでの経緯や地域の状況から考慮しますと、住居表示による見直しではなく、地番を変更しない町名整理による字区域の変更を検討したいというように考えています。

今後、集落名が複数地名であり、特に人口が密集している地区を特定しまして、住民の意向や要望等をお聞きするために座談会を開催し、現在の住所の現状、また、住所の表し方を見直す方

法や仕組み、見直しにかかわる克服すべきさまざまな課題や問題点などを説明していきたいというように考えています。その結果を踏まえ、また、費用対効果等を踏まえて対処してまいります。

最後に、植木地区の体育館建設をどう考えるかというご質問でございますが、植木地区の体育館建設については、今までに地区の要望として承っております。また、機会あるごとに考え方を町としても説明、お知らせしてきているところであります。

本町におきましては、中央における町体育館、武道体育館、各小学校の体育館、第6地区分館、第2地区交流プラザ、第3地区及び7地区分館等のミニバレー等の小規模施設などが整備されており、それぞれの地域のスポーツ振興、健康増進のため、多くの町民の方に有効に活用をされているところであります。

本町の体育館等の施設の配置を考えますと、植木地区及び稗田地区を除けば、それぞれの地区ごとにいずれかの体育施設が配置されている状況であります。植木、稗田は本町の西部地区として人口の割合も高く、体育施設として整備すべき地域であると認識しております。

これまでに、建設について継続して検討をいたしておりますが、建設費用の財源や建設場所の確保など、なかなか進展する機会に恵まれなかったところであります。今後とも国・県等の事業を把握して財源を確保するとともに、場所の選定等の機会をとらえ、できるだけ早期実現に向けて努力してまいりたいというように考えています。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、要旨に従って質問をしていきます。1番と2番は関連がありますので、一括質問をしていきますので、よろしくお願いいたします。

先ほども言ったように、投票率が悪かったと、本当に、三股町の4年間を託す一番大事な選挙なのに、こういうパーセントで、54%という本当に低い、県内でもないんじゃないかと、首長の選挙で。それはいろいろ要因があると思いますが、やはり新町長にやっぱり町民は期待していると思っております。新しく町長が誕生、新しいというか、新人同士で戦った選挙というのは20年前だったんじゃないかなと思っております。

それまでは現職と新人のという戦いであって、本来ならば本当に興味は示して、町民が賛成意見という国民の一番の権利に対して行使しないというのが非常に残念でありませんが、しかし、現実には現実ですので、その辺も含めて、町長に今後思い切った改革とか思い切った町民のためになる、利益につながる改革を打ち出していってほしいと思います。

そこで、行財政改革という具体的な案に入ります前に、改革に臨む町長としての基本的な姿勢、心構えをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 選挙戦でも皆様方に訴えてまいりましたけれども、やはり、これからの町政、また、行政というものは大変いろいろ難しい面が出てくる。つまり、行財政の基盤が非常に厳しい状況の中で、これからのまちづくりを進めていくというためには、やはり町民のご協力をいただきながら、協働の精神でこのまちづくりをやっていくことが必要だろうということのお話をさせていただきました。

そのための仕組みづくり、ステージづくりがこれから必要だと、その中の一つが、まずは役所の改革というのにも必要だというふうに考えています。

要するに、先ほどお話しましたけれども、やはり、これからのこの地方主権、地方分権の受け皿としての役所、そういうスキルを持ったところの人材育成を含めて、この行財政改革に取り組み、そして、それがこのまちづくりの協働という理念とともに、このまちづくりの基本的なスタンスになっていくだろうという意味合いから、継承と改革ということを町民の方々に訴えてまいったところでございます。

そういう意味合いで、そのスタンスを基本的スタンスとして、これからの三股町づくりに励みたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 心構えとしてですね、そういう気持ちでやっていってもらいたいと思います。

そこで、やはり改革となると、今、町長が言われましたように、役所の改革というのは、本当に大前提じゃないかなと思っております。この改革なくして、幾ら町民に協力を求めても、町民が、やっぱり役場の中が変わっていくという、それを現実に見れると、いろんなことで協力は出てくると思います。

改革とは、とにかく今までの、私は町長をずっと見ておりましたが、平成2年に議員になりました、その前から、ちょうど58年ごろから私はずっと傍聴にも来ておまして、私が感じているのは、その中で、やはりずっと、約32年の間で28年間行政マンの町長だったんです、職員の。

それが悪いとかいいとかじゃなくて、そういう人たちがいつも唱えるのは行財政改革は唱えるんですけど、しかし、町民が納得するような本当に改革はなされたのかということ、非常に疑問であります。

というのは、やはり長年同じところにこういう100人か200人の職員の役所というのは、どうしても職員同士で人情的につながってしまうんです。だから、どうしてもその人は、町長になって今度は改革と思ってやろうとしても、やはり一向に進まないのは、俗に言う同じ釜の飯を食っているからなかなか進まないです。

そこをどういうふうにして改革をですね、本気に町民が納得するような改革を進めていくのには、町長のやはりリーダーシップ、本当に町民サイドに立った気持ちで物事をしていかないとなかなか、やっぱり情が出てくるんです。情が出るのは当たり前ですよ。20年か30年も一緒にやっていて、こういう点が悪いとかいいとかというのをある日突然言われるんですから、それが改革だと思いますが、それで職員が納得するかというと、なかなか納得しない。

それは、やっぱりしかしトップのやる気、本気、そして、町民の利益のためにという、そういう気持ちが働かないと、幾らいい政策を打ち出しても、それを実務的にやってくれる役場の職員がそっぽを向いてっちゃあひとつも前に進まないと思います。

そこで、まあ町民目線というのはいろいろあると思います。私は、町民目線というの、大衆迎合、町民に迎合する、そういう意味じゃないですが、町民目線というのを町長はどういうふう認識されているか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長、ちょっとお願いします。答弁に際しては明確に挙手を願います。  
町長。

○町長（木佐貫辰生君） 大変関連的なご質問ですから、的確に答えられるかどうかちょっとわかりませんが、私の考える町民目線という意味ですけれども、先ほど議員も言われましたけれども、役場の中だけでの、行政感覚だけでの物の見方ではなくて、やはり一般的な庶民といえますか、町民が見る物の考え方、この考え方に沿ったところでの行政を見る目というふうな理解の仕方をするならば、私も今回、役場はやめたわけでございますので、一介の政治家として、やはり外部の町民といえますか、そちらの目からこの役場を見ていくという姿勢が必要だろうと、そういう意識を持って、これからの役場の職員との付き合いといえますか、行政のあり方、役場のあり方を検討する必要があるだろうというふうに考えています。

そこで、この前朝礼がございまして、そのときにお話したわけですがけれども、役場は生まれてから死ぬまで、出生届けから死亡届、そしてまた衣食住、すべてのものを扱う最大のサービス産業なんですと、ですから、役場に対する目というものは大変厳しいものがあります。だから、それにこたえる努力はしなくちゃなりません。

ただ、厳しい目というのは、やはり期待の裏返しではなかろうかというように反面思います。

そういう意味合いからすると、やはり町民の目線を代表する町長といえますか、そういう気持ちでこれから職員との関係をきちっとつくっていくのが大事ではなかろうか、そういう意味合いから、このマニフェストには掲げておりますけれども、また、一般質問の中でもほかにもございますけれども、外部評価とかですね、それとか協働、そこの中に町民が参加して、同じような感覚でこの行政を進めていく中での、お互いの共通理解というのが生まれてくるというふうに考えていますので、そういう意味からのとらえ方でこれから行政を進めていきたいというふうに考え

ています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） そういう強い決意でやってもらいたいと思います。

というのは、何で基本的なことを私は聞くかという、どうしても、町長が選ばれているわけですから、なった。なると、やっぱり万歳をしてしまうと、また役場の中に入っていかれるんですね、ずっと今までの町長を見ていると。だから、役場の中から町民を見るから、ひとつも自分達の意識が町民との意識がどういうふうになっているかということなかなかこう実感としてわからないです。

だから、町長は政治家ですので、やっぱり政治家というものは、町民のサイドから役場の中を見ると、いろんなことが、あっ、これは自分で職員の時代は違う、こう思っているんだけど、町民の人たちはこういうふうに考えているんだということの乖離がどんどんわかってくると思います。

我々もそうですけど、長年やっていると、どうしてもその範囲のことしか見えません。別なサイドから見るとまた違った、職員の方々はほとんど、やっぱり優秀な人たちがほとんどだと私は思っております。それを使命感を持ってどういうふうにして町民のために働くのか、そういうことの使命感とか原点に返ることがなかなかできないです。

我々も政治家として、私も平成2年で出て、また、いつも原点に返ってやらないかなと思っ

ているんですけど、なかなかできないのが人情だと思います。それを変えるのは、やはり別なサイドから、町民の中に入って行って、町民のほうから役所を見たり職員を見ると、いろんなことがわかってくるんじゃないかと。

先般、もう先般といっても2年ばかり前ですかね、東国原知事が三股に来られて、満月でちょっと交流会をしまして、私もちょっと時間が大してなかったですが、本人とちょこっと話す機会があったもんですから。

その中で彼が言ったのは、「山中さん、私も当選して県庁に入って職員と接したら、彼らは人間的にまともなんだけど、県民の意識と全然違う。これだけ違うのかなということをびっくりしました」と。

そして、「4年間の在任期間幾らいい政策を打ち出そうが、彼ら能力のある職員がついて来なかったら、幾ら政策を打ち出してもその政策は県民のためにならないんだと、だから職員の意識を改革をするのは、私の4年間の仕事の中の7割ぐらいを占めるんじゃないかな」ということを言われたのが非常に印象に残っていて、そうだなと、別に職員の方をあだこうだ、能力がないとか、そういうことを私は言っているんじゃないと思います。

この能力をいかに引き出して町民のために働いてもらうかということは、町全体の町民の利益

につながるということ、そういうことを認識してまあ今言っているわけですが。

それで、質問に入りますが、町長は先ほど職員の数も類似団体とするといいいんだと、給料も適正なんだということ、それはそれとして感じておられることですからいいんですが、私は、町民目線からいった場合は、給料を下げろとか、そういうのを言っているわけじゃありません。やはり、我々の主導的な立場になってもらわないといけない職員ですので、それだけの給与とか、その見返りあって当然だと思います。

しかし、それに見合った仕事ができているのかできていないのかということ踏まえて、必ず類似団体とかラスパイレス指数とかいうのがありますが、それはそれとして、やはり三股は三股の事情があると思います。

我々も、議員は18名を極端に3分の1、6人減らしました。これは、我々は法定定数で言うと、国が地方自治法で認めている定数では30名が議員が見てもいいんです。これを3分の1ぐらいの議員の数にしております。

それは、いろんなそういう団体と比較するんじゃなくて、三股は三股のどうなのかという、やっぱりそのそういう事情を、自分達の町としてどうなのかということ、基本判断としてもらわないと、そういう国の人事院勧告、それはありますよ。

しかし、その中で、さっき言ったように、自分たちはどうなのかと、これでこの人事院勧告に合った仕事をやっているのかということ、やはり町長が投げかけていかないと、ここで適正です、類似団体ですよと言ってしまうと、それで私は職員の意欲はこれでいいんだということになってしまうと、非常にマイナスじゃないかなと思います。

先ほど、そういう能力に合った、そして、内容の充実を図りたいということ、それをぜひして、町民の負託にこたえてもらいたいと思います。

そこで、職員の数ですが、今適正な類似団体といっても、問題なのは、平成18年から町立病院から24名の方が役場の中に入りました、一般会計事務のほうに。これが私は、職員が全体としては減っているか知りませんが、特別会計を入れて、その数で物事を判断するといけないと思います。役場の中の最初からの定数は幾らですかね、その当時17年度までの。町立病院からこっちまで入ってくるまでの職員定数です。それを教えてもらいたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 平成17年4月の1日現在で212名です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 二百数名いましたね。

そして、本庁のほうは幾らだったですか、そのとき。役場内というか、一般会計のほうの職員は幾らだったでしょうかね、この中で。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 普通会計部門で一般行政職部門が129、教育部門が25、公益企業部門が、町立病院を除きますと大体35ということになっております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は、そのときの職員の総数じゃなくて、一般会計のこの役場内のそういう定数をもとにして、これが職員の数を減らしているというようなとらえ方をしないと、町立病院は事業はなくなっているわけですから、その部分を入れて、全体の数からすると減っているかわかりませんが、普通企業は、その部門を切った場合は、その数を入れないですよ、全体の中に。

だから、そこ辺が認識の違いが、これだけコンピューター、IT機器を導入して、実際それだけの見合った適正な職員の数なのかということをもっと綿密に調査というか、どういう調査か、なかなか民間企業とは違うところがありますが、そこ辺をシビアにしていかないと、これから、町長が言われる協働のまちづくり、非常にこれはいいことです。いいことですが、そういう町民が役場内に不信感というか、信頼がなければ協働のまちづくりは絶対に成功しないと思います。

協働のまちづくりイコール町民との信頼関係をいかに築くかということで、町民がいろんなことに協力していくんじゃないかなと私は思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、この定数関係、職員数のお話をされましたので、正確なところを申し上げておきたいと思えます。

平成17年の4月1日には公営企業分を含めて212名でございました。先ほど総務課長がお話しましたように212名。そして、現在その町立病院はございませんけれども、衛生センター、し尿処理センター、福祉センター、こちらの職員としてカウントをいたすようになったわけです。それも入れて、現在全職員数は175名ということで、17年から比べると37名減っているというような状況です。

要するに、組織機構の改革の中で、課長が20名ほどいましたけれども、それも10名ほどにしました。そして、いろんな部門の見直しも常にこの他の団体との類似団体との比較の中でやっているわけではなくて、現在の規模の中でこれでいいのかどうかというのは常に検証しながら、そして、各課長のヒアリングをしながら、この職員数については見直しをいつもやっているところでございます。

そういう意味合いで、できるだけ行政サービスは落とさないような形で、しかし、やはりこの財政状況を踏まえて職員の適正な配置を考えながら、この事務事業の見直し、組織機構の見直しを常に念頭にしながらやっています。

そして、また先ほど言いました協働につきましても、そういう実態も十分町民の方々にもお知らせしながら、所信表明で言いましたけど、「見える行政」というような表現をさせていただきましたけれども、そういうお互いに共通理解を持ちながら一緒にやっていく、そういうような形で進めていきたいというように考えています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ、やはり町民目線、そして町民サイドに立った町政運営をしてもらいたいと思います。

そして、もう1回やはりみんなお互いに原点に戻ると、職員の方々にもう一度意識を持ってもらうために、原点というのは、何のために職員がいるのか、そして、何のために組織機構、そういう中に組織があるのか、これをもっとじっくり考えて、必ず私は答えが出ると思います、優秀な人たちですから。

今、我々町民のサイドから見るとどうしても、だれのためなのかといたら「自分たちのため」、そして、組織機構のあり方というのは何なのかという「既得権益」、今までの権益を守ろうと、意識はないかもしれませんが、ほかから見ていると、我々から見ているとそういうのを、だから改革が進まないということになっているような感じもしますので、やはり、もう一度原点に戻って、使命感を持って生き生きと働いて町民の負託にこたえてもらいたいと思います。

そこで、具体的に中に入りますが、行財政改革の中で、体育施設の指定管理制度の導入やし尿処理センターの委託なども検討されているということですが、これは何のために委託するのか、そして、いつごろ、期限として、やはり、物事を改革をするときは、期限とか数値目標を言わないと、「検討します」とか「努力はします」と「前向き」というのは、もうスピード感のある行政じゃ私はないと思いますので、何のために行うのか。今後の期限、いつまでにそういうことを実現していきたいというのかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話しましたけれども、第5次行財政改革の策定に現在取り組んでいるというお話をさせていただきました。この中で、今言ったようなことにつきましても検討をさせていただきたいというふうに思います。

具体的には、体育関係施設につきましては、その受け皿づくりというのが大事でございますので、今そちらのほうが進められているようでございます。ですから、こちらのほうができるかどうか、そのあたりのところの思考期間等も必要であろうと思いますので、すぐというわけにはいきませんが、そういう経験を踏まえさせながら早い段階で移行できるようにしたいなというように考えています。

それから、し尿処理センターの関係につきましては、やはり、そこで働いている職員もいます。



ですからそしてまた、施設の老朽化等もございます。という意味合いから含めて今後どうするのかというのについては慎重に検討したいというように考えています。

また、いろんな声も、三股町だけの施設ではございませんので、都城市との協議も必要と思いますので、そういうのも踏まえながら検討をしたいというように考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく、何回も言うようですが、スピード感のある改革をしていってほしいと思います。

体育施設の指定管理とか、し尿処理センターの、これは経費削減がやはり前提じゃないかなと思っております。そういう意味で、ぜひこの検討の中に給食センターの民間委託も入れてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 給食センターにつきましては、今、学校給食会というところに委託しておりますので、それで何か問題があるようであれば検討はさせていただきますけれども、今のところは考えておりません。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 何で給食センターのことを言うかということ、確かに2億1,000万ばかりですかね、運営費と事業費と入れて約2億以上のお金が使われております。そして、運営費が約1億ばかり9,800万ぐらいですか、1億ばかり使われていると思います。

他の団体のことを言うわけじゃありませんが、都城市が数年前給食センターを建設して民間委託しました。私も都城の市長選挙のとき討論会を聞きに行きましたら、全体で幾らかかっていたかはわかりませんが、民間委託したら約2億の削減になったと。向こうは所帯が大きいというか、三股町とは違うと思いますが。

そして、来年からだと思います。旧4町も多分民間委託に移行するということで、この近辺もほとんど民間委託に移行して経費削減を図るということで、私もなぜこういうことを言うかという、先般、都城市の民間委託業者の方が、ちょっと話しする機会がありまして、そういう給食センターの民間委託というのは極端なこう意識はなかったんですが、いろいろ話を聞いてみますと、約、今運営費が幾ら、多分運営費が、先ほど言った9,800万ぐらいになっていると思います。

事業費はいいんです。事業費を減らすと材料の低下とか給食に直接跳ね返ってきますから、内容の低下につながっていきませんが、運営費というのは、これをやはり、せつかく指定管理者が委託だというふうにしてこの経費削減を唱えられるのであれば、この約1億の運営費は、大まかな

数字ですが、約半分に減るような話でした、極端に言うとはですね。それはちゃんと町がそういうふうに民間委託をしようと思えば、内容的にわかってくることですので。

だから、せっきゃく経費削減と、町民のためにいろんな方向でこれから改革していこうと思えば、こういう年間に四、五千万浮くような、ほかがやっていないでも、民間委託にもう宮崎県はだんだんだんだん今になって、現実的に1市4町はここ数年の間になるということで、我々の四、五千万のお金がどういう形であろうが浮くということになりますと大きな財源になるんじゃないかなと。

まあいろんな問題ありますよ。あるんですけど、しかし、改革というのは、自分たちも血を流さずして改革は私はないと思います。あっちも立てる、こっちも立てるような改革は何も改革にはならないと思いますので、まあ唐突に今出しましたが、この辺を内部で調査して、ぜひ運営費の経費削減ということで、これは極端に言うとは半分になるということで調査して。

それが、これだけ財政が窮屈だ、苦しいと言いつつながら、そういうところには手をつけないで、これはほかの団体もやっていなければいいですけど、ほかのところはどんどん取り組んでいて、三股だけ結局そういう調査もしないで、答えも出さないでずっとこのまま続けていって、将来禍根を残すんじゃないかなと私は思いますが、いかがですか、町長。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町は、ご存じのとおり行政改革については先進地と言われたようにですね、保育園等も、やまびこ会という法人をつくりまして町から切り離しました。

そしてまた、学校給食会につきましても、給食は町の責任で運営していくというのが基本的スタンスでございますけれども、学校給食会というのをつくりまして、そちらのほうに委託しているということで、今現在ほかの団体がそのように委託、または民間にやっているのは、三股町がそれを先取りして三股町がやってきたんだというふうに私は理解しております。

そして、今言われましたけれども、約2億円程度学校給食会は運営されておりますけれども、そのうちの1億円が給食費、そして、残りの1億円が運営費でございますけれども、その運営費については町が責任を持って出すということは当然、そしてまた、食材については保護者が出すというのが法律でこう決まっているわけですけども。

その1億円の運営費、これにつきましてはもちろん人件費、そしてまた光熱費含めてこの給食センターの食材にかかわらない部分についての経費でございますが、この給食会に働く人たちの人件費を見ますと、町の職員の給料表には準じておりますけれども、しかし、スタートからして非常に低いところからスタートしております、非常にこの人件費についても行革と言ったらおかしいんでしょうけれども、大変、節約というのもおかしいですね。

そういうふうな、この給料表には準じていますが、その給料表の一部を使ってやっています。

そういう意味合いでは大変給食会の職員の方々も裕福といたしますか、そういうふうな状況ではないか、その給料表の部分を使ったところでやっておいて、既に行革は済んでおるといふように私は理解しているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 町長の認識不足ですね。もっと中身を調べて、私は別にその職員の方を云々というんじゃないです。あくまでもそういう委託とか指定管理者ということで、経費削減を町長は前向きにとらえていくということでやったものですから、この実態をもっと調べて、でないと、何でじゃ都城とかそういうところが民間委託しているのか。

現実に経費削減になって、いろいろ抵抗があったと思います。かなりあったということでした。しかし、それが町民のための利益になることはやっぱり考えていかないと、じゃ中身を調べてから答弁をしてもらいたいと思う。もっと前向きに調べて、今、町長が言われたとおりでいいですよ。

しかし、調べもしないで職員をまもるのはいいんだけど、しかし、それは全体の利益のためにならないんじゃないかなと思うから私は提言したのでありますので、もう1回、実際はどうなっているのか、ほかの市町村はどうなっているのかということ、やっぱりこの厳しい時代ですから、何がいいのかということ、ゼロからの判断をしていっていかないと、今までがどうだった、こうだったということ、それはもう正しいことはいいんですが、調べて。もう1回調べてもらいたいと思います。

まあ今後またこの給食センターのことは取り上げていきたいと思います。

そこで、次にコミュニティバスも資料をもらいましたが、平成20年度とすると3,000に減っていますね、この乗降客ちゆうんですかね。2万人近くだったのが、1万9,000幾らだったのが1万6,000になっていると、3,000人近く。これもですねもっと民間のほうに委託したほうが、民間感覚でやられたほうがいいんじゃないかなと。

一生懸命町がやっているということで、いろんなことで取り組んでいると思いますが、しかし、数字が、結果がこういう結果になっている以上は何かどこに問題があるのかということをもう1回精査してもらって、本当にコミュニティバスとして町民の利便性を考えていろんな、どういふふうに利益に結びつくかということをもう1回、そういうことも含めてコミュニティバスの委託なんかも考えていってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） コミュニティバスについては、議員さんのほうに実績として資料をお示ししたところでございます。

ただ、利用が、通学コースと、それから生活支援コース、この2つがございまして、通学コースのほうが大分減ってきていると、これは、要するに学生、生徒中学校の生徒の利用状況が変わってきているということでございます。

生活支援のほうは、若干ですが上向きの状況になってきているということで、多少なりともこのコミュニティバスが運行しているものについて、若干の需要、町民の理解というものが目覚めてきたんじゃないかなと思います。

今後も同様にいろんな利用の促進とか、そういったことを考えていかなければならないんですが、最初は直営でやったということもございまして、確かに今の運営状況を見ますと、かなり厳しい状況の収入もございまして、歳出のほうも非常に抑制した形での賃金等も、本当に申し訳ないんですが、運転手の方、あるいは事務の方には非常に、そういったことで採用できるような人をそこで雇用をしております、なかなか一般の生活では成り立たないような人件費でございます。

そういった中でやっていますので、これを指定管理とか委託とかいうことに出すにはもう少し検討をさせていただきたい。

それと、いろんなところのこういうバスの指定管理を出しているところ、そういったところの調査もしてみたいというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ検討をしてもらいたいと思います。今のような状況で町民がコミュニティバスを見て、本当にいろんな苦情を聞きます。それは一生懸命やってられるかわかりませんが、現実にこういう乗降客、一人か二人しか昼間は乗っていないというような、そういうことも含めて、何回も言うようですが、今は都城になりましたが、高崎町はそれで成功しているところじゃないかなと思っておりますので、そういう面も含めてぜひいろんな方向から調査をしていってもらいたいと思います。

とにかく改革というのは聖域がないと思うんですよね聖域が。これはいろんなことに踏み込んでいって、そのままでいいのか、いやこれは手をつけないといけないのかということ、最初からこれは民間委託はしない、何をしないと決めてしまうと、それは改革じゃない、聖域がないと思います。

いろんなことに、それだけ厳しい自立でやっていこうと思えば厳しい事態になっていくと思いますので、そこ辺を含めて、何も、そのどういう団体をいじめるとか、だれをどうするとか、そういう排除をするとか、そういうのじゃないんです。あくまでもやはり全体的な、何回も言うようですが、町民の利益になることをやっぱり断行するのが政治家ですので、そこ辺は、それを新

しい町長には町民は期待していると思いますので。

そこで、時間も大分過ぎておりますが、協働のまちづくりの推進ということでお聞きいたします。

事業評価制度や事業仕分けに町民を参加させると、これはいいことで、私も非常に賛成しております、協働のまちづくり。しかし、先ほど言いましたように、町民との信頼関係がないと、なかなか行政との信頼関係がないと前に進まないと思います。

そこで、いろんな委員の方を決めて、いろんな協議会とかそういうのがこれから行われると思いますが、ぜひ、私は三股町民の町内からばかりじゃなくて、外部委員とか、もっと専門家を入れていかないと、いろんな審議会がありますが、行ってみると何とか団体の会長さんとか、その人たちが悪いという意味じゃないですよ。

やはり、外から見る目、専門家が見る目でいろんな審議をしていかないと、最初から町内かばかりで招集してると、行政がそのつくったプランで大体動くんです。なかなか町民の方はそれ以上専門でもないし。

それで、行政というのは、ひな壇はちゃんとつくっておりますから、それに基づいていろんな町民の意見を聞きますよ、意見を言ってくださいと言ってもその幅広い意見がなかなか出ないと思いますので、今までの委員じゃなくて、外部委員、専門家をどしどし入れて、本当に協働のまちづくりがすばらしいものになるように、町民が期待するような、そうなるように委員の構成を考えていってほしいと思います。

その辺は町長、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） はい、言われるように、やはりいろんな多種多様な人材がこの三股町の中にも埋もれているし、また、外部からもお願いしたりしながらこの協働というのをつくっていききたいというふうには思っています。

そういう中で、大学のほうも南九州大学が隣にございますので、そのあたりの先生、あるいはまた、我々も、近くにいて知らない方で大変、定年されて、いろんな経験、能力を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるというふうに思っていますので、そういう人材等も発掘しながら、この協働のまちの人選に当たっていききたいというふうに思っています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ内部の意見、町内の意見、そして、外部のまた違った視点での意見をいろいろ融合させるというか、いろんなことで、そういうことをしていかないと、なかなか高い次元の協働のまちづくりには進んでいかないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、町長もそこ辺を踏まえて登用をしていってほしいと思います。

その中で、具体的に言いますが、事業仕分けです。これも具体的に1点だけ申しますと、ふるさとまつりです。今度もまた11月の13日、14日ありますが、ふるさとまつりは結構なことです。ことして20回ということで、20回の記念事業ですね、一つの。

その中で、私はいつも少し疑問に思っているのは、そのふるさとまつりのなんというか原点というか、手前みそで悪いんですが、このふるさとまつりを提案したのは商工会であります。平成3年です。2年のときに私も議員になりまして、その当時福永町長、この町長は私なんかと一緒に当選されまして、私は補欠選挙でしたので、そして、すぐ私は提案しました。その当時の広瀬会長に提案。

なぜ提案したのかというと、私ごとで申し訳ございませんが、西小学校に行ったんです。西小学校に行ったら、お父さん、お母さんたちが、子供の前で平気で「私たちはよそから来ていますから、別に三股に住んで、仕事も都城ですのよ」というので、ひとつも三股に対しての愛着というか、意識がないんです。

私はそのとき言ったんです。「お父さん、お母さん、そりやお父さん、お母さんはそうですね。しかし、子供は三股で生まれて、ふるさとは三股なんですよ」と、「自分のお父さん、お母さんたちがそういうことを子供が聞いて、自分の生まれたふるさとに愛着とか誇りを持てますか」と言ったら、黙っておられました。

そのことが、ひとつのふるさとまつりの提案するもとなったような、私もそのとき、広瀬会長は福永町長に言ったら、福永町長は、すぐ「それはよかこっだ」ということで、平成3年からふるさとまつりが、これはちょうど役場の前でやっておりましたが、今は向こうに移っておりますが。

そういうことで、そのときに言ったのは、確かに地域の活性化もありますと、しかし、ふるさとまつりということは、ふるさとを自分たちの、いろんなところから三股に移り住んでこられて、ここで生涯を、一生ここに住んでおられる方がほとんどだと思ふんです。その人たちに三股町というふるさと意識を持ってもらう、そのための祭り、その2つの目的があるんですよということで、そのとき福永町長もあいさつされて、私もよう鮮明に覚えております。

そういうことで、何かもう一つこのふるさとまつりの原点を忘れていたような感じがして、今までの町長もそういうこともあまり、あいさつの中でも言わないし、確かに地域の活性化、三股町をほかの他町、ほかのところからよく見てもらうというのは一つありますが、しかし、そればかりじゃいけないと思いますので、そこ辺も仕分けのあれに入って、何がふるさとまつりなのかというのももっと検討をしてもらいたいと思いますので、よりよい祭りにしてまいりたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この事業仕分け、その中にいろんなものが入ってくるだろうというふうには思いますけれども、まだ事業仕分けができるそのシステムづくりがまだできておりませんので、これにつきましては、先ほど申し上げましたが、まちづくり基本条例をつくって、その中で町民参加の形態のあり方、そして、外部評価のあり方を含めて、そういうところで議論をさせていただきたいなと思います。

そして、今言われましたように、いろんな事業が町の中であるわけです。そういうものもテーマにして評価の対象にはなるのかなというふうには考えています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ、やはり今2万5,000人、七、八千人ぐらいはよそから来た人じゃないかなと思っております。正確な数字は。

その人たちが、やはり三股に住んでよかった。自分たちのふるさとは三股なんだということをぜひ認識するような祭りであってもらいたいと思います。それが三股町の町民が一体となる一つのきっかけになるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひいい方向で検討をしていてもらいたいと思います。

それで、次に入ります。

植木地区の住居表示の見直しについてということで、町長が前向きにいろいろ今後取り組んでいくということで、非常に期待しておりますが、ぜひ、先ほど言われました町名整理というか、もう1回その辺を説明、簡単でいいですけど、町名整理の方向で進めていきたいということですが、もう1回その辺を説明をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） はい、住居の表示の仕方につきましては二通りあるというお話をさせていただきました。地番まで変えるやり方と、地番は残したままで、その大字樺山、大字宮村、その上のほうだけを変えるやり方というのがございますので、地番まで変えるとなると大変大きな財政負担を伴う仕事という形になって、また、時間も相当かかるんじゃないかなというふうに考えています。

ですから、この地方自治法260条の規定によりまして、地番は変更せず、大字を外すとか、植木、宮村を一つにするとか、そういうやり方の町名整理でこれから臨んでいきたいと、地区座談会を進めながらまとめていきたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） なかなか財政的とかいろんな方向で厳しい面もあると思いますが、ぜひ、やっぱりこういうことは住民のサービス面からしたら最たるものだと思います。やっぱり町民の利便性ということを考えていくと、直すところは直していかないと、今までの旧態その

ままというわけにはいかないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、体育館です。体育館建設。これは、平成12年度から、もう10年以上私も議会で、同僚議員も何回も取り上げておりますが、そこ辺を、前向きな答弁でしたので期待しておりますので、ひとつ実現に向かって努力をしていってもらいたいと思います。

まあ私が、提案ですが、体育館建設は、今いろいろ武道館とかありますが、もう一つ、ぜひ、地区体育館じゃなくて、もっと総合的な体育館を含めた計画で、それを植木につくってもらうのが一番いいんですけど、幅広い、なかなかそういう大きな体育館がないと、前へ小さなのはいっぱいありますが、本当に総合体育館というものを含めて検討をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まちづくりの基本的スタンスとして、一つのまちですべてがそろそろフルセット主義というのもあるんですけども、私はそうは考えません。

やはり、都城と三股はやはりお互い連携し合いながら、それぞれの役割分担を担えばいいのかなと、そういう意味合いでは、その総合体育館については、財政的余力があればできるんですけども、まだ植木の体育館にもめどがつかない状況でございますので、まずはそういう地区体育館を十分、そちらの建設の方向でいろいろ検討をさせていただきますして、総合体育館については今のところ早水のほうに、都城市のがございますけれども、そういうのも活用しながら、将来的な課題だろうというふうに認識をいたしております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ、少しでも事業が前に進むようにしていってもらいたいと思います。長年の地区住民の要望であります。

これは、ただ単なる体育施設という観点からじゃなくて、どんどんどんどん、植木のほうは私有地というか、土地が広いところはどんどんどんどんなくなってきておりますので、その辺から含めて、避難場所的な、東高校の体育館はありますが、避難場所的な方向から見ても、あの住宅密集地で何か災害があったときのためにも考えてもらって検討をしていってもらいたいと思います。

時間が来ましたので、とにかく終わりますが、先ほど言いましたように聖域なき改革、そして、町長がやるべきことは、行政マンがやるのは、今の現状に対処するのが、私は行政マンだと思います。それはそれでいいと思います。

しかし、政治家というのは、将来に対して政策提言をしていくと、そして、町民の利益のために町民に、先ほど言いましたように希望、誇り、安心を与えていくのが政治家だと思いますので、その辺を非常に町民も期待していると思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

以上、質問を終わります。



○議長（東村 和往君） ここで、11時25分まで本会議を休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、上西さん。

〔4番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（4番 上西 祐子君） 通告に従いまして質問してまいります。

このたびの町長選挙で出されたマニフェストについて質問いたします。

本町は、25年前の人口が1万8,800人から現在は約2万5,000人、県内でも唯一人口が増えている町です。ただ、町外から移り住んだ人が多くなり、人間関係も昔に比べ薄くなってきました。選挙の投票率も他の市町村に比べ低く、郷土への愛着が失われていくような気がして残念です。

中心地と言われている山王原、仲町周辺の商店街も高齢化や後継者不足などでだんだん人通りが少なくなり、空洞化が目立ちます。町長は、どのようにして町民参加のまちづくりを取り組み、また、中心地の空洞化を解消していくおつもりなのかお聞かせください。

次に、3月議会で私の質問しました住宅リフォーム助成制度をつくり、耐震改修助成、バリアフリー改築への助成を求めましたが、今回、町長のマニフェストに住宅リフォーム事業創設、耐震化や建物の長命化支援などありました。この具体的な事業計画、実施時期など質問いたします。

次に、五本松住宅は地区40年、傷みも目立ち、今回、塚原から移り住む人たちのための修繕費も予想以上に費用がかかりました。塚原住宅改修が平成23年度で終わる予定と思いますが、その後、五本松住宅の建てかえは考えていないのかお伺いいたします。

あとは質問席から質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま質問されました事項につきまして回答をさせていただきたいと思っております。

まず、町民総参加のまちづくりとはどのような形で取り組むのかということと、中心地の空洞化の具体策というのが第1点でございました。これにつきましては、所信表明時に申し上げましたけれども、昨今、国と地方のあり方が大きく問われ、変革の時期にあるところでございます。

今後、本町が地域主権及び地方分権を進め、自主自立による町政運営を行っていく上で、これまで以上に町民が主体となり得ることが実感できる行政運営が必要であり、望まれるところであると、つまり町民総参加協働のまちづくりが必要というふうに考えています。

そこで、既に各課においてそれぞれの課が所管する各分野での現行業務について、協働による事業執行がどのような形で行い得るか、洗い出しを行っているところでございます。

その上で、現行事業、そして、新しい事業、新規事業に対し、町民の意思や意見を反映できるシステムを早急に検討・整備しまして、できるものから早期に、そして、予算にかかわるものは予算編成時での対応を目指したいというふうに考えております。

また、並行しまして、町民の目線に沿う行政運営を目指していく上で、まず来月から地区座談会を設けまして、町民の方々から貴重なご意見をいただき、今年度策定する予定の第5次総合計画に反映させたいというふうに考えているところでございます。

それから、中心地の空洞化ですけれども、そちらについて回答いたします。

中心市街地の活性化につきましては、平成11年度に三股町中心市街地活性化基本構想を策定しまして、それに基づいて駅舎のトイレの改修等を行ってきました。また、平成19年度には三股駅を中心とした地域を特に整備重点地域とし、三股町都市再生整備計画を策定いたしました。その計画に従い、産業会館の建築や駅舎の改築、多目的広場の整備、そして、今年度に西側駐車場の整備を行う予定でございます。

今後は、これらの各施設の有効活用と活性化を図るため、いろんなソフト事業の実施が必要となってくると考えております。

現在、みまたん駅周辺にぎわい再生検討部会の中で、これらの施設の活用について検討を行っておりますが、行政主導ではなく、住民との協働、ひいては町民主導によるまちづくりの転換こそが中心地の活性化につながるというふうに考えています。

駅周辺のこととしておりますけれども、山王原を含めて非常に商店街等活性化がなくなりつつあるわけなんですけれども、そういう意味合いを含めて今現在、塚原住宅の改築、こちらのほうに取り組んでおりますけれども、そういう改築の効果として三股小学校の活性化というのも図られていくんじゃないかなというふうに思います。

それとまた、ふれあい中央公園がございましてけれども、そちらのほうも整備しながら中心地の活性化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、住宅リフォーム事業の創設はいつから実施するのかというご質問でございまして、現在、本町では障害者及び高齢者に対する住宅改造助成事業及び本年度から特定高齢者に対する住宅改造助成事業を行っておりますが、今回マニフェストに掲げました住宅リフォーム事業につきましては、町民が居住している住宅の増改築工事を町内の業者に発注する場合に、その経費の

一部を補助することにより、生活環境の向上と町内産業の活性化を図ることができるのではないかとこのように考えております。

ただ、住宅の増改築といえども、環境保全や安心・安全のための太陽光発電装置や耐震化工事、下水道への接続等、いろいろな改築もあります。このような観点から、この住宅リフォーム事業ができないかと考えているところでございます。

この事業につきましては、できれば23年度、来年度の予算から実施したいと思っておりますので、早速その関係課の検討部会を立ち上げ、その実現に向け協議を行いたいというように考えております。

五本松住宅の建替えは考えていないかとの質問でございますけれども、五本松住宅は本町のほぼ中央部に位置し、公共施設や公共交通機関などの公共施設、医院や商店街も近い場所にあるところから立地条件に恵まれ、入居希望も多い住宅であります。

本町では、町営住宅についての効率的な投資、土地の有効活用といった観点から、平成15年度に町営住宅ストック総合活用計画の策定を行ったところでございます。

このあと、国の住宅関係法、県の住生活基本計画など、関係する法律や計画などの改訂、見直しが行われたことから、本町もこれに準じまして平成20年度にストック活用計画の見直しを行ったところであります。このストック活用計画での五本松住宅の活用方法は、平成30年度まで維持保全となっているところでございます。

現在のストック活用計画は平成16年度から平成25年度の計画期間となっておりますが、今後、平成25年度までに次期計画、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする住宅ストックの活用の見直しが必要となりますので、その時点で五本松住宅の今後のあり方について慎重に検討をしてみたいというように考えています。

なお、現在、町中央の空洞化対策として、塚原第2住宅の建てかえ事業を実施しているところですが、五本松住宅は仮住居としてのその活用を現在図っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 「町民参加の協働のまちづくり」というふうなことを町長はメインにおっしゃっておられますが、私は、町長が本当に町民と協働していいまちを築くというふうなことは、まず基本は住民の声を聞くことから始まるのではないかと思います。

私たちお互いに知り合う、お互いの信頼関係を築くというふうなことが、やはり協力をもらうことに関しては一番大事じゃないかなというふうに思うわけですが、先ほど早速地区座談会をというふうなことを言われましたので、いいことだなというふうに思うんですが、やはり、地区座談会に出て来られる人ばかりじゃないと思うんです。

だから、本当に、なかなか、おばあちゃんとか障害者の方とか、そういう思いはあっても出て来れない人たちの声もアンケートとか生活実態とか、そういうふうなことで聞くことを始めてもらえないのかなと、地区座談会も本当に大事だと思います。だけど、一部そういうふうな、私のこれは思いなんですけど、町長は、これに対してはいかがお考えでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、11月の後半になって各地区を、9地区9回でございますけれども、地区座談会という形で、今回新しく町長になったことで、私の基本的な考え方を説明するとともに、これから第5次総合計画につきまして、そちらについてのご説明を申し上げながら意見交換をしたいなというように思っています。

それとともに、今言われましたように、いろんなところの組織、また、いろんなところの団体含めて、足を運びながら、現場主義といいますか、そういう形での声を聞くということは大変大事だろうと思いますので、機会あるごとにそういうふうなことはさせていただきたいなと思います。

また、今回は大きな集落ということで9になりましたけれども、本来ならば集落ごとにということで、また細かくしたいなというふうには考えていますが、これは今後の課題というように考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 今の回答を聞いて、やはり町長は、まだ前の町長からしたら20も若いわけですから、町民の中にどんどんどんどん入って行って、本当に今の町民の生活が、どう暮らしぶりなのか、本当に何が困ってらっしゃるのか、そういうふうなことを聞きながら、そして、この町をどうしていったらいいのかというふうな、そして協力をもらおうというふうな形にしていけないと、ただ押しつけるだけではうまくいかないんじゃないかなというふうに思います。

それと、いろいろな町民の声を言ったり、私たちが議会なんかで提案とかいたしますが、「はい、検討します」とかいうふうな答えが多いわけです。だから、そういう町民とか議員の提案とか発言を、やはり返事を、発言を積極的に受けとめたんだったら、その返事、もしだめなのだったら、どういう理由でだめだというふうなことを、やはり返事を、ささいなことでも返事をいただけたら、また信頼関係というのが違ってくるんじゃないかなと。

今まで私も何回か言っても、私なんかは割と返事をもらうほうなんですけど、やはり、最初の新人のころは、「検討をします」と言うから、ほんとに検討をされて、いい感触で思ってたなら、検討するということは「だめだ」というふうな行政用語なんだというふうなことを言われたことがあってびっくりしたんですが、やはり、そういう意味で、一般町民の目線での言葉、「検討を

する」と言ったら、やっぱり検討をしたことを返事をもらいたいと、そういうふうに考えますので、要望をしておきます。

それと、先ほどの空洞化のことなんですが、駅前のごことは大体わかるんですが、やはり、この近辺が空洞化になっているのが目立ちますよね。何か空き店舗を利用するとか、そういうふうなことは考えてらっしゃらないのかお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 20年、30年前からするとだいぶ駅周辺も、そしてまた、この三股小学校周辺もだいぶ様子が変わってきたなという、そういう実感はあります。そういう中で、空き店舗等を活用しながらまた人を呼び込むという、大変必要なこと、重要なことかなと思います。

駅のほうでは一部、これは福祉の施設ですかね、そういう方が入ってこられました。そういう関係のが、また、それ以外を含めて、いろいろな形でお話があれば協力させていただきたいなと思っています。とりあえずはまず駅周辺のところを元気にしたいということですね。

あと、商業施設関係については、なかなか、やはり民間の採算ベースでされますので、なかなか難しい面があるかとは思いますが、できるだけ三股小学校周辺を含めて駅周辺を元気にする取り組みが、いろいろ知恵を出しながら、また、先ほど言いました協働の住民の方々の声も聞きながら一緒に考えていきたいというように考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） そういうふうなために、何か地域資源を生かした仕事おこし、いろいろ町内には木工してらっしゃる方とかいろいろありますよね。

それから、手芸、そういうふうな人たちなんかも、そういう特定じゃないんですけど、何かこちらでそういうふうな人たちを、たまり場所とかいうんですか、そういうふうな感じで、やはり町民が寄りやすい、集まりやすいような場所を提供するとか、閉まっているところがあるわけですから、ちょっと手を入れて、何かそういうふうなこともNPO法人なんかを支援したりしてですねできないのかなというふうに感じますので、町長、そのあたりもいろんな人たちのアイデアを募集してやってほしいなど。

この前、宮日の新聞にゴマ栽培のこととか出ていましたもんですから、ああいう民間で一生懸命されてらっしゃる方もいらっしゃるわけですから、ほかのことでもやはりそういうことをされてっしやる人、ただ私たちが知らないだけで地域でされている方なんかを募集するとかいうふうな形で、もっと自治体がそういうアンテナを張って、何か新しいことを大きなことではなくても、小さいことでもいいから、そういうふうなことのためにもっと役場職員もアンテナを張っていただきたいというふうなことを思っておりますので、町長、ぜひそのような形で支援をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今現在、駅周辺関係については民間も交えたところの活性化の検討部会等を立ち上げておりますので、まずそのあたりの意見も十分聞きながら、要するに民間的な発想、視野、そして、先ほど言われました高くアンテナを張りながら、そして広く求めながら、これからのまちづくりはどうあるべきか、いろいろとまた知恵をかしていただきながらやっていきたいというように思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） それと、次に住宅リフォーム助成制度のことに移りますが、先ほど23年からしていきたいというふうな答えだったと思うんですが、それでよろしいのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） その予定で進めています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） その場合、まだ具体的な内容、全体的な改築なのか、耐震化だけなのか、それから、バリアフリーだけなのか、そういうふうなことをお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど答弁しましたけれども、まだ全体フレームがまだ固まってはいません。というのは、太陽光をまず入れるのか、あるいは耐震化、長寿命化まで入れるのか、下水道設備を入れるのか、どこまで入れて、そして、どれだけの予算をつけていくのか、そして、ことしからスタートしました特定高齢者の住宅造成事業もスタートしておりますので、それとの関係を含めて議論をしなくちゃならん部分がございます。

ですから、すべてを全体フレームとしてやっていくという形じゃなくって、その中の幾つかをメニューとしてやっていくという可能性もございます。

ただ、23年度からこの住宅リフォームという名目では、何らかの形でスタートはさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） その実施に当たり、まだ予算的なことは自分の中で、どれぐらいの予算を考えているのかはまだ発表はできないのでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町は大体80億ぐらいの予算なんですけれども、まあ来年も大きな事業が幾つかございます。その中で自由になるお金は幾らあるのかなとなりますと、私は大体5%ぐらいじゃないかなというような感じで、非常に厳しいんじゃないかなと思います。

そういう枠の中で、この新たに新規にやりたいというのはこれだけじゃなくて、ほかにもございますので、どういうふうに割り振りするのか。そういう形で、中身を今から詰めさせていただくという形になろうかと思えます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

平成15年までに耐震化を80%以上でしたっけなんかしないといけないという、国からのあはれがありますよね。だから、ぜひ耐震化の補強工事は助成をぜひ要望しときます。

それと、五本松団地もまだ住める状態なんですけど、やはり、よそから来られた人が役場あたりに行くのに、五本松、あそこがメインストリートだと、あの住宅が一番目立つ所にあるのに傷んでるよねと、余りいい印象は受けないよねというふうなことを言われるわけですよね。

だから、この五本松住宅の建替えなんかも、やはり何か知恵を出し合って、木材で今までと違うやり方、お金の集め方も宮崎あたりのアイビー債みたいな形でお金を集めるとか、何かそのあたりもっと工夫して30年までじゃなくて、もっと早目に知恵を出し合うことはできないのかなというふうに考えるもんですから、そのあたり話をしたことはないんでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 五本松住宅は本当、三股町に都城のほうから来たときに一番目につく住宅で、ちょっと老朽化が激しいということは感じます。

そういう意味から、今現在、塚原住宅のほうの改築を進めておりますので、そちらが23年と24年度、2カ年で建築が済むわけなんですけど、そして、新しいストック計画を見直すのが26年から35年ということですから、24年度あたりにこの五本松住宅をどうするのかというところを十分議論はしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） ぜひ24年度をめどに、その前に資金繰りからいろいろ、構想を、皆さんからの知恵を出し合って考えていただきたいなというふうなことを要望しておきます。

次の質問に移ります。

子育て支援対策ですけど、町長は具体的に子育て支援対策もうたっておられますけど、本町は平成19年4月から子供の医療費が小学校入学前まで無料になりました。子育てをしている若いお母さんたちは、子供が病気になってもお金の心配がなく病院に行けると大変喜んでおります。

ただ、これは入学前までですので、小学校に入学した途端医療費が有料となります。3割負担です。虫歯とか目とか鼻の治療、けがなど、小学校に入ると、今まで余り行かなかった病院にも行くようになります。塾やおけいこごと、スポーツクラブなどと費用がかかるようになった上に

医療費となると、若い両親たちの生活は大変です。小学校卒業まで医療費無料化を拡大できないのか、せめて入院だけでも助成することはできないのか質問いたします。

本町は、「子育てしやすい町福祉のまちづくり」をうたっています。より以上住みやすいまちづくりを目指すために検討して実施される考えはないのかお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、答弁いたします。

本町においては、乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的に、子育て支援策として平成19年4月から現行の乳幼児医療費の完全無料化を実施しているところであります。

平成21年度は、乳幼児延べ1,600人に対する助成額は約5,200万円、うち県からの補助金が約2,000万円、町の負担は約3,200万円となっております。医療費の助成を小学校卒業まで、または入院だけでも拡大する考えはないかのご質問ですが、現行の乳幼児に対する助成には県の補助がありますけれども、小学生までとなると単独補助金となります。新たに約4,000万円程度の負担が発生するものと思われま。

まずは現行の乳幼児医療費の無料化を継続した上で、今後、小学生の助成、または入院費の助成については、県への負担要望も含めて慎重に検討をしてみたいというように考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 私たち国のほうに子供たちの医療費無料化を、国の制度として取り組むようにというふうな運動をしておりますが、ぜひ町のほうでも国のほうに、小学校入学前まで子供の医療費無料化を要望をしてほしいと思います。

そして、なぜこの入院のことを言ったかといえば、去年でしたっけ、ある小学生が突然原因不明の病気になって入院されましたが、そのおじいちゃんから話を聞いて、本当に、お母さんも仕事を休んで宮崎の病院につきっきりとかいうふうなことみたいだったんですが。

そういうやっとな小学校に入って手が離れて、さあ自分も勤めにいこうというふうなときになってそういうふうなことがあったら、お母さんも働くこともできない、入院費もかかるというふうな形で、大変ご苦労をされているわけですが、そういうふうなことがあるもんですから。

今そんなに、さっき4,000万とおっしゃいましたが、入院だけだったらそんなに高くかからないと思うんですね。だから、何とか少しでも前向きに検討できないのか、そのあたりをレセプトなんかからして検討をしていただきたいなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 入院だけでもというお話でございますけれども、無料化とするのか、あ



るいは一部負担とするのか、そのあたりも含めていろいろと検討をしなくちゃならんだろうなというように思います。

各市町村の状況を見ますと、一部負担、一診療報酬当たり幾らとか、いろんなケースがあります。そういうのも参考にしながら今後の検討課題かなというふうに思います。

ただ、この医療費の中学生まで無料化というのも実施している団体もごございます。そういう団体は大変財政的に豊かな部分で、東京都足立区なんかはやっていますけれども、こういうのは、やはり子供は社会の宝というようなことであるならば、さっき言われましたように、国への要望を含めてやっていきたいなというように思います。

そしてまた、今言われましたことについては、入院費が幾ら昨年でかかったのか、そのあたりがちょっとわかりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） ぜひ、将来三股をもっともっと「子育てしやすい町福祉のまちづくり」を拡大するというような形で、それを目標にしてまちづくりを取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

次の障害者の福祉の充実・社会参加の推進というふうなことについてお尋ねいたします。

本町では、生涯手帳を持っている人は平成19年で、身体障害者が1,213人、知的障害者が160人、精神障害者が42人と年々増加する傾向にあると聞いています。平成18年度からの障害者自立支援法の施行によって、従来生涯の種類ごとに分かれていたサービスの仕組みが一元化され、施設から地域への移行を促進する施策方針が打ち出されました。

地域において安心して自立した生活を送ることができるよう支援する仕組みが必要となるのではないかと考えますが、町長のマニフェストの福祉の充実、社会参加推進の具体的政策をお聞かせください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では回答いたします。

近年、障害者を取り巻く状況は、ノーマライゼーションの進展等により大きく変化してきており、障害のある人を社会的弱者としてとらえるのではなく、障害のある人のだれもがそれぞれ自分らしく、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、また、住みなれた地域で安心してともに生き生きと生活していけるような社会の実現が求められています。

本町においても障害のある人への相談支援を初め、ガイドヘルパーによる移動支援、日常生活用具の支援など、地域の実情に応じた地域生活支援事業に取り組むとともに、障害者ふれあいサロンや障害者スポーツ教室などを開催し、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域全体で支援しているところであります。

しかしながら、障害のある人の自立に向けては、障害特性に配慮した居住と就労の場の確保が大変重要な課題となっており、施設が立ち遅れているのが現状であります。

居住の場については、グループホームなどの充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進するとともに、偏見や関係者の理解不足などに対する啓発に積極的に取り組んでいくことといたします。

また、就労の場については、障がいのある人の就労率が20%に満たない現状を踏まえ、福祉と雇用がネットワークを構築し、その適正に応じたより力を発揮して働ける社会を目指して、就労支援の強化を図ります。

本町では、さつき作業所のほうが処分場関係のほうの仕事をしておりますし、また、ひまわり作業所、今現在、そらとといいますけれども、そちらのほうが、もと伊藤産業の跡地のほうで仕事をしておりますが、そのほかまた、都城のほうからもキャンパスの会というところからでもですねいろいろとお話等もございます。

そちらのほうもこの精神知的の部分についてもこの就労の場の確保ということで取り組まれておりますので、そういうところとのネットワークやらを結びながら、つながりをつくりながら支援していきたいというように考えているところです。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 就労の場で今問題になっているのが、障害者自立支援法で、就労に行っても何か一日一日お金、自分の働いたのはもらえるんですけど、サービスを受けるという形で、自分が就労しても、もらう分がなくなるというふうなことを聞いたんですけど、だから、就労意欲がなくなると、障害者自立支援法で1割負担になっているわけでしょ、そのあたり私も詳しいことはわからないんですけど、福祉課どうなんですか。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほど町長が2つの事業所の話をされましたけれども、そらと、それから、さつき、さつきのほうはまだサービス提供事業者のほうに移行していないんですけども、そらにつきましては就労支援のB型というやつに移行しているんですけども、こちらはA型と違って、外に出ていく、就労が困難な人たちがそこで、表現は悪いんですけども、内職的な労働をしながら工賃をいただくというシステムでございますので、どうしても単価的には大きくなないと、B型の場合ですね。

逆にA型の場合は、外に出ていくのをあっせんとか、その訓練をしていきますので、A型というところは症状が軽い方だと思ってくださればいいと思いますけれども、そういう方たちは、ハローワーク等を通じて町のほうからのあっせんもあって安定した収入が得られるところには紹介できるという現状であります。

ですから、今、町内にあるのは、さつきさんも将来的にはB型を目指していらっしゃるもので、なかなかそこら辺が収入が大きく得るような事業所の就労というのは現時点では困難かなという状況でございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 障害者自立支援法というふうな法律がなんかネックになって、障がいの重たい人ほど、1割負担だから経費をたくさん払わないといけないというふうな形で、これを応能益というんですか、今は応益ですよ。全員1割負担だから。

だから、そういうふうなことで今、国会でも問題になっておりますが、やはり、三股も本当に福祉の充実、社会参加推進というふうなことで言われているわけですから、もっと、この1,000人以上の方たちがいらっしゃるし、知的障害者も160人の方たち、本当にこう一人ひとりの実態を調べてはいらっしゃると思うんですが。

そういう点でもっときめ細やかなことを把握して、社会参加、そして、いろいろ、あすもまた福祉まつりがありますが、そういうところでもみんなが楽しく出席して来るような、私たちももっともっとそういう人たちの実態をわかるような形で取り組んでいただきたいと思うんです。そこら辺、もっとPRの仕方ちゅうんですか、あの何かありましたら。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 去年の、実際は4つなんですけども、障がいの団体がございます。

身体障害の中に視覚障害が入っているもんですから、本当は3つの障がいの団体、知的と精神と身体の団体なんですけれども、こちらの団体が一応協議会みたいな形で今つくっております、前年度から。

目的は、やはり今言われたような情報の交換、共有、こちらを行政を通じていろんな情報をいただきながら、自分たちでまた新たな取り組みをやっていくという形で今進めております。前年度も数多く、みんなでいろんな研修とか、それから、スポーツ活動を通じて交流をされたところでございますので、行政といたしましては、このような形でやはり今後もかかわっていくのが必要だなというふうには思っております。

ただ、残念なことに、非常に組織率といいますか、こういう団体に加盟する人たちが少ないという現状がございますので、個人情報関係でなかなかそういう情報をこちらから提供できないというのがありますけれども、できるだけ呼びかけて、そういう団体に加入していただくという取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） それと、障がい者というんですか、大人になってもその人たちはすぐ病気になりやすいんですよ。私の知っている人なんかもすぐ、ちょっとしたストレスで

病気になって病院に行かれるんですが、医療費が、一時立替えて後で返ってくるあれになっています。そのあたりですね窓口で子供の医療費みたいに、1回何千円も払うんじゃないかと、普通は1,000円ですか、個人負担は。そういうふうなことはできないのか。

本当に障がいを持ってらっしゃる方たちは、もう20歳過ぎている人なんですが、病気に物すごくかかりやすいんです。そのあたり医療費の支援とかいうふうなことはできないのか。せつかく町長も福祉の充実というふうなことをおっしゃっておられて、そんなにたくさんはいらっしゃらないわけですから、そのあたり考えていただけないでしょうか、町長。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今のお話は初めてお聞きしましたので、また担当課のほうともいろいろと情報等を聞いてみて、どうなのか、そのあたりをまず勉強をさせていただきたいなと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） ぜひそういうあたりもきめ細やかにしていただきたいと思います。

あと、環境対策が残っていますが、お昼からよろしいでしょうか。

○議長（東村 和往君） それでは、これより1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時12分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 最後の質問、環境対策についてです。

この50年間、日本は経済成長を遂げてきましたが、一方では後先を考えない大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会もつくってきました。限りある資源を浪費し、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出を初めとするさまざまな環境問題を生み出しています。温室効果ガス削減のために、「ごみを減量して、燃やすごみを減らしましょう」と呼びかけている自治体がふえています。

そもそもごみ問題でもCO<sub>2</sub>の問題でも発生そのものをなくし、減らしていく努力をしていく以外に真の解決法はありません。燃やすごみを減らしていくことこそが環境や資源を守るために今すぐに取り組むべき大切な課題だと思います。

町長の政策目標にも「循環型社会の形成に取り組み、ごみの分別、家庭用ごみの再生率アップ及び生ごみの減量化運動の展開」とあります。期待しているところです。どのようにいつから実施されるのか、具体策を聞かせてください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、回答をいたします。

年々増加し、環境負荷や財政負担をもたらしているごみ対策については、常に町民の意識の高揚と啓発を行い、ごみの減量化と資源の有効活用を図らなければならない施策の一つだというふうに認識いたしているところでございます。

清掃工場でのデータによれば、本町の収集運搬車による可燃ごみの搬入量は平成21年度4,744トン、平成10年度に比べれば794トンの増加であります。その可燃ごみの重さの約4割が生ごみだと言われています。そこで、ごみの減量化、資源化の施策一つが生ごみ対策だというふうに考えております。

本町では、これまでコンポストによる堆肥化への誘導、電動生ごみ処理機の普及による減量化など取り組んだところでありますが、平成18年度で補助金を廃止したところであります。現在、EM菌を活用した活動に重点を置き、定期的に環境学習会を開催し、減量化運動を展開しているところであります。

このような中、今年ボランティア環境団体霧島盆地のEM友の会が発足しましたので、この団体との協力を得ながら生ごみ処理の技術を広めていきたいと考えています。

ごみ対策生ごみ減量化運動は、排出者である町民の協力、理解がないと減量化、資源化は困難であることから、町民への啓発を含め、これまでの施策を検証し、町民が取り組みやすい方法などを検討し、具体化に向けて取り組みたいというように考えています。

また、ごみの現況を見ますと、草とか剪定くず、これも非常に多いことから、何らかの方法で堆肥化ができないかも今後調査研究していきたいというように思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 私も昨年の12月議会にごみ問題で啓発活動とかEM菌を使った生ごみ対策のことを質問をしたんですが、やはり、ごみは捨てるプラスの物すごい処理費用のお金がかかるけど、それを堆肥にしたりいいふうに使えばプラスのお金になるわけです。

例えば、小林が平成16年の4月に生ごみ収集を開始したそうなんですが、今は全戸で収集して、小林市堆肥センターにおいて畜産排泄物と一緒に堆肥化をして、生産された堆肥は市内のホームセンターにて販売していると、2001年度と2008年度を比べると、ごみの収集のごみ量が半分に減ったと、そういうふうなことなんです。

それと、国富町も何年も前から生ごみを収集していると、だから、やはり、その気になればできる訳で、来年の3月からは、今度合併した野尻町が生ごみ収集を開始する予定であるということなんです。

私も古い友達が小林市に住んでいるもんですから電話してみたんですが、この質問をする前に。

最初は面倒くさかったと、週に2回生ごみだけを収集するのに、水切りバケツを無料配付しているそうなんです。

それで週に2回ごみステーションに持って行くっていうんですか、だから30戸から40戸単位でごみステーションを設置していると、45リットルのバケツを各ごみステーションに二、三個設置していると、だから、そういうふうな形で生ごみを収集しているんですけど。

とりあえず、さっき町長もおっしゃったように、三股でそういうふうなことをする予定だったら、いろんなこの近辺にしているところがあるわけですから、どれが一番いいのか情報を収集して、そしてやる方向で考えていってほしいと思うんですが。

その前に私は、さっき町長がおっしゃったように、草とか樹木の剪定したのにはおもしろいわけだから、町の遊休地、たくさん土地はあると思うんです。そういうところに持っていってもらって、一人でもシルバーセンターの人でも雇って整理して、それを切り返して、二、三年すると堆肥になるわけでしょ。

それだったら割と簡単に、昔の人はそういうふうな感じで堆肥をつくってきたわけですから、そういうふうなことは割と簡単に、集めていけばできるんじゃないかなと思うんですけど、どんなでしょうか。そういうふうな来年の4月からでも、相当な数になるわけでしょ、草とか剪定の樹木というのは。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ごみの搬出場所、ステーションのこの状況を見てみますと、やはり家庭で切った草とか、あるいは剪定の木切れ、そういうのが結構出ているなというのはよく目にします。ですから、そういう意味では、木くずとかそういう草かなんかは別な方法で堆肥化、あるいはどっか別な方法で埋立堆肥化するという方法も一つの方法かなということで、これも検討をさせていただきたいなと思います。

といいますのは、平成26年度にクリーンセンター新清掃工場が山田のほうにできるということでございますので、これから収集運搬は非常に遠くなりますし、それにあわせてコスト高になっていくという意味合いでは、いかにごみを減らすかということが喫緊の課題かなというように考えています。

それで、先ほど生ごみの収集運搬というお話もありましたけれども、それも一つの方法で、先進地もございますので、検討はさせていただきますけれども、そのほかにもダンボール箱での堆肥化とかコンポスト、これも実際町でもやって、実績では589個の助成をやったというふうになっています。

それとまた、電動ごみ処理機が56個ということでもありますので、まずこういうのが現在どうなっているのか、使われているのか、実際の状況も把握したいなというふうに考えています。

そういうものを含めて、さっき言いましたEMの容器、また、EM菌での堆肥化、そういういろんな選択肢がございますので、三股町にどれがいいのか、あるいはどういう組み合わせがいいのか含めて検討をさせていただきたいなと思います。

ですから、来年度から即というわけにはいかないかもしれませんが、重要な問題でございますので、このごみの減量化については大いに議論して前向きに取り組みたいというように考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） さっき、今町長がおっしゃった電動生ごみ処理機は、実は私も買ったんです。それで、毎日使っています。とにかく、その前にコンポストも使っていたんですけど、コンポストはなかなか肥料に腐らなくて、なかなか土に戻らない。

私のやり方が悪かったんでしょうけど、冬なんかは特になかなか腐らないもんですから、もうたまる一方で大変だったもんですから、電動生ごみ機を補助があったときに買ったんです。台所の外のほうに置いているんですけど、2人家族やから2日に1回で、たまったのをスイッチ入れておけば夜中にかくはんして、朝はからんからんになっていますから、それを、うちは庭があるから、ためておって庭にぽんと放り投げるんですけど、庭のない人は、それをそのままごみ袋に入れて出せば、これぐらいになっていますから、これぐらいの、ちょうど電気釜と同じような形です。

だから、これは私は、買ってきてくださる人が、ちょっと高いですけど、五、六万して、補助が1万5,000円ぐらいあったんですかね、それは家庭で、自分ところの個人個人の電気代だから、処理費用は行政は要らないですよ。ただ、たくさんの方が買うかどうかは問題なんですけど、幾ら補助しても。

だから、とりあえずはどちらがいいのか考えて、私は、自分では電動生ごみが一番いいんですけど、やはり、生ごみだけじゃないんですけど、普通の一般ごみも含めて、今、約1億ぐらいかかっているでしょ、処理費が。それが1割減らすことによって1,000万円お金が浮くわけですから、これからは、今年の決算、21年度の決算のあれを見ても、すごいいろんなクリーンセンターとかリサイクルプラザとか清掃工場とかの負担金が多いし。

その上に、これだけでも約1億2,000万、この処理費用だけでも約1億円、そういうふうなお金はほとんどが何も活用もないようなお金だから、これをいかに減らすかを本当に真剣に考えていかないと大変なことになるんじゃないかなと、ますます増えていくし。

だから、そういう啓発活動も町民のそういう学習会ももちろん大事なんですけど、それと並行にやっぱりできることを、小さくてもいいから、ほんの何十人、とりあえず何とか草とかそんなだけでも、全然それはにおいがしないわけですから、集める方向をしてもよろしいんじゃないか

なというふうに思うんです。まだ半年以上あるわけだから、来年の4月。その間に町民に呼びかけて、そういうふうなことはできませんか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私も電動ごみ処理機を使っているんです。非常に本当生ごみがからからになって非常にいいなというふうに思っています。

今現在、夜間料金が非常に電化することによって安くなりますので、そういう意味合いでは、予約して夜中に回しておればそんなに電気量もかからないという意味からすると、ある意味ではこれも一つの選択肢かなと思いますけれども。

先ほど言いましたように、電動ごみ処理機を56台以前補助しておりますので、そのあたりはどうだったのか、効果の検証もしたいなというふうに思います。

そして、できるところからこの減量化につなげていく方法を選択しますが、剪定等のこの収集運搬、これも集めるのが必要なのか、それとも個人が収集運搬については町ではしない、できるだけ個人で持ち込むというふうなやり方をするのか、いろんなやり方も検討をしなくちゃならんだろうなと、また、その啓発も必要だろうなというふうに思いますので、早急に検討を始めたいというふうに思っています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） ぜひ、ごみの問題は早急に、いろいろな面を検討しながら研究しながら考えていってほしいなと思います。

それと、先ほど町長がいろんな人材活用とかいうふうなことをおっしゃったわけですが、たまたま私最近、ごみの研究家の先生を、南九大に来られた先生と知り合いになって、韓国の先生なんですけど、章先生言われてですね、この人が学生と一緒にごみの研究をされているんです。それで、私、質問もごみ問題をずっと続けてしようと思ったもんですから、ちょうど1カ月ぐらい前に先生の研究室に訪ねて行ったんです。

そしてお話したら、こういう自治体なんかにもぜひ一緒に取り組んでいきたいから、もし用事があるんだったら、ぜひユウも使ってくださいと、まだ若い先生なんですけど、50前後の。そういうふうなことを言われましたので、そして、生ごみからつくった堆肥、肥料、さらさらしたきれいなあれを見せてくださったんですけど。

そういうふうなこともありますので、ぜひいろんな、小林なり国富なり、この近辺にもしているところがあるわけですから、ぜひそういうところも視察したりして、いろんな角度から研究して、早急に取り組んでいってほしいと思います。要望しておきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。



○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩します。

午後 1 時51分休憩

-----

午後 1 時52分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて本会議を再開します。

発言順位 3 番、指宿君。

〔2 番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（2 番 指宿 秋廣君） それでは、通告に従いまして質問したいと思います。

まず、木佐貫新町長、大変当選おめでとうございます。新しい町長に期待をしておりますし、また、民間を四、五年経験をされて町長になられているということで、大変期待を申し上げております。

まず、私は、演壇のほうから 1 点だけ質問をして、あとは質問席からしたいと思います。前の議員も町長の公約についての質問がありました。私も、重複するかもしれませんが、させていたいただきたいと思います。

町長選において 5 つの、一つ、まち、村、元気わいわいプロジェクト、2、産業いきいきプロジェクト、3、少子・高齢化すくすくプロジェクト、4、スポーツ・文化わくわくプロジェクト、5、エコクリーンさわやかプロジェクトと 5 つのプロジェクトを立てて今回の選挙をされました。

それで、その具体的内容について、物すごく大きなボリュームがあるというふうに思っておりますので、いろんなものが頭の中におありと思いますので、一つ一つについてお聞きをするということではなくて、総論として、自分は近いところでは何を目標を立ててやるんだ、任期 4 年の中で何を実現をしたいんだということが少し、中では私自身にわかりづらいということを思いましたので、町長が今思われていることを説明を願ってほしいと思います。

壇上からは、以上で質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、質問に対して回答をさせていただきたいと思います。

今回、町長選におきまして「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンに掲げまして、5 つのプロジェクト、そして、10 のまちづくりを提唱したところであります。

全部のこの具体的目標を数えてみますと 54 の項目を設定をいたしました。この中には、これまでの町政を引き継いでいくものも含まれていますし、時間をかけて実現していくものもあり、当然ながら限られた予算の中で優先順位を決め、実施していきたいというふうに考えています。

その中で、当面これはやらなくちゃならんというものを上げさせていただきますと、プレミア

ム商品券、これにつきましては、口蹄疫復興を目的に発行したこのプレミアム商品券が大変好評であり、すぐに売り切れたということはご存じのとおりでございますが、この商品券につきましても来年度も引き続き地域経済の活性化、復興のために発行していきたいというふうに考えております。

また、先ほど何回か質問がございましたけれども、住宅リフォーム事業、これにつきましても来年度の実施に向けて早速取り組みたい、検討をしたいというふうに考えています。

また、そのほかにも1番目にやりました住居表示の見直し、そして、協働という観点から考えますと、やはり、まちづくり基本条例、こちらのほうを制定いたしまして、それぞれの主体の役割、責任を明確化していくということも重要でございますので、その制定に向けての取り組み。そして、また、その協働を実現するためには支部加入、こちらのほうの促進もしなければならないというふうに考えています。

そしてまた、いろんな指定管理云々、それからまた、福祉の向上を目指すためには、NPO等の活動支援、こういうふうな取り組みも必要かなと、それから、先ほどありました南九州大学との連携、そして、来年予定しています弓道場の建設を含めた体育施設の整備等につきましても早速検討部会、場所の選定等を含めて検討をしたいというふうに考えているところでございます。

あとまた細かいことについては自席のほうで回答をさせていただきます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 先ほど答えがありましたけれども、同僚議員、先輩議員が住居表示については詳しく聞かれました。植木に限らず今市も大字蓼池が入り込んでいるという形で、都城市が二重にやっていますよね、たしか。本当の法務局にある地番と通称呼ぶ地番は違わしているというふうに今思っていますので、そういうことも大変かもしれませんが、していただくとまたありがたいのかなというふうに今思っています。

何はともあれ大変多くのボリュームのある施策ですので、また議会にもこの問題についてまあ進捗状況、もしくは懸案の検討等々あればお知らせ願えるとありがたいと思っております。

1番については終わります。

2番目、同じような案件ですが、今、町長の答弁の中でありましたプレミアムつきの商品券というふうにありました。私自身は、通告の中にプレミアム商品券ではなく地域通貨を発行する考えはないかというふうにしておきました。

プレミアム商品券は、使う人、使ってもらう商店街の人、いろいろな角度からの意見があるんだろうと思いますが、使う人はどういうふうにするかはあれですけども、ほとんどの場合が、商品券であると都城市に近い大手のところに落ちていくというふうにお聞きをいたしております。

会社名になりますので、ここでは控えますけれども。

私自身は、そういう商品券という形でぽんと出すのではなくて、地域の活性化を願うのであれば、地域で独自に回転する通貨を新たにつくるということがある一定模索できるのではないかなというふうに思っています。

例えば、ボランティアが感謝の気持ちをあらわすということで、円にかわるポイントかなんかという形の単位になるんでしょうが、それを使うことによって、それは地域でまたほかのところでも使えるし、また、自分が利用をお願いをするときにはそれが使える。

例えば、例を出すと、お年寄りのところの介護を手があいたらからちよとして、もしくは介護のお手伝いだってやる、そうすると、ついでだからということで、例えば100円に相当するもの、200円に相当するものの地域通貨を出す。その人は、子供が小さいので、ほかの人に預けてもらう、1時間ぐらい子供を見てもらうというときには、それをまた1時間幾らという形で使っていくという形は大いに考えられるし、全国ではいっぱいこの例はあります。

そういうことからいって、例えばそれを地域通貨という形で三股町独自に流通するようなものを考えてみてはどうかなというふうに思っております。こういう地域通貨についての考え方もしあれば、担当課でもいいですので、お答えを願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの質問に対して、地域通貨を勉強させていただきました。私も今回、このマニフェストをつくる段階では、地域通貨イコール商品券というような形で、地域経済活性化を図るプレミアム商品券が地域通貨として活用するのが一番いいのではないかなというふうに理解しておりましたけれども。

今、議員のほうから言われたように、コミュニティを醸成していく、また、相互扶助の精神というか、福祉のほうでも、そういうボランティアとか、いろんな意味合いで使える地域通貨というのが全国でも約140地域で行われておるということで、多くの地域通貨がNPO等でも運用されているというふうに書いてありました。

そういうことから、地域通貨のこの使い方についてはまだ本町でやったこともございませんし、まだまだこれから勉強をしていって研究する必要があるのかなというふうに感じているところでございます。ですから、ちょっとまだ時間をかけて、この件につきましては考えさせていただきたいと。

ただ、プレミアム商品券については、先ほど言われましたように、大きな商店に流れる傾向もございますので、満遍なくやはり地域の商業の活性化につながるような方向での使い方、また、商工会のほうでもそのような魅力ある商店形成も大事なのかなというふうに考えますので、またこの商品券の発行については十分、商工会との連携を図りながらやっていきたいというふうに思

います。

先ほど言いましたように、地域通貨についてはこれから勉強をさせていただきたいなというふうに思っているところです。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 地域通貨とプレミアム商品券は全然違うんだろうなというふうに思っておりますので、私自身は、もし商品券という形でやるとすれば、町が直接乗り出して、例えば有効期限を排除するような形でやるとか、もしくは使うところを限定する。例えば飲食店で使えるようなものとか、何かそういうような業種を選定するようなものも考えてしかるべきなのかなというふうに思っています。

あまりにも、商工会の方がみえてないのでわかりませんが、今の形をすると、多分6割、7割はそういう都城境にある三股町という名前のついているところに流れてしまうのかなというふうに思っていますので、本当に三股町のために活性化になっているのかどうか、大手資本のところへ全部取られてしまうということも想定の中に入れながらしゃべっておりますので、できればそういうことも想定をしていただいて、同じプレミアムの、今回のプレミアムは2割でした。2割だったら大概買えます。

しかし、それが大手資本のバックになるような、資金繰りになるような商品券では、果たして三股町のためになるのかなと思いますので、くどいようですけれども、こういう用途を限定するようなことも考えてほしいと思うんですが、答えをお願いします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 今年ですね9月1日からプレミアム商品券ということで、2割のプレミアムで発売しまして、11日で完全完売したということで、これは町内すべての商工会の加入、もしくは新規に登録された方の店で買えるということで販売したところです。

今回、この4月に発生しました口蹄疫による地域経済の低迷ということで、22年度から一応中小企業等、口蹄疫復興中小企業応援ファンド資金計画という形で新しい事業が出てきております。

この中でイベント、それから、プレミアム商品券、これについてもこの基金を積みまして、この益金で各市町村に助成するという形で通知も来ておりますので、本町としては、今現在もう町独自のプレミアムを販売していますので、重複するという形になりますので、23年度に計画したいなと思っております。

この中では、ある程度使える店を限定してきている条件がついております。これはやはりそれぞれのまちを活性化させるという意味合いの条件がついておりますので、いわば大きい店舗、それとか全国のチェーン店等では使えないという条件を作るようですので、そのあたりはまた十分

検討をして、商工会ともまた連携を密にして発行できればいいなと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ぜひ、国とか県が言う中小企業というのは、ここ辺にある大手と我々が見ているのも全部中小企業に入るんです。私が考えているのはごく零細企業という意味ですから、国と県の言う中小企業と一緒にたにしないようにほしいなというふうに思っています。

今のこの口蹄疫でということになってはいますが、県北のほうでいうところのプレミアム商品券というのは、三股町と大分違って、その自治体自治体で核をなしているんです。その自治体の役場のあるところが大体繁華街があって、そこで使っているんですよ。ところが、三股町はそうじゃないんですよ。だから、活性化という形の名前でいうと、都城の活性化に8割ぐらい行っちゃっかなといううがった見方ですけども、そういうふうな感じもあります。

ですから、少し使い勝手は悪くなったにしても、そういう、先ほど答えがあった固定したような、少し使い勝手は悪いけれども、町民の皆さんに少し協力を願って、そういうふうな形をぜひともしてほしいと思いますので、これは要望としてまあ先ほどありましたので、またお願いをしたいと思います。

さて、2番と3番は少し重複しますが、町長選挙において新しく木佐貫町長が生まれました。しかし、三股町民が、実は木佐貫町長を半分は書いてないんですか、約2万人、有権者です。その中で投票者が50%ちょっとでした、54%ですか。その中でまた投票者が別れたわけですから。

やっぱり今までの投票の推移を見ても、やっぱり今回12%ぐらい落ちています。男女とも惨たんたるものちゅったほうがまあいいんだろうと思うんですが、男子は約53%、52.89%ですか、男子の投票率ですけども、これは三股町にとってはゆゆしき問題かなと。先ほどあった地域にということにはなっていない感じがします。

そこで、通告しておりましたこの投票率のことで、去年の9月ですか、移動投票所という形で提起をさせていただきました。それを早速今回の町長選挙で取り組んでいただきまして、4カ所ですか、期日前投票の移動という形でしていただきました。

そこでお伺いをいたします。選挙管理委員会でしょうから、お願いいたしますが、今回4つの移動投票所にですね各地域ごとに何人ぐらい期日前投票を利用されたのかお答えを願っています。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） お答えいたします。

平成19年の町長選挙より投票所を4ヶ所削減をして、11投票所で、選挙当日の投票事務を

実施したわけでございます。投票率の低下を招いているというご指摘や、地区座談会での要望を受けまして、今回の町長選挙から試験的に移動期日前投票所を4カ所で実施したところでございます。

1日目の午前中に大野集落センター、それから、午後、田上集落センター、それから、2日目は、午前中に前目の児童館、それから、午後に餅原営農集落館で実施をいたしました。

結果、大野が有権者214名に対しまして43名の投票で、投票率が20%、それから、田上が有権者242名に対しまして97名投票し、投票率が40%、それから、前目地区が有権者623名に対しまして54名投票し、8%、それから、餅原が有権者447名に対しまして112名の投票で、投票率は25%でございました。

投票事務に携わった担当者の感想として、特に高齢者の方々が多く来られたと、近くで投票ができるので大変助かるという声があったと報告を受けております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 地域によっては、ばらばらあるけども40%ぐらいの投票、大変よかったのではないかなと、私自身にも、田上の人じゃないんですけども、助かったという形で二、三伺いをしております。今までは隣の人に頭を下げたせんないかんかったけれども、近くなので、行ってくれるよという形で言われて、もしくは歩いていったとか、そういう形で報告を受けております。

そこで、こういうふうになっているんですが、もう一つ切り口を変えて、こっだけ下がっていくと、今度は何かしないと、多分この移動投票所、これを行っても54ということですから、この町長選挙の投票を踏まえて、例えば年齢ごとに、どここの投票所はどういう年齢層で何%ぐらいに、例えば10歳刻み、5歳刻みという形なんですけど、そういう原因を究明することによって、そこに対するPRといいますか、打つ手だてが出てくるんだろうというふう到现在思います。

それで、選挙管理委員長、もしくは書記長でもいいんですが、この町長選挙の投票の実態を少し内部をしてほしいと思うんですが、今はそういう形はやっているのか、やっていないのか、この町長選挙に限りでいいんですが、お答えを願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この年齢別の投票率といいますか、そういうところだろうと思います。確かに投票率を分析する上では非常に重要な資料になるんだろうというふうに思っております。

ただ、今回選挙が立て続けにありますし、なかなかそこまでの分析をするまでの事務の時間も余裕もないというところでございまして、今のところは全体的な結果はまだ出してないところで

ございます。まあ今後ですね今言われましたことは、投票率のどの点に今後力を入れていくのか、それを考える上では非常に大事なことだろうというふうに思っております。

ただ、今回、移動投票所、ここで、数が少ないですから、これについて、移動投票に対してどれぐらいの高齢者の方が来られたかということを一応資料として出してみました。それによりますと、大野のほうが投票者数が43名だったんですが、そのうち65歳以上が37名、ですから、86%の方が移動投票所で来られたということでございます。

それから、田上のほうが97の投票者に対しまして75名が65歳以上ということで77%、それから、前目が54名に対しまして38名の65歳以上ということで70%、それから、餅原が112投票者に対して95名ということで84%、平均しますと大体80%は高齢者の方が移動式に来られたということでございます。

ただ、これが当日の投票数と、それから、期日前投票全部合わせて、この移動式でやったところにそれだけの投票率の向上の効果があつたかということになると、当日が非常に落ちておりまして、なかなかその結果が効果が見えてないというのが現状だろうというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 効果が上がる、上がらない以前にここにグリーゼーンで送り迎えを頻繁にされるのを見るよりも、少なくとも公正な選挙ができたのではないのかなというふうに思いますので、私自身は、当日どうだったかということよりも、これは期日前ですから、そういうことの視点から見てほしいなというふうに思います。

もう一つお伺いしたい。5歳刻みのそれはこっちおきまして、とりあえず第1から第11まで投票所があります。全体でいいんですが、これは公表されてませんので、ここの投票率を教えてくださいと思います。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票率だけでいいですか。

○議員（2番 指宿 秋廣君） はい。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 第1投票所61.9、それから、第2投票所60.53、それから、第3投票所54.93、それから、第4投票所64.93、第5投票所68.15、それから、第6投票所56.32、第7投票所57.75、第8投票所51.79、第9投票所42.42、第10投票所54.65、第11投票所44.84、合計で、平均が54.06でございました。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ぜひ、もし公表が、時間的にあればこういう一論だけではなくて、可能であれば公開してほしいなというふうに思います。

この投票率を見れば、低いところでは40%ということは、10人のうち6人は行ってないちゆうことなんですよ。もともと全体が10人のうち5人しか行ってないわけですから、前後あればそういうことになるんだろうと思いますが。

引き続きこの投票率アップについてもう少し問題を掘り下げて、もちろん次は県知事選挙があって、事務方は大変だとは思いますが、できればどう推移したのか、一番身近な、県知事選挙がどうなるよりも、三股町長がどうなるのかぐらい意識を持ってもらうような有権者にしてもらうために、もう少し輪切りのほうもしてほしいと思いますので、これは要望をしておきたいと思います。

その中で、当日、三股中学校の運動会がありました。もちろん中学校が、国立中学校、もしくは県立中学校であれば何も申し上げないんですが、あの学校は三股町立中学校であります。そうであれば、三股町の一大のボス、リーダーを決めるイベントのときに、中学校といたら一地域じゃなくて、三股町全部を網羅している中学校ですから、それが原因だとは申しません。

だけど、そういうこともひとつ要因として、人が見てしまうような形に、今回12%も下がるとですねあるんですが、この問題について教育委員会はどうされたのか。

もう1点。以後、例えば選挙管理委員会と各課の連絡体制、これは4年に1回必ずはぶち当たるという可能性になるんです。だれが悪いかを今問いつらうのではなくて、どうすればいいのか、検討をされたのか、教育委員会と選管という意味ですが、お聞きをしたいと思います。両方からお願いします。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） お答えします。

町長選挙の日程を決めるにあたっては、任期や準備等の関係から、かなり限定されるために、他の行事との調整を図る観点から、3カ月以上前の6月2日には決定をし、県をはじめ、各機関に連絡したところでございます。

そして、大きな行事としては、三股中学校の先ほど言われました運動会と重なってしましまして、この件につきましても日程決定後すぐに教育課を通じて中学校との調整をお願いしたところでございます。しかしながら、学校行事も日程が詰まっております、変更がかなわかった次第でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私のほうで体育大会がある事について。

今、選挙管理委員長のほうからお話がありましたとおりに、6月の初めに選挙があるということをお聞きいたしました。そして、その後すぐ中学校のほうに、校長にも連絡をいたしまして、



「体育大会はどうかならんか」と、「大事な選挙だからダブらんほうがいいがね」というような話もしながら進めたところでした。

すると、かなりの時間、余裕を持ちましたが、学校としては4月の段階で年間計画が立っているわけです。そして、三股中学校だけなら変えようがあるがと私も思うんですが、何せ中学校は地区の中体連、いわゆる中学校体育大会、そういう行事を控えております。そうすると、やっぱりこの地区は同じ日にやって、そして、地区の中体連には全員が同じ日程で参加するというようなことが望ましいということです。

それが一つと、内々は、地区の中学校が一斉に足並みをそろえて体育大会をするという裏側には、生徒指導によることが大きくかかわってくるわけです。というのは、最近は少なくなりましたが、1校が、例えば三股中学校が期日を離して体育大会をすると、都城市は既に終わって、今までにないときには、それぞれにすさまじい子供たちが来るわけです。そこで非常に生徒指導上困難をきわめます。私もこれは経験してきましたからようわかります。それで、そういう生徒指導上のこともあります。

それと、後々の中体連にかかわる行事のこともありまして、そういうことを考えると、学校長としても、ここは日程を変更するわけにはいかないということでした。

それと、今年は試行ということで、夏休み1週間前に終了、8月25日に2学期をスタートさせました。そういうこともありまして、練習期間が早まっているわけです。そういうことで、例年、大体第3日曜日あたりに組んできたんですね。今年は、やっぱり3週間をとって、3週目に体育大会を実施しているわけです。

そういうこともありまして、そこはしょうがないだろうと、それは計画どおりいって、そして、あとは選挙事務にかかわるご父兄の方や、そういう人は、そのように事務局にお願いして、それは融通してください。そして、投票所のほうは、第1地区の公民館のほうは投票がしやすいようにちゃんと駐車するようにしてくださいというようなことをお願いして、実際体育大会を実施したところで。

それで、今後、4年度後にまた実施されます。要するに、首長が退任される30日以内に公職選挙法では選挙をするとなっておりまして、どの日程に入るかわからんわけです。1週間前の日曜日、あるいは2週間前の日曜日になるかわからないです。

そうやってきたときには、やっぱり学校行事というのを考えるときには、年間行事を変えないといけませんから、そこらあたりは十分ご理解をさせていただいて、そういうことが今後ダブらないようには十分配慮をするようにまた話し合いもしていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 選挙管理委員会に聞いたら、3カ月、6月に決めましたよと、教育委員会に聞いたら4月に決めましたよと、4月のほうが早く決めちよくからというふうに聞こえたんですが、実は、ここに平成6年からあるんです。日にちを言います。11日、13日、8日、10日、12日です。ということは、ほとんど第2日曜日にやっているんです。

ということは、いつあるかわからんじゃないんです。過去のデータをとれば、これは第2日曜日にやっちょるがとわかるわけです。今、私は、これから知り得ただけでもそうです。それは、この私が調べた中にはないから、平成6年以前の4年はいつですかと聞いたら、やっぱりそんならいじゃないんですか。ということは、これをこのまま見過ごすと、4年後もまたこうなるということなんです。

だから、私がここで話をしたのを、今から9月の12日に引き戻して中学校の運動会をどうかしろと言っているんじゃないんです。4年後のためには、こういうことがすべてわかるじゃないですかと、そしたら、内部の中で、例えば、書記長やったら総務課長ですか。教育課長と総務課長と話したら大体の日程はわかるはずですよ。違いますか。

町長は、少なくとも自分の選挙ですから、そこ辺はまたいろいろあるでしょう、県知事選じゃないんで。だけど、事務方同士でそれは4月の前に、来年は町長選挙やな、そしたら、これについてはどうする、いつも町長選挙はいつあるけ、もしくはパソコンで自分とこで調べれば、これは第2日曜日ずっとあるわ、こら。たら、第2日曜日やったら中学校の行事と選挙管理委員会はバッキングせんように何かできないんですか。

例えば、今までは1週間早くなつたから、第3日曜日の第2日曜日にしました。最初の1週間を授業しておいて、新たに9月から練習し始めたって調整はできたはずですよ。今年のように猛暑ですよ。そこら辺が、要するに、今さら直らないものなんで、だから4月に向けては、来年の4年後の選挙に向けては、せめて町内の大きな行事は避けてほしいんです。

だれが教育長であろうが、だれが町長であろうが、だれが教育課長であろうが、そんなことを聞いているんじゃないんです。これは、全体のものとしておいて、選挙を最優先しようよ、でないと、この体たらくですよ。これはこのままいったら50%切ります。

もう1回答弁お願いします。4年後もこういうふうになさるつもりですか。お願いします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それは、十分検討をしないとイケませんから、ダブらないことは確かです。これはダブらせんほうがいいわけですから、これはわかっています。

それで、今年のこの猛暑の中で体育会をしました。大変暑い中ですから、これも考えものですから、今後体育大会のあり方をちょっと考えないといけないということを今話をしておりますか

ら、4年後このようなことが、ダブることがないように、そこはしっかり打ち合わせはしていないといけないと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 例えば、ダブったとすれば、今回、選挙の時間はどうするのかとかいうところもまた考えないといかなかったのかなと思いますが、ただ、町長選挙のときだけ時間を延ばすというわけにはいかんとです。やるとすれば、拘束どおりすべて8時ということになってしまいます。

そこら辺もまず選挙管理委員会と執行部とが十分話をさせていただいて、二度とこういうことがないようにお願いをしておきたいと、これはもう4年後のことを、来年のことを言ってもどうだこうだとなるわけですから、大きく引き継ぎ簿でも書いていただいて、双方、こういう町のイベントとダブらないような方策を、よろしくお願いをしておきます。

次に、選挙について、ここに3の2のところ、今この投票率はこんなに低いと、低いのであれば、今、投票事務をパートさんとかいろいろお願いをして、もしくは町の職員とかが名簿対照とかやっています。

その中に1人でも2人でも高校生、大学生を、有権者じゃないで手が要るかもしれんけれども、例えば前半、後半に分けてでも選挙事務に携わらせて、選挙という、要するに神聖なるものがこういうふうに流れているんだよということを実際に経験させてみるということも、すべてをやらせるということはありません。

1投票所に1名、もしくは2名、前後分ければ4名になりますか。最大それぐらいですけども、最少なら1人ということになるんでしょうが、そういうことをして、選挙というものを身近なものに味あわせる、身近なものに感じさせるということを考え方としてありますが、それについての答えを、どちらでもいいですから教えてください。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） お答えします。

若い世代の人たちに選挙に関心を持ってもらうためにも、機会があれば、当日投票事務及び期日前投票事務での雇用を検討したいと考えておりました。

ところが、身近な大学の事務局に問い合わせをいたしましたところ、選挙に関してのアルバイトについては、選挙が公職選挙法に基づいて施行されるために、選挙に携わることによって生じる違反や間違いによる学生の責任問題を回避する配慮から、候補者の選挙運動に携わることや、また、自治体での執行する選挙事務も含めて、アルバイトとして正式なあっせんはしていないところでありました。

学生を投票事務に携わってもらうことには慎重にならざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 全国的にはそういう形で、一投票所に例えば1人とか、例えば名簿対照は2人いますよね。例えば入場券を持ってみえたときに、だれだれですよとチェックする人はこっちという形で、選挙に対するすべてをやるということではなくて、私は投票事務に携わったと、こういうふうに感じだったというのが、することによって、家庭で、もしくは学校でそういう話が出てくれば、学校にあっせんをお願いするというのは、これは無理だと思います。学校が怖くてたのめないんですから。

だけど、行政として、要する選挙管理委員会として、そういうまねごとじゃないですけど、真剣なものですからそうじゃないんですが、そういう一つの目がたうとこ、例えば投票用紙を渡せとか、そんな大きいことを言っているんじゃないありません。

1カ所を、目が届く範囲内で携わらせてみる。それは常に目が届いているわけですから、もちろん役場の正規職員がついちよかんにやいかんでしょ。パートと組ませるわけにはいかんというものもあるでしょうが、そういうことで、少しでも三股町の選挙が身近なものに感じられるようにぜひとも考えてほしいというふうに今思っています。

もちろんどっかのスーパーのようにすべてをやれということは絶対言っているんじゃないありません。そういう一つの投票の名簿対照を前半と後半に分けてついでいるところも全国的にはあるんですよね。そうすることによって、くどいようですが、身近なものに感じさせるということですので、再度、できればネットでも調べればすぐ出てくるでしょうから、お願いしたいんですがお願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 確かに今議員が言われるような形での考え方というのをこちらとしても持っていたわけです。

ただ、身近な大学、言えばそこです。その大学が主体になるわけですから、まして高校となれば高校に話をしなければならいんですけれども、そういったところは、こういった状況でなかなか正式な考え方としてアルバイトであっせんしないと、投票1日の問題であっても、時間交代という問題であっても、しないというところになると、やはりこちらから積極的にというわけにはいきません。

それで、今までも中にいろいろ履歴を見ながら大学生なりを投票事務にした経緯はあるんです。ただ、これは個人として申し込みがされたというところで、その辺を考えると、やはり大学側がある程度いいですよと、そういう経験をさせますよというような感覚にならないと、こっちから

積極的に大学を通じてやるというのはちょっとできないかなという感じは今しているところなんです。

全国的にはいろんな大学がございますので、その考え方もあるかと思いますが、とりあえずはその学生課の、学生課は清武に事務局がありまして、そちらのほうで問い合わせさせていただいたんですが、今の結果はそういうことでしたので、今後また状況を見ながら、若い人たちにかかわっていただくということを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ですね、ぜひ、高校生も全国的になるとやっているようですし、もちろん正式に今からやるという手も、町が新たに募集をかけるというとも一つはあるのかなというふうに思いますので、ぜひともそれについては検討を願いたいと思います。

以上、2、3については終わります。

4番目の住民サービス向上についてお伺いをいたします。

住民サービス向上について、ここに通告しておきました。証明書発行です。定住自立圏構想という形で、今、都城市が中心市を宣言してよいよやっております。しかし、都城市が中心市で今サブシティ構想等をやっているんですが、三股町は都城市の中心市と三股町との1対1の契約で今その中に入っているわけですが、住民情報等の証明等を、私は前はその機械で出せることはできんかと、それであれば夕方7時、8時まで、もしくは日曜でも土曜でもできるではないかという観点からしました。

今回はちょっと視点を変えまして、都城市と三股町が契約をして、そして、三股町の住民が、もしくは都城市の市民が相手方のところで証明書の発行ができる。発行することが可能というような事例も全国にあります。圏域を超えてもやっているところがあります。

ということは、この中でいろんな制約は、ハードルはあるんでしょうけれども、三股の町民が都城市役所の窓口に行って三股町の証明書を発行してもらおうというような方策というのも一つの定住自立圏、住んでよかったなど、そこに住み続けるという意味でいうといいのかなというふうに思うんですが、そういう定住自立圏の中に組み入れてやるというような考えは考えられませんか。お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在の証明書発行業務、これについてちょっと説明をさせていただきますと、住民票の全国市町村窓口での手続、これにつきましては住基カード、あるいはパスポート、運転免許証、いずれかを持っていれば可能であります。しかし、本籍や前住所地は記載されていないため、住民ニーズに十分こたえるものではないというふうに言われています。この場合は、

住所地での手続が必要であります。

今までの他市町村での利用件数なんですが、平成15年度から現在まで三股町の窓口で取り扱った受付件数は13件、他市町村窓口での三股町住民票の受付件数は14件ということになります。

広域的な取り組みを検討するに当たりましては、先ほど言われました定住自立圏構想のエリアと、都城ですね。要するに生活圏も同じでございますので、そちらとの連携が考えられるというように思います。

先ほど述べましたように、住民票につきましては、現在も都城市役所窓口及び各支所にて交付することができるんですけども、本籍や前住所地が記載されていないため活用されていないという状況でございます。

さらに、住民票以外の印鑑登録証明書や戸籍書類への拡充には市町村の協定が必要というように考えられます。また、協定書を締結し、そして、稼動するまでには、システム等の違いにより導入に伴うシステム整備の調整も必要であり、若干時間を要するものと考えられます。ちなみに都城市と北諸4町での合併では、16年、17年の約2年間かかりまして、その調整期間があったというように聞いています。

しかし、本町と都城市とでは、先ほど言いましたような定住自立圏構想エリアでもあり、そしてまた、生活圏も一緒と、そして、経済・雇用、そしてまた、文化・医療・消防など、さまざまな面で連携協力に関係にあります。そういうことで、相互交流が大変不可欠な市町ではないかというように考えています。

このことから、証明書発行業務の広域的な取り組み、これについては大変重要なことかなというように調査検討をさせていただきたいというように思っています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） あのですねもちろん住基カードで簡易なものというのは少ないはずですが。利用しづらいちゅうもんじゃないんです。もちろんカードを作らないかんというのもあります。

私が申し上げているのは、先ほど町長の答弁の中にあつた、お互いの自治体が契約して、三股町民も都城市、都城市民も三股町に来てそれを交付を受けることができる。何ら当該の自治体に行ったのと遜色のないものかという意味です。

そうすると、自治体によってはファクスでやっているというところがあるんです。たら印鑑はどうすつと、多分印鑑はその場でそこでソフトで刷り込んでいるんだと思うんですね。そこで刷り込む、そしてファクスでやると、偽造防止用紙にすつと入ってくるわけです。そうすると、フ

ァクスですから、もし行き場を間違っても、それは白紙にしか出てこないわけですから、偽造防止が十分役に立つということですよ。

だから、そういうアイデアを練れば、要するに都城市において緊急に三股町のが必要であれば三股町民が、もしかすると逆も、そういうふうな認識で調べるところでは載っていました。

ファクスであればそんなに大きなコストは必要でないのではないのか。ましてや偽造防止の紙を例えば三股町が都城市に、三股町はこれを使っていますからと市役所に持って行っとけば、ファクス1台を向こうに専用のを置いちゃけば、認証機は1つ要るでしょうけども、認証機を1台置けば済む問題ではないのかなというふうに思っているんです。

もちろん町長の特別な合議があつて、認証機を都城市長の管理下で使うことが可能であるというのが契約することによってないといけませんけれども、そういうことがあれば、都城市の例えば銀行で印鑑証明が必要やったといったときに、都城市役所に駆け込めばどうにかなるというような、もちろん身分証明書をそこで提示する、そして、申請書をその当該の都城市から三股町にファクスで送る、それを見て三股の職員が市役所に送るということをやりますから、パソコンの中に入っているのをポンち出すとはわけが違って、少し時間かかるかもしれませんが、そういうようなことをすれば可能ではないのかなと思うんですが、検討してほしいと思うんですが、再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答しましたその合併に伴うところの都城の市町間での部分については、システムの一体化という部分で大変時間がかかったんじゃないかなと思いますけれども、今回のご提案のお話を聞いていますと、ファクスとか、ほかの簡易なつて言いますかシステムで変えないやり方での導入ができないかどうか、まあ相手方があることですので、都城市のほうと検討をさせていただきたいなというように考えています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） いいですね。住民の方が当該の銀行等で必要なときに三股まで来てするよりも、本店、支店がある都城市のところでやったほうが早いということであれば、そつちに駆けるどつちが早いけつて、選択権は住民の方に与えれば済むことですから、そういうことも踏まえてしていただけると、定住自立圏構想がより濃いものになって、住民も喜ばれるのではないのかなというふうに思いますので、検討方をお願いをしておきたいと思います。

最後になります。ある日突然戸嶋病院、旧三股病院から「10月1日からおたくはうちに来てもらったら困ります。休診です」というふうに通知が来ました、私自身に。何でかという、私患者なんです。びっくりしました。その前に検診に行ったときは何一つ言われませんでした。ある日突然封書が来たんです。ポンと、意味がわかりませんでした。ただ、薄々は感じられました。

患者の激減ぶりに。

これからが質問ですが、あれは作為があったのではないのか。患者が来れないような雰囲気をつくっておいて、少なくなった、少なくなった。

例えば、例を申します。病院の前に薬剤薬局がありました。あれは半年ぐらい前ですかいきなり引き揚げました。紙を持って「どこに行かれますか」と、こう聞かれるわけですね。そこはやっていませんよと、たらどこがあるんですかという話です。たら、あるところと言えば五本松住宅のところに、あっこもありますわなど。

たら、私は車があるから行きます。あそこはドライブスルーですわ。だけど、老人の方で歩いている人がどうするんですかちゅう、あそこで窓口で言われているんですよ。要するに来るなちゅうこっですわ、早い話。そんなのがトラブルがあって、そして9月、町長が代わるのを狙ったこと後ぼんとかわったんですね。これは、私は作意だったというふうに思っています。

当該の課長にお聞きします。これについて何か事前に戸嶋病院から、百石理事長から何かありましたか、お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいまの質問についてはですね、現町長の木佐貫町長と休院ということで連絡が入ったものですから、どうされたんですかということでお伺いしました。そのとき言われたことが、1年間今の院長、もうやめられたんですけど、その前の院長が1年間来ていらっしやったんです。

その院長は海老原病院から来られたということで、戸嶋、百石理事長の話を聞くと、海老原病院じゃもうやってられないということで、こっちで1年間やってたということなんです。そのときに、この病院は閉院するから別なところに行ったほうが良いぞというようなことを言ってらっしやったということなんです。

それからやめられて、またその人は海老原病院に帰られたということ戸嶋の百石理事長が言ってらっしやいました。だから、その辺を我々は疑うんじゃないけれども、その辺でお客が減ったんじゃないかというようなことも言ってらっしやいました。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） いろんなところに指定管理とか委託に出すところというばかげたことになるんだなというふうに今思うわけです。民間がということがありますがけれども、果たしてこれで大丈夫なの。三股町民を、要するにこの病院ができるときには、住民投票までやってできた病院ですよ。町長まあご存じだと思いますが、それぐらい大論争をしてできた町立三股病院、国保病院なわけです。



で、最後は惨たんたるものです。あの海老原からみえた先生が最後じゃなくて、終わりから2番目だと思いますが、最後にいらした先生はご存じですか。80歳ぐらいです。「どこが悪いんですか」って、「先生のほうが悪いつちゃね」って私は言いました。思わず言うような先生です。医者は終身医者らしいですから、そういう形です。それで患者を増やす意図はゼロです。

だから、これは1年前ぐらい前から、もしくはしたときから、これは既定の事実として戸嶋病院は持っていたのではないのかなと思うんです。これはゆゆしき問題だなというふうにも思います。町長にこういうあれが二度と起きないような民間というのの恐ろしさというの痛感していただきたいなというふうに思います。

さて、この戸嶋病院をあけつらたってしょうがないんで、今度は以後です。1億5,000万ぐらいだと思います、売却金額。三股中学校にとると大変いい土地です。あれをもう1回三股町が買って、新たな手を挙げる人を探すというような気持ちはありますか。お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この町立病院の関係の質問が出るということで、前の書類を引っ張り出しまして、幾らだったのかなといろいろ調べてみまして、今言われたように約1億5,000万、消費税込みです。それぐらいありますけれども。

また、この前、先ほど課長のほうで話がありましたけれども、ちょうど休院するというので、2人でその理事長のところまで継続の話も含めて、今後についていろいろお話を伺ったんですが、その中で、購入金額は1億5,000万ぐらいなんですけど、今までの投資額というのと約3億円ぐらいになるんだよねという話もちよこっと出たような気がいたします。

ですから、向こうとしてはそのくらい今までやってきたんだということを、購入金額も含めて、それから医者を含めていろんな設備投資をしてきたんだというようなお話の意味であったらうというふうに考えます。

ただ、これを契約書のほうには、医療法に基づく既定する病院として経営することというのを前段に条件としてうたっているわけなんですけど、これについてその後、この解釈について、もし病院が閉院になった場合には契約解除ができるのかどうかというところを弁護士のほうにこの解釈についてお聞きしたことがございます。

そのときの話では、病院として継続して一応4月1日以降やってきたわけなんです。現在まで入ると1年半になるわけですかやっていますので、医療行為というか、医療法に基づく病院としての形態はとっているということでもありますので、この契約書にうたわれているような違反行為ではないというような話でありました。

ただ、そのあたりが今後、今こういう状況でありますので、これをどう解釈するのかも含めてまだいろいろと勉強をしなくちゃわからない部分もあるわけなんですけれども、当時の話ではそう

ということで、違反はしていないということでございますので、買い戻すというようなことはなかなか難しいのではなかろうかというふうに理解しています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） この問題につきまして、私は多分、やめるときはどうすつとからゆような質問をしたと思います。多分議事録を調べれば出てくると思う。要するにこのまま壊して更地にして分譲して売ったら1億5,000万どこじゃないでしょうがということを行ったと思います。どうもそんな感じにするんです。

これが三股病院から来た休院のお知らせです。現物です。日にちも書いてあります。ただ、書いてあるのは、「突然のことで皆様にはご迷惑をおかけすることになります。なるべく皆様への負担を軽減すべく今後も継続した診療を行いますように対応をさせていただきます」というふうに、「何とぞ皆様のご理解、ご協力などをお願いします」と、「10月1日以降戸嶋病院を利用される方に当たっては無料にて送迎を実施します」、こんなのは藤元病院でやっています。「送迎を希望される方は三股病院まで連絡をお願いします」、こんだけぽんと来ただけですよ。日にちも書いてない。書いてある日にちは「10月1日、以降はしません」と書いてあるわけです。

だから、これは明らかに違反行為だと私は思うんですね。だから、どんな病院が手を上げるかという、後ろ側で言っているんじゃないんで、それはあれですけども、例えば更地にして中学校の附帯施設でも作ったほうがよっぽど三股中学校は喜ぶかなと逆に思ったり、物すごく広いんですよ、裏のほうの昔の2病棟跡、結核病棟跡、あそこはそのままありますもんね。わかば保育園の西側ですか、あそこは何反あるのか知りませんが、物すごい広い土地があります。

そういうことを考えて、全部で土地の値段を下げ、私自身は、売るときに聞いたと思いますが、評価額よりも相当低い金で売ったというふうに思っています。道路を入れたらどうなるんだとかいう説明を聞いたと思っています。そうすると、戸嶋病院はこれを休診して次再会したって無理です。患者が四方八方右左夢想しよるんです。新たな患者を開拓すると、無理です。よっぽど有名な病院が来ない限り。

もしくは今ある病院が新たな経営を展開する以外に、自分とこの患者を振り分けるという意味ですが、以外に新たに病院ということは無理だというふうに思います。

そこで、もう1回お聞きしますが、これについて町長の、前の町長とまあ新しい町長の引き継ぎ時期をあえて狙って、行政がこうしているのを見た上というふうにながった見方しかできないんですけども、なったときに、もう1回買い戻すということは無理だということでしたら、向こうは、言葉は悪いですけど、だましどこだったんじゃないのかなというふうに今思うんですが。

ありとあらゆる手段を使って町民のためにもう1回提供する病院にする、もしくは更地にして

何か次のものに変えるという考えは、実質上の休診ちゅうことはしないちゅうことですから、答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 戸嶋病院につきましてはご案内かもしれませんが、吉尾町のほうに大きな病院をつくるというお話もありましたので、今回の休院がそちらのほうに統合するためのものかなということで、この確認にもこの前行ったところでもありますけれども、その吉尾町のほうは特別養護老人ホームをつくるということで、要するにこちらのベッドを持っていくということではなさそうなお話でございました。

要するにもう2月に国の許可、市のほうの許可を受けて特別養護老人ホームを建設するんだということでございまして、それでこちらのほうは、それとは関係なく休院というお話でございましたので、そして理事長の話では、まだこの東部地域、要するに長倉医院さんから向こう、町の東部のほうには病院、医院等がありませんので、そちらのほうをターゲットにしたところの医療行為、クリニック、そういうものを今後検討したいというお話をされましたので。

町としても、そういうことであれば一日でも早く再開できるように、医者確保も大変でしょうけれども、お願いしたいというお話をさせていただきました。

また、必要あれば国・県といろいろと、町としても応援はしますという話はしましたけれども、実際言われるように戸嶋病院のほうもいろいろとこう話が変わってきておりますので、非常にどこに真実があるのかちょっと見えない部分がありますけれども、また足を運びながらこの開院再開について努力はしたいなというように思います。

ちょうどこの前行きまして、それから、これから1カ月間ハワイのほうに行くというようなことでもございましたので、それでまだ、今後、議会終了後でもまた日にちを設定しまして足を運びたいなというようには思っています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） あのですね百石理事長と話す機会がありました。個別で話しました。あの人は医者じゃないです。理事長という名前ですけども、医者じゃありません。どっちかといったら商売人です。こんなことを話されたんです。「三股には温泉があるよな。あれをただで引いてくれんやろうか。それと病院とを合わせるんだ」と、多分特老とか何かそこ辺が頭にあるんでしょね。

ということに発展しかねないんですよこの問題は。だから、町が持っている財産をまたなんかもらうもんはねかというふうになりかねないので、早く手を打たんと大変、要するにそれをとるためには三股町は「ないですよ」と、だからこの勉強しなさいと、これ容易に想像ができるんですよ。ちょろっと言われたんですね。

たまたま掘っているところは向こうですよ。距離は同じぐらいです。今スタンドがあるところとこっち引いてくれば、距離的には。たら温度はそんなに変わらん、たらうちに専用に使わせてもらえんやろうか。多分本音だと思います。そういうところと人のいい行政とが話をして太刀打ちができるはずがないと思うんです。

だから、再度これはここで論議したってどうもならないでしょうけど、そういう理事長さんの戸嶋病院ですから、もう1回町としてそれを原点に戻って返していただくと、そういうことによって町が新たなところを模索し、もしくはだめやったんきは更地にして、あそこを1億5,000万円の土地ですよ。土地だけ、土地の価値しかないちゅうことでしたから、まあ壊す賃は少し要るかもしれませんが。

それも利用した中で、何か今の施設もそのまま利用した中で、3億入れようが5億入れようが戸嶋病院の勝手ですから、使うためにした。結局使いたくなかったということだけですから、投資したのではなくて、三股町がしたものを三股町がそのお金で買い戻す。幾ら投資したのかは、戸嶋病院がやったわけですから、そこら辺を模索しながらこの戸嶋病院にあたっていただきたいと思います。

この問題、あまり、言葉は悪いかもしれませんが、泥棒に追い銭あつかんですけど。言葉は悪いかもしれませんが、やり得ということにはさせてほしくはありませんので、強く申し上げて、一般質問を終わります。

-----  
○議長（東村 和往君） これより3時15分まで本会議を休憩します。

午後3時05分休憩

-----  
午後3時16分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、財部君。

〔3番 財部 一男君 登壇〕

○議員（3番 財部 一男君） それでは、通告に従い質問をしてみたいです。

今回の町長選において見事当選されました新町長に対し、本当におめでとうございます。しかしながら、今回の町長選は投票率が最も低くなったことは、先ほどもいろいろ問題がありました。本当にこういう問題については反省する必要があるのではないのでしょうか。

さて、町長は選挙公約において「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンのもとに数多くの公約をされ、それを町民が信頼し投票したことが当選のもとになったのではないかと私は理解をしております。

町長は、所信表明においても「自主自立で行政運営をする」、また、「行政改革を継続していく」と表明されております。数多くの公約を実行していくことで町民の信頼を得る町政が実行されるのではないのでしょうか。そこで、町長の公約の一部について質問いたしますので、誠意ある答弁をされるよう期待をいたしたいと思っております。

町長の選挙時に公約された事項をどう実現されるのかについてお聞きしたいと思います。

まず、商工会との連携の中において、地域通貨券、商品券の発行をどのような形で実現されるのかお聞きしたいと思います。

当然このことについては商工会の発展、そしてまた、町民のいろんな買い物に対する便宜等も提携されると思っております。先ほどもありましたように、口蹄疫関係におけるところの商品券は2割というプレミアムがついた関係もありまして、即完売というようなこともありましたようですが、そういう意味では同じような形だけでいいのかどうかわかりませんが、ぜひそのあたりについての見解を、重複しますけど、また町長のほうから聞きたいと思っております。

次に、まちづくり基本条例を制定すると言われておりますが、その中で50何項目と言われたのですか、支部加入の促進を図るとなっておりますが、現時点において一番難しい支部加入促進をどのような形で実現されていくのか、これが一番問題じゃないかなと、行政を進めていく上で支部加入等がスムーズに本当に行けば、私はスムーズに行政も進むだろうし、町民の理解も一番得られるだろうというふうには考えております。

なかなかそのあたりが現在は支部加入が7割を切っているような状況の中では、これが一番大きなネックではないかなというふうに私も考えておりますので、新町長の腕前をぜひ発揮していただいて、そういう意味での支部加入等の促進が図られるように、どういう形をされるのかお聞きしたいと思います。

また、もう1点については、有料ごみ袋についてという形が公約されておりますが、これもどのような形で実現されるのか質問いたしたいと思っております。

ごみ問題についてもさきの4番議員でも出ておりましたが、確かにごみの減量化というのは一番大事なことではないかなというふうに思いますから、やはりそのあたりに対して町民の負担も求めるという形になると思います。いけば有料化という形になればですね。そのあたりについても町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上で、壇上の質問といたします。あとの質問については質問席から質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、ただいまご質問された案件につきまして回答を申し上げます。

います。

まず、商工会との連携、地域通貨（商品券）の発行をどう考えているかという質問でありますけれども、商工会は業種や業態の相違を超えて多くの商工業者が参加し、商工業の振興を図りながら地域社会の発展に貢献しています。

そして、平成20年度には念願であった産業会館が完成し、本町の産業活性化に寄与する商工業者の活動拠点として、また、農商工連携のやり方として活用され、地域活性化に寄与するものと期待されているところであります。

本町では、商工業のさらなる発展のため、人材育成に対する支援、中小企業育成貸付金特別利子補給等の支援制度とともに、中小企業従事者の雇用環境を改善する中小企業退職金共済制度への加入を促進する補助金を設け、商工会とも連携してその推進に努めているところであります。今後とも町内商工業者発展のため、商工会と連携を密にし、各種事業に取り組んでいく所存であります。

商品券につきましては、平成22年度に口蹄疫発生に伴う消費低迷に対処するため、町独自のプレミアム2割の増の商品券を9月1日に発行したところ、9月11日で完売し、口蹄疫復興支援、町活性化に役立つものと考えているところです。

県においては、口蹄疫発生より経営に深刻な影響を受けた小売店、飲食業、サービス業などの中小商工業者の再生、復興を図ることを目的にプレミアム商品券の支援制度を新たに設け、その事業ヒアリングが今後行われることとなっています。本町でも積極的にこれらに取り組み、平成23年度当初予算に計上する予定であります。

このように、プレミアム商品券は、地場企業の育成、地域の活性化につながるものというように考えておりますので、23年度以降も財政事情を踏まえながら定期的に発行してまいりたいというふうに考えているところであります。

先ほどの質問でもいろいろございましたけれども、その商工業者の範囲含めていろいろと問題点もあるようですので、いろいろと検討はさせていただきたいと思っております。

次に、まちづくり基本条例の制定、支部加入の促進をどう進めるかという質問でございますが、この条例は、分権時代にふさわしい自立したまちづくりを進めていくために、町民、議会、町、それぞれの役割や責任を明らかにした上で、住民参加の方法や町の仕事の進め方などの基本的なルールを定めるもので、町の条例の最上位に位置づけられ、町の憲法と言うべき条例だと思っております。

これは、私の選挙公約であります町民総参加、協働のまちづくり実現のためにもぜひ制定すべきものであると思っております。しかしながら、その制定には皆様方のたくさんのご意見や慎重な協議が必要と思っております。そこで、早期に役場内に検討部会を設置しまして、その方法に

ついて協議したいというように考えています。

次に、支部加入の促進についてですが、町民総参加、協働のまちづくりの実現には、当然支部への加入は不可欠なものであります。現在、自治公民館連絡協議会の支部加入促進補助金を予算化し、1人雇用し、戸籍窓口での支部加入促進を図っているところであります。

しかし、人口密集地区や集合住宅が多い地区では、自治公民館の努力にもかかわらず加入率が低迷しているところであります。より効果の上がる取り組み、方法について早期に検討部会を発足させ、その具体策について検討をしていきたいというように考えています。

次に、有料ごみ袋をどういう形で進めるかということでございますが、現在、本町のごみ袋については、自治公民館を通じた販売と商工会を介して商店での販売という方式をとっております。平成21年度の販売実績は、大中小のごみ袋を自治公民館へ2万1,189セット、商工会へ5万780セットでありました。住民への1セットの販売金額は、自治公民館では250円、商店では270円であり、20円の差を設けております。

今回の選挙において掲げました政策目標の有料ごみ袋の検討であります。ごみ袋の販売金額を検討し、つまり、自治公民館での販売金額と商店での販売金額との差額を大きくし、自治公民館加入者は商店より安く買えるとの効果から、自治公民館の加入促進が図られないかという問題提起でございます。

といいますのも、ごみの減量化、資源化の運動は、自治公民館と連携、協力は必要不可欠で、重要であるとのことから、自治公民館の加入促進を図って、少しでも減量化、資源化につながればと思うところであります。

ただし、行政は平等、公平でなければならないという点から、支部内外で販売価格に差を設けることはどこまで許されるのかという課題もあることから、慎重に調査検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） ただいまの質問に対する回答をいただきましたが、まだ中身についてもう少し詳しく質問してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目ですが、商工会の連携によって、商工会の発展を図るということに、私も大変いいことだと思っておりますし、当然こういう形を、先ほどは23年度から当初予算に計上していきたいということもおっしゃられました。それは定期的に発行もしていきたいということであれば、町民のほうも安定した形での生活形態になるんじゃないかなというふうにも理解します。

そういう意味では、毎年発行していただきたいというのは当然のことではありますが、今現在口蹄疫の関係で発行したのは、規模的な1億円でした。2割というプレミアムでありましたが、今

の時期に2割もというプレミアムをつけられだれでも飛びつくぐらいの形になるというふうには私も理解しますが、果たしてこういう形で定期的に発行していくという形になれば、2割のプレミアムをずっとつけていくことができるのかどうか、そういうあたりについてどう考えておられるのか、もう1回お答え願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回ののはですね、特にこの口蹄疫で大変経済的に冷え込んでおるといふ部分で、小売業、飲食店、それに関連する産業の活性化を早急に図らなければならないというよな事情等もございまして、魅力ある商品券であることが必要ということで、2割というプレミアムをつけたものだと思います。

これを通常これができるかとなると、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに考えますので、この率につきましてはもうちょっと慎重に検討をさせていただきたいと。

今までやりましたところの商品券については、1割というのが大体通常の相場じゃなかったかというふうに考えます。そういうのを参考にしながら検討をさせていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） まあ多分私も2割というのは特別なことではなかったなという感じはしますが、毎年定期的に発行していくという形にすれば、やはり1割程度が一番いいのかなという気もします。

それはそれとしてぜひ検討をしていただきたいんですが、今現在発行している、今までがこういう商品券発行は大体1億円という形の1,000万の町の補助というような形でされてきたと思うんですね。

そういうことであれば、果たしてそれで売って、商工会等が本当に潤ってきたのか、売り上げそのものが、売り上げが増えないことには潤わないわけですから、私は、今年口蹄疫のお陰で2割増2,000万の町の補助を出して1億円という形で販売したんですね。

都城あたりが大体発行するのが10億円程度というような形をお聞きしますが、そういうふうに人口規模等から考えても、最低でも2億程度のものがないと、町民のほうから見ても本当によかったかなというふうには理解できないんじゃないかなと思いますので、そういう販売の額等もしてほしいですね。

そしてまた、そういうのを春の段階でやるのか、それとも年末の段階でやるのか、このあたりも一つの時期検討についても当然出てくるだろうと思っておりますので、そのあたりの検討も含めてされとらんといかんと思いますが、そういう発行の金額等についても今までのような形ではなく、そういう増額した形でしていただければと私は思っていますが、まあ基本的考え方があればお聞かせください。



○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 23年度につきましては、先ほど産業振興課長が答えましたけれども、県の補助事業等を導入して実施したいと考えています。それ以降につきましては、発行時期、発行額等、いろんな意見を参考にしながら決定させていただきたい。

ただ、前にも言いましたけれども、これは財政事情との絡みもございます。いろいろな投資的な事業、そしてまた、新規な事業等も今回掲げておりますので、それとの整合性もとりながら、財源的なことを十分考えながらやっていきたいというように考えています。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 商品券の発行については、きょうの段階で幾らという形にはならないかもしれませんが、やはり、住民サイドを含めて考えたときに、まあ私先ほど申し上げましたように、最低2億程度の発行をしてほしいなということを申し上げておきたいと思います。

ぜひ、そういう意味では、町長も回答をされましたように定期的な発行、そういう発行の時期もやはり年間を通じてどういう形がいいのか、これも含めて検討をしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、支部加入関係であります。これについて、現在支部加入関係についても町民生活の前、あそこで委託職員でやられているのかなと思っていますが、1名の委託職員をして対応をされていますが、ほとんどと言っていいほど効果は出てきてないというのが現実じゃないかなと思う。

いわば、一方はそこで一生懸命やっても、一方ではまた加入が脱退やったりという形で、今、昔だったら、新興住宅とかそういうところが一番難しいと言われておりましたけど、現在は旧来の集落というのと、私たちが住んでいる勝岡でもそうなんです。まさかと言ってもいいぐらい支部加入関係については難しいものがあります。

そういうように考えると、果たして支部加入をすることによってのメリットがあるのか、それともデメリットがあるのか、そのあたりが本当に町として考えられているのか。

ということは、私が考えたというのも、いつも通っているところなんです。新馬場の火事の現場をご存じだろうと思いますけど、県道沿いのところ。聞いた話では、消火についてはね当然これは消防団関係で一生懸命消火しなきゃならんというふうには当然のことだと思っていますが、支部加入をされていないということだろうと思うんですが、後始末がほったらかしになったような状況であります。

これは誰が見ても余りいいことじゃないなと私は思っているんですけど、このあたりの対応の仕方というのも一つのこの支部関係に意味しているのかなと思っています。もしわかれば教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 火事の後の始末というところでは、私どもとしてはまだ把握していないとこなんですけど、支部に入っていないというところも含めて把握しておりませんでした。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） ご存じだろうと思いますが、みどり保育園の前、まん前ですね。私も通るたんびに見ているんですが、火災の跡がそんなまだ家の形はしていますから、建ったような状況のまま放置されております。

だから、そういう意味では、何でやろうかねと、火災があったんじゃなというのは誰でもがわかるんですが、まあちらっと聞いた話では、支部に加入していないから消防団の後片づけもしないという話を聞いたことがあるんです。それが本当なのかどうかも、私もそういう指導をされておるのかわかりませんが、現実はまだ、見に行ってください。必ずそのままになってますんで。

だから、そういうふう考えたとき、やはり支部加入をしなければ反対にこういう形にもなるんですよとかいうふうに示されたのかなと私は反対に思ったんです。

だから、そういうふう考えれば、やっぱり支部に入ったほうがいいのかないかなというふうに理解もされる可能性もあるのかなという気がしたんですが、ただ、県道沿いの一番の通りであります。

果たしてそういう形での対策がいいのかどうかちょっと私も疑問に思っているんですが、そういうことを考えると、やはり先ほども申し上げましたように、町としてやはり支部加入したことよってのメリットはこんななんですということをずっと宣伝をするとかしない限りは、先ほど町長が言われたような形での支部加入というのは、本当私は難しいだろうと思うんです。

先ほども町長が言われたように、まちづくり条例の制定等を幾らされて掲げて、いいものをつくったですよとしても、住民の協働の問題でありますから、やはりそういう支部加入等をされていなかったら、ほとんどの方が「おいたちは関係がねえが」というような形になっていく可能性が十分強くなるんじゃないかなと思っていますので、そういうふう考えたら、ますます三股の場合は戸数が増えたで、人口が増えても価値観が出てくるのかなと思います。

だから、せっかく新しい町長になられて、そういう項目を設けて、そして、ぜひ意気込みを、そういう形での改革もしたいしという意気込みはわかりますが、果たしてそういう形で進むのかどうか、私は一番大事なことだと思っていますので、そのあたりを含めて、消防関係の問題もそうなんですけど、含めながら町長の見解をもう1回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やはり町政の用を進める上で、また、まちづくりを進める上で何が大事かということ、やはり人と人の絆かなと、やっぱりそういう意味合いでは、自治公民館という町で

制度をつくって、そして、そこに支部というものがございまして、やはりそこで一緒に参加しながら、一緒にその地域をつくっていくというのは非常に大事だなというふうに感じています。

そのために、やはりこの支部加入の促進を図る取り組みを強化しなくちゃならないという認識にいたっているところでございます。

67%ぐらいの加入率、そして、集合住宅地では5割を切っておるという状況で、大変地域づくりが難しくなっているという部分でありますけれども、今、植木のほうでもこの公民館が中心になりながら子ども会、あるいはいろんな団体がございまして。

そういうところを巻き込みながら、親はそういう支部に入らなくても、子供たちを巻き込んだところでの加入促進を図っていくとか、あるいは安全・安心・防犯と、いろんな意味合いです。ね地域づくりから支部加入へのこのそちらに結びつける努力等もされておりますので、そういうところに人的、物的何か支援はできないのか、そのような意見等も十分聞きながら、一体となって、行政はもっと前に出てやるべきかなというふうに考えています。

旧集落のほうもそういう実態であれば、また公民館長さんやいろいろ話をしながら取り組み方法についてもいろいろと検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） それでは、今、町長からも言われましたようにですね、そういう形での支部加入促進等を図っていただいて、いいまちづくりができますようにぜひ奮闘していただきたいと思っております。

本当、この支部加入の問題については難しい問題だろうと思っておりますが、せっかく掲げられた公約等を実行していく上では一番大事なことだろうと私は思っております。そういう意味では、ただ、窓口で人を雇って加入促進をしているからいいんだとか、そういう満足感じゃなくて、実績に上がる努力をしてほしいなと思っておりますので、自治公民館長さんを含めながら、ぜひそのあたりに対しての対応も十分に配慮してほしいなと思っております。

次、有料ゴミ袋についてということで先ほど回答を得ましたが、普通、有料ゴミ袋の販売ということになれば、ゴミの有料化という形につながるのはもっともだろうと思うんですが、現在、宮崎県で有料ゴミを採用しているところはありますか。もしわかっておれば聞かせてください。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 有料ゴミ袋と申しますと。

○議員（3番 財部 一男君） 有料化。家庭ゴミを有料化しているところがあるか。

○環境水道課長（岩松 健一君） それはちょっと把握しておりません。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 多分ですね県内で宮崎市が前1回そういうことを検討されたこと

はあったんじゃないかなと私は記憶の中にあるんですが、今現在どういう形でされているかは、私もそこまでは把握していませんけど。

町長の有料ごみ袋の件という形で、公約の中で出ていましたので、私やっぱりそのあたりまで踏み込んだ形のごみの減量化を行う上で、有料化まで含めて考えられたのかということを含めてちょっと考えたものですから、町長の基本的考えの中にそういう考え方があるのかどうかをまずお聞かせください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今現在、町のほうではごみ袋の有料化ということで実施しておりますけれども、これは、ごみ袋を作成する原材料費を賄うというところで、ごみの搬出料の手数料の分は含んでおりません。そういう意味合いで、そういう状況でございます。

そして、今回私の政策目標の有料ごみ袋の検討というのは、先ほど申しましたけれども、自治公民館加入との関連で、この自治公民館に加入していれば、何らかのメリットがあるという意味合いで、何らかの差を設けることはできないかということと。

もう1点は、公民館に配布するごみ袋をある程度一家庭幾らぐらいというので、それで減量化につなげると、多くはないのかと、そういうのを含めていろいろと検討をしたいなというふうに考えているところでございます。

ですから、今のところこの搬出料に対する手数料という意味合いでのごみの有料化というのは考えていません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） まだ県内でもそんなに多くのほうではされていないとは思っていますが、やはり、将来に向けてはこのごみ有料化の問題も避けて通れない可能性は十分あるんです。

やはり、いろんな形、先ほども出ておりましたように、生ごみの処理とかいろんな形で一生懸命取り組みをしたとしてもですね、なかなかこのごみというのは減らないという意味は、皆さん方が十分わかっておられると思いますが、そういうふうに考えると、やはり、将来のごみの有料化の問題も含めて検討はしていかなきゃならんのかなというふうに思いますが、今すぐそういうことをやれと言っているわけではないんですけどね。

ただ、やはり町の方向を定めていこうとするならば、基本的にそういう問題も含めてですね検討をしていく必要があるだろうと。

それから、今回の中身は違うんですが、前もちらっと話したことあるんだけど、担当者とし尿の問題なんかも含めて考えてみると、今、し尿は町のほうで都城との委託契約の中でまあ町が

やっています。

だけど、よく考えてみると、今、公共下水道がどんどんして普及もしているんですが、公共下水道の加入というと現在もまだ30%も加入していないような状況でありますよね。そういうふうに考えると、し尿の投入を、今、公共下水道のほうに投入することもできるということも聞いております。

ただ、そういうふうなことを考えれば、当然将来への設計をしていく上でそういう問題も含めていけば私反対の経費削減も出てくるだろうし、今のし尿を担当している職員のほうが公共下水道の担当していけば、今委託をしております清掃公社等に何千万と委託をしていますよね。そういう問題も解決していきます。

だから、そういうことを含めながら、やっぱ今後、し尿、下水道を含めながらですね、やっぱり町の方向という形と言いますかね、そういう基本的なものを含めて、ごみとの関係も当然出てきますが、やはり検討をしてほしいなということを考えていますので、そのあたりについて町長、見解があったらお答え願います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この衛生センターの問題、こちらのほうも、先ほどもお話しましたが、大変施設も老朽化しておると、そしてまた、し尿のほうも減少傾向にある。

ただし、合併浄化槽のほうで汚泥関係は増えておりますけれども、そして、将来的にこれをどうするかとなったときに、一つの方法として、公共下水道の処理場、これとの関連、これは十分視野に入れながらやっていかなくちやいかんだろうなというように考えています。今のお話も参考にしながら検討をさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） ぜひ、今回の質問はごみ袋の関係で出ましたけど、一番大事なことです。今、町長からも答弁がありましたように、町としてどういう方向に持っていくか、今から考えていってほしい。

当然、先ほど町長も言われたように、し尿処理のほうの工場も基本的には償却がもう来ているわけですから、当然作り直しをしていくかどうかという問題も必ず出てきます。

だから、そういうときに公共下水道の利用ができるなら、またそっちのほうの利用もさせたほうが一番いい方法であるかもしれませんし、私もまだ頭の中で考えただけのことでですね、専門的なことを含めながら皆さん方でですね、知恵を出していただければ一番いいのじゃないかなと思っていますので、ぜひやっていただきたいです。

それから、ごみ袋の自治公民館販売との関係、今、商工会が270円で、自治公民館が250円で販売しているということで、メリットは少しはあるんですが、やはりそのあたりも含

めて、支部加入を本当の意味で率先していく上では、このごみ袋の問題も関連があると思いますので、十分内部で検討をしていただければと思っております。ぜひ、そのあたりについてはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の質問としてですが、国等において事業仕分けが実施されております。本町においても事務事業の外部評価を検討する考えはないかということで質問いたしますが、国会において民主党主体の政権が発足をいたしまして、国における事業仕分けがなされ、それなりの実績が出ていると思います。

また、本県においても宮崎市において3日間の日程で、まあ報道内容によりますと66事業を対象とした事業仕分けがなされたと報道をされております。その中で廃止が3事業あったということです。見直しには必要だというのが48事業で、現行どおりが15事業だというふうに報道をされております。

私たちの大事な税金を無駄にしないためにも、本町において事業仕分けをしていく必要があると思いますが、当然先ほど、まちづくり条例の制定をされていくということになれば、このあたりに対しても当然考慮の中に入れていくというふうには思いますが、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 事務事業の外部評価についてでございますけれども、今回の選挙の私のマニフェストの中の街むら元気わいわいプロジェクトの中の住民主役のまちづくりの中に、各種事業の町民目線からの検証という項目を設けております。これは、まさにこの外部評価のことでございまして、各種事業の評価や検証の機関を設置したいというように考えております。

そこで、各課において所管する業務において、外部評価、あるいは町民参加による検証機関の導入の可否について検討を現在指示しているところでございます。これらの検討結果を踏まえまして、早い段階で予算とか事業に反映できるようにと考えています。

ただ、その期間等の設置につきましては、どのようなメンバーで、また、どのような事業について評価検証をするのか、その内容、方法につきましては十分に検討をしたいというように考えております。

また、これらの機関の設置につきましては、議会や町民の皆様からもいろんな意見をいただいてというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） この事業仕分け等については、宮崎市の内容ですが、事業費削減を図るだけが目的ではないというように言われております。一番の問題は職員の意識改革が目的

であるというふうに言われております。そういう形で、評価結果をもとに事業を再検討しながら、宮崎市においても来年度から予算に反映していきたいというふうな報道もされております。

そういうように考えれば、本町においても、先ほど町長が言われたように、こういう事業仕分けについての検討も今されているということですので、当然民間の、先ほど、きょうの質問の中にもあったと思うんですけど。

やはり民間の専門的な人たち、そういう人たちの意見等を十分に入れる中において、職員だけで計画したことじゃなくて、そのことを本当に検証していく必要、そのことができていけば、私は当然職員自体も意識改革の向上にもつながるだろうし、また、本当に自分たちが考え方ことが、間違いとかそういう意味じゃないんですけど、やはり無駄があったのかなとか、いろんなものが出てくると思います。

そういう意味では、この大事な事業仕分けになっていくだろうと思いますので、再度、町長、そういう意味での意識改革の大事さを考えると、そのあたりも含めながら町長の決意あたりをもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私もこの前、宮崎のほうで講演会がございまして、そのときに同じテーブルにいた方が、宮崎市役所の危機管理課の方でございました。

その危機管理課の方が防災情報を今、市民のほうに流しているということで、それが事業仕分けで評価されたということで、その利用率を含めてどの程度かということ、非常に厳しい状況でございまして、仕分けではそういうのは必要ないということで、否というような結果になったとかいうことで。

やはり、行政マンが見る目と、やはり外部が見る目、いろいろと評価の仕方はあるかと思いますが、そういうのを参考にしながら次年度からはどうするかということで今検討をしているということでございましたけれども。

やはり、第三者の目で見ると、外部で見るということは非常に重要でございますので、そういう仕組みをつくれるように、早急に云々というのはできませんけれども、どういうふうな仕組み、どういうメンバー、どういうふうな形で何をするのか、こういうことについて検討をさせていただきまして、できるだけ第三者が見る機会をふやしていきたいというように考えています。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） 税金の無駄をなくすためには、やはり自分たちだけで見て考えるんじゃないじゃなくて、そういう第三者とかいろんな方たちの意見を聞く中からやはり出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ早急な対応をしてほしいし、できたら来年度予算あたりから対応ができるぐらいのひとつ。

ただ、予算編成までは無理な部分はあるかなとは思いますが、できたらそのあたりも思い切って対応できるようなシステムをつくっていただければ、やっぱり町民も自分たちが納める税金が正しく使われるということに対して理解も深まると思いますので、ぜひ町民の目線とか、いろんな形で言われていますので、やっぱり職員とか町長の目線だけではなくて、町民の目線の上に立った形での予算編成等も必要だろうと思っていますので、ぜひそのあたりについて努力してほしいなと思います。

もしそのあたりについて何かあったらお答え願って、今の質問については終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたように、各課においていろいろ今上げていただいておりますので、その中の一つでも23年度の予算に反映できるように、22年度中にできるのがあれば、そういう形での参加をさせて、町民目線というもののスタートにしたいと考えています。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（3番 財部 一男君） ぜひ、事業仕分け等についても、そのあたりに頑張ってくださいということをお願いしますが、1点だけ、町長の政治姿勢という形の中で、ここの通告はしていませんけど、お答え願いたいと思いますが、総務企画課からの案内状が入っておりまして、11月3日の文化の日の表彰式ですかね、案内を受けましたが、その中において、行政特別功労賞で前町長が上がっております。

ご存じのとおり、前町長は今年の12月でしたか議会の中で11月でしたかね、の中で買収行為関係が出ました。いろんな問題がありまして、議会でも問題視されておりました。最終的にはいい悪いは別ですが、みずから減給をしなきゃならない形で一件落着きたいな形になりましたけど。

よく考えてみれば、12年間という長きにわたって町長をされたということにつけての私も敬意は表しますが、ただ、桑畑三夫さんですか、前の町長、彼も3期12年間しているんです。あの人も任期途中においていろんな形で逮捕をされたりしながら裁判までされて、最終的には無罪判決が出ました。

そういう経緯がある中で、桑畑三夫さんについては、行政特別功労賞については、やはり灰色だという問題もあるからということで、町の当時の選考委員の方々は、やはりしないほうがいいだろうという形でされたことは事実なんです。

だから、今回の桑畑町長についても、私は長きで一生懸命されたということについての評価はいたしますが、ただ、やはり住民の目線に立ったときに、果たしてそういうことがいいのかどうか、私は問題があるんじゃないかなというふうに、私自身は思っていますので、町長はどういう見解を持っておられるか、回答はできなからできなくても結構ですけど、やはりそのあたりにつ



いても。

やはり、新しい町長が三股町の本当のいいまちづくりをしようとするのならば、私はそのあたりから十分反省をされていかないと、いいまちづくりはどっかおかしく飾られた形になるんじゃないかなという気がしますので、申し上げておきます。もし見解があったらどうぞ。

○議長（東村 和往君） 通告外ですが、町長答弁しますか。

町長。

○町長（木佐貫辰生君） 意見として承っておきます。

○議員（3番 財部 一男君） 以上で、終わります。

○議長（東村 和往君） 上着の着用をお願いします。

一般質問は、これにて終了します。残りの一般質問は月曜日に行うこととします。

----- . ----- . -----

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時 01 分散会

-----







議事日程(第4号)

平成22年10月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 追加議案第88号の取扱いについて

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 追加議案第88号の取扱いについて

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君

税務財政課長	……………	原田 順一君	町民保健課長	……………	重信 和人君
福祉課長	……………	大脇 哲朗君	産業振興課長	……………	下沖 常美君
都市整備課長	……………	中原 昭一君	環境水道課長	……………	岩松 健一君
教育課長	……………	野元 祥一君	会計課長	……………	山元 宏一君

---

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については申し合わせ事項を遵守して発言してください。

15日に引き続き、発言順位5番、福永君。

〔1番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（1番 福永 廣文君） おはようございます。今回の町長選挙と同時に行われました町議会補選において、町議に選任された福永でございます。よろしくお願いいたします。

木佐貫町長におかれましては、まことにおめでとうでございます。今後の4年間の町のかじ取りをよろしくお願いいたします。

去る4月20日に発生しました口蹄疫に関しましては、その感染防止に町当局におかれましては消毒液の配布、または各消毒ポイントでの車両の消毒など、本当に感染防止のために多大なる努力をしていただきまして、畜産農家の一員として深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、私こと祖父福永廣記、父昌徳と三代にわたり、立場は違いますが町の議会に席を置くことになり、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたします。

思い起こせば昭和47年かと思いますが、町の青年団の模擬議会というのがございました。そのとき模擬議員としてこの場に立ったことを今でも覚えております。当時はいろいろな町や村でこうした模擬議会の取り組みがなされ、青年の政治に対する意識の高揚が図られておりました。

さて、今回の町長の所信表明におきましても、時代の変化に適切に対応できる役所づくり、人づくり、物づくりを柱にしたまちづくりを進めていく考えであるとあります。その中で人づくりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

特に20代、30代の青年層に対する教育についてであります。マニフェストにおいても特に触れられておりませんが、確かに、現在、県下、また全国的に見てみましても、青年の組織化は

弱体化し、当三股町においてでもしかりであります。青年層の考え方、生き方は、職業や趣味の違いで多様化し組織化はなかなか困難かと思えます。

しかし、行政の立場から何らかの取り組みをしていかない限りますます弱体化していくのではないのでしょうか。現在、取り組みがなされていないのが現状ではないのでしょうか。町長はこの青年層の教育に関してどうお考えなのかひとつお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。福永さんにおかれましては、今回町議という立場でこれからのご活躍をお願いしたい。また廣記氏、そして昌徳前元町長ということで、大変政治一家じゃないかなというふうに思いますんで、これからの活躍を祈念しておきます。

ただいまお話がございました将来の町を担う青少年の育成についてでございます。これにつきまして、私もこのマニフェストの中に人づくりという視点から掲げておりますけれども、今回のこのマニフェストをつくるにあたりまして5つのプロジェクト、そして10のまちづくりという視点から、この政策目標という形で整理をさせていただきましたけれども、全部で54のこの問題提起といいますか、そういうことになっておりまして、すべてを網羅するというわけにはいきませんでした。ただいま現在の課題、それからこれからやるべきこと、そういうところを整理したところがこのマニフェストといいますかそういう中身になっているところでございます。

その中で、人づくりについてということでご質問がございました。やはりこの地域主権を担う受け皿づくり、これが非常に重要では今後なかるかというふうに考えているわけなんです、その中でやはりそういう財政基盤の確立とか、そういうのももちろん大事でございますけれども、それと合わせたところのその主体となり得る町の人、そしてまた、行政の人という意味合いで、この人づくりというのを掲げさせていただきました。

といいますのは、やはり最初の受け皿であります行政自体のスキルアップが必要だろうという意味合いから、やはり役場の中での人材育成、これがまず大事かなと。そしてまた、それとともに町民の意識改革含めて一緒に変わっていくような形での、町民にはやはりスキルアップといいますか、そういう人づくりも大事だなあと、そういう二面性からこの人材育成を図りたいというふうに考えているところでございます。

それで、今回、この質問の要旨でございますけれども、マニフェストには掲げ——具体的には掲げておりませんが、しかし、そういう意味合いからこの人材育成というふうにとらえていただきたい、青少年の育成もとらえていただきたいというふうに考えています。

そこで、回答をいたします。

青少年は町の将来の担い手であり、私としても青少年の健全育成は町政の重要な課題であるというふうに考えています。第四次三股町総合計画後期計画の中でも、青少年教育の充実を図るため、一つ、青少年を取り巻く環境や意識の把握、二つ目、社会環境の浄化と非行防止、三番目に社会参加の促進、四番目に体験活動の充実・促進、五番目に青少年問題についての相談窓口の充実、六番目に連携による青少年教育の推進という6つの施策を掲げさせていただいております。

これまでは町内各地域に青年団が存在しまして、青少年教育の一翼を担ってきたわけですが、全国的に青年団活動が衰退していく流れの中、本町の青年団連絡協議会も平成17年度を最後に休止状態にあります。現在、青年団にかわる組織として、かつて青年団員として活動した経験者などをつくる壮年団、青年も加わっている青壮年団があり、町内15の組織で連絡協議会を組織しまして、相互に連携しながら自己研さんに努めているところであります。

また、商工会青年部など活発な活動を行っている職域組織もございます。農業団体ではSAPとかそういうのもございます。

青少年の健全育成については学校教育や社会教育、社会体験などさまざまな取り組みとともに、こうした団体との連携も図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） 町長の考え方はよくわかりました。学校教育と社会教育というのが教育の両輪として教育の柱だと思いますけども、この社会教育、我々の若いころはちゃんと教育委員会の中にそれぞれ青年の担当者というのはおりました。青年組織を担当する係が。現在は具体的にはそういう、まあ組織がないからもう担当者いないかもしれませんが、このままそういう係を置かなくてよいものなのか、前向きに教育を進めていくんだったら教育課の中に担当する係を置いて、その人が組織の高揚のために頑張っていただくというのが望ましいと思いますけども、そこあたりの考え方、教育長はどうでしょうか。済みません。お願いします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 青年団が、町長の答弁でもありましたように平成17年度をもって休止状態ということですので、青年団そのものの担当というものは現在のところないわけですが、町内教育委員会のほうで担当している組織として、さっきありました壮年団、壮青年団、それと女性団体という格好で組織がございます。その担当については当然あるわけですが、青年の部分は今組織がないので直接の担当ということではありませんけれども、壮年、壮青年団を担当している担当というのはおりますので、そちらのほうで今後の青年の組織化、その辺の部分について検討はさせていただきたいというふうに思います。



○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） 現在、組織がないから担当者がいないということでございますけれども、組織があつたらそれに類する関わりやらのある係を担当させるということでございます。

町長の答弁にもございましたけれども、現在、各地域においては昔の青年組織のリーダーっていいですか、活動した方々が青壮年なり壮年なりっていうことで、いろんな地域の祭りとかの行事をやっているのが現状であります。それは昔、20年前なり30年前にそういう組織をいろいろ活動してきたからこそそういうシニアリーダーといいますか、座っていると思えますけれども、今若いそういう人たちが後が続かないと今のシニア、また壮年の方々が上になられたときの、その後のことの考えてやっぱり何かしらの努力をして、昔のようにはいきませんが、地域の郷土芸能を通じてもいいですし、いろいろ青年の活動にはございます。本当ボランティア的な活動、またスポーツを通じて県内地域、各地域のメンバーといろいろ触れ合うとか、いろいろなやり方があると思えますけれども、各自治公民館においてある程度頑張って地元の若い者、青年たちを、郷土芸能あるところは郷土芸能に引き入れるなり、また、いろいろ地域のことにも若い者に目を向けて参加していただくような各自治公民館において施策をしていただきたいと。そのためには何かのやっぱり予算的なことも各自治公民館に対して必要ではないかと思えますが、そういうことに関してはどうお考えか、町長お伺いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどからお話がありますように、町全体での青年団の組織というのは現在ございません。休止状態であると。

ただ、青壮年というこの範疇の中で町内に15の組織をつくって活動してるという実態がございます。それと合わせてこの商工会、職域組織として商工会の青年部というのが非常に活発に今活動しています。そしてまた農業関係については、先ほども言いましたSAPと、そしてSAP自体を卒業しますと中核農家という形での異動、また農協青年部という組織もございます。それからまた、林業研究グループの中も若い人たちがこう組織されてます。それぞれ職域ごとにそれぞれ若い人たちが活躍している。また、地域では消防団とか、そういうところに入ってくると。そういう形でまた自治公民館のほうからそれを応援していただいているという形ですね、そしてまた、青壮年のほうともこの自治公民館とは連携をとりながら、地域の自治公民館の担い手というような形の活躍をされとるという意味合いで、結構この青年団を横断的に連携する組織はございませんけれども、各部門部門では大変活躍されてるんじゃないかなというふうに思います。

ただ——ただと言いますか、農業関係のほうか、農業関係団体のほうが中心になりまして、昨年度でしたか商工会とかいろんなところに呼びかけまして、農協青年部一緒になっての活動というか、連携を図ろうじゃないかと、そういうふうな取り組みもございますので、そういうのも町

としても支援していきたいなというふうには考えてます。

そしてまた、自治公民館につきましては、そういう青壮年のところとの連携を含めたところで活躍していただけるように、一応特定はしておりませんが、要するに全体的な予算の枠内で自治公民館の支援の補助金という形での取り組みをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） 各組織ごとの青年の活動は行われておりまして、各異業種間でのそういう青年の交流も何回か我々も、私もその一員として参加したことがございます。目的といいますか、今若い人たちを組織化するには抽象的な目的ではなかなか人を糾合できないというのはございます。現在も全国青年大会というのがございます。ここにおられる中原課長、また下沖課長も若いころ郷土芸能で全国青年大会に参加されたことがございます。三股から中米の中原課長のところが最初に全国青年大会の芸能部門へ参加して努力賞をいただきました。そして、それから長田の棒踊りが優秀賞をいただきまして、3回目に下沖課長のおられる新馬場の棒踊りが全国青年大会の最優秀賞をいただきました。やっぱり何か目標を持って若い人たちが頑張るということはすばらしいことじゃないかと思えます。芸能のないところはないところなりにスポーツを通じてでもいいですし、やっぱりそのためには、それに行くためには町の組織が何かないといけないっていうか、組織上ですね。10数年前は三股の役場のメンバーが県の青年の役員を何名もしていただいて50周年の式典を三股町の役場の方たちが頑張ってやっていたいただきました。人数は少なくとも組織をある程度つくっておかないことには、そういう若者たちが何かを目指してやりたいというふうな目標をつくるための参加資格が得られないわけで、できますればささやかでも町の組織を何とか努力してつくっていただければ、そういう道も開けるんじゃないかというふうに思いますので、何かしらの我々も工夫しますし、町当局においても何とか力を貸していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁要りませんが、以上のような形で我々の考えて——私は考えておりますので、また、いろいろ教育長なり教育課長ともご相談しながら努力していきたいと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（東村 和往君） 発言順位6番、池田さん。池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 皆様おはようございます。

まず最初に、木佐貫町長に当選のお祝いを申し上げます。まことにめでとうございました。

圧倒的な強さで得票された結果は町民の皆様の期待の大きさの表れだと思います。町民の方が納得いかれるような行政指導をされることを期待いたします。

本題に入ります。

通告いたしました子宮頸がん予防措置の実施の推進について、エネルギー資源の確保と有効利用対策について、それぞれお尋ねいたします。

まず、1につきましては、今年の6月定例会で一般質問いたしておりますのでその関連となります。

以前にも申し上げたことがあります、今年の統計によりますと新たにがんになる人が年間50万人以上、2015年には80万人になると言われております。がん患者の数も540万人程度に急増すると推測され、3人に2人の割合でがんにかかるということになります。

国もがん撲滅に向けて2006年にがん対策基本法を制定し、2007年より施行いたしました。その中で早期発見、早期治療が重要視されております。特に、女性特有のがん検診については、昨年検診の無料クーポン券が配布され受診率のアップにつながりました。また、国の政権が交代して国庫補助が削られた中、本年度も96.7%の自治体が継続して実施されました。このことは女性にとっては大きな安心につながりました。早期発見、早期治療は、命の尊厳はもとより、医療費の削減にもかかわってくることは言うまでもありません。国が5年間は少なくとも継続するとの方針でスタートした制度であります、果たして現政府の方針はいかがなのでありましょうか。

少子化対策にとってもこの女性特有のがん検診は絶対に継続すべき施策であります。同性として声を大きくして申し上げておきます。

そこでお尋ねいたします。厚労省は、無料クーポン事業を来年度も今年度と同規模の予算で実施する方針のようではありますが、当町においても子宮頸がん、乳がんの無料検診を次年度も継続できないか、町長にお尋ねいたします。

次の質問です。子宮頸がんの予防ワクチン接種についてであります。子宮頸がんの原因になるヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスは、ほとんどの女性に感染いたしますが、90%の人は免疫によって自然消滅いたします。

しかし、残った10%の人は放置しておくとも浸潤がんとなり、子宮摘出や死に至ることになります。

現在、子宮頸がんは罹患する年齢が20代、30代と下がる傾向にあり、妊娠、出産に多大な影響を与えているのであります。子宮頸がんは、年間約1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が亡くなっております。早期発見、早期治療がいかに重要であるか改めて思い知らされます。

ただ、幸いなことに、この子宮頸がんはウイルスに効くワクチン接種と検診の定期的な受診によって発症を防ぐことが可能な予防ができるがんなのであります。この予防の中のワクチン接種については半年間に3回接種し、費用が5万円前後になると言われておりますので、自己負担になるととても及びません。このワクチンの接種で20年間は有効とされています。来年度の厚労省の概算要求では子宮頸がん予防ワクチンの助成費用に3分の1の補助を計上しているようですが、実施するとすれば町の負担が大きくなると思われま

しかし、このワクチン接種年齢が小学6年生から中学生ぐらいが有効とされていることから、全額公費で実施できないか町長にお尋ねいたします。

次に、エネルギー資源の確保と有効利用についてお尋ねいたします。

地球温暖化は今や待ったなしで進んでおります。この100年で平均気温が1℃上昇しております。その原因はCO<sub>2</sub>二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に大量に放出され続けているからだとされております。現在、消費している主なエネルギー源は化石燃料であります。

しかし、それらは21世紀半ばで枯渇することが予想されております。

そこで、再生可能なエネルギーの普及が最も急がれているのであります。再生可能なエネルギーには太陽光や風力・水力などがありますが、中でも太陽光についての導入が各所に広がっております。

ちなみに、2008年末には約214万キロワットの太陽光発電が導入され、地球温暖化防止対策として大きな役割を担っております。国、県も太陽光発電導入に向けての補助制度を実施しておりますが、当町での取り組みはどのようになっているのでしょうか。第四次三股町総合計画の中にローカルエネルギーの開発、普及を推進するとありますが、計画を策定して最終年度が経過しようとしている今、何をどこまで推進されたのでしょうか。社会福祉協議会の家屋における太陽光発電パネルの設置や文化会館前、旭ヶ丘運動公園等の街灯で見受けられますが、そのほかには推進されていないのでしょうか。あれば具体的な施策をお尋ねいたします。

次に、太陽光発電システムの設置に対する助成制度についてであります。一般家庭を対象とした住宅用太陽光発電システム導入補助金を国、県挙げて推奨しているようですが、当町においてはそのような施策は見当たりません。太陽光発電システム設置助成について制度を創設してはどうかと思いますが、町長にお尋ねいたします。

これは、町長のマニフェストにもそのような目標が掲げられているようですので、前向きな答弁がいただけるものと期待いたします。できれば具体的な構想を述べていただきたいと思

以上、壇上からの質問を終わり、あとは質問席にて質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、ただいま池田議員の質問に対して回答いたします。

まず、子宮頸がん、乳がんの無料検診について、次年度も継続して実施できないかという質問でございますが、このことにつきましては平成21年度から女性特有のがん検診事業として実施しております。平成21年度は国庫補助100%でしたが、平成22年度は国庫補助50%、町負担50%となっています。対象者は、子宮頸がんにつきましては5歳刻みで20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の人が対象であります。乳がんにつきましては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の人が対象でございます。

次年度以降の実施につきましては、国の補助事業となれば平成23年度も継続実施するよう検討してまいります。また、次年度国庫補助がなくなり、市町村単独事業となった場合ですけれども、県内他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。現在でも個別がん検診、子宮頸がん——これは二十歳以上でございます。乳がん、40歳以上でございます。胃がん、40歳以上、前立腺がん、50歳以上でございますが——として検診対象者は検診料の3分の1程度の個人負担でがん検診が現在でも受診できるようにはなっています。

ちなみに、子宮頸がん検診は2,200円の個人負担、乳がん検診で1,900円の自己負担というふうになっているところでございます。

二十歳から受けられる子宮がん検診受診率は低く、検診への理解はまだ進んでいない状況です。昨年、無料クーポン券を送付しましたが、受診率は子宮頸がん21.4%、乳がん24.5%と期待していたほど受診率は向上しておりませんでした。がん及びがん検診について、個人の意識向上を図り、検診を受けやすい職場環境づくりについても今後とも検討していく必要があるなというふうに思っておるところでございます。

次に、子宮頸がんの予防としてワクチン接種が有効であると、対象者は小学6年生か中学生とし、全額公費助成できないかという質問でございますが、この子宮頸がんワクチン接種についてであります。若い女性に急増中の子宮頸がんを減らすと期待され、昨年12月から自費でワクチン接種が始まりました。半年間に3回接種が必要で費用は5万円前後という負担のためなかなか普及が進まない状況であります。子宮頸がんワクチン接種については、国と地方で半分ずつ負担する方向で、今開かれている国会に補正予算として提出されるというふうに聞いているところでございます。この子宮がん予防につきましては、今年度は検診の受診率の向上を図り、また、子宮頸がんワクチン接種につきましては今開かれています国会の動向を踏まえて、そしてまた、医師会との事務関係もございますので、都城市との関係もございますので、その連携もしながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

次に、エネルギー資源の確保と有効利用対策について、ローカルエネルギーの開発、普及の推進について具体的な対策は立てているかという質問でございます。

ローカルエネルギーとは、地域に分散した太陽熱・太陽光・風力・水力などの再生可能な自然エネルギーであります。これらの開発、普及については民間の経済活動の中での普及は進んでいますが、町としては具体的な対策を打ち出していない状況です。民主党政権が昨年打ち出した緑の分権改革の推進においては、再生可能なクリーンエネルギーを最大限活用する仕組みの創出を掲げ、平成21年度及び平成22年度に先行実施団体の調査研究を実施し、その結果により平成23年度から必要な支援策を講じ、緑の分権改革を積極的に推進することとしています。クリーンエネルギーの供給の促進は、集中から分散へ、すなわち大規模発電に頼るのではなく、みずからもクリーンエネルギーを責任を持って生産するという低炭素社会確立の考えのもと、町としましても太陽光発電の推進については公共施設への計画的な導入はもとより、民間住宅につきましても、今後検討を進めていく住宅リフォーム事業の中で積極的に推進していきたいというふうに考えています。

先ほどこのローカルエネルギーにつきまして、議員のほうから例示がありましたけれども、それ以外につきましては担当課長のほうで回答させます。

エネルギー資源の確保と有効利用対策についてのご質問でございます。——済みません。今のは取り消しまして、エネルギー資源の確保と有効利用対策についての②でございます。

再生可能なエネルギーとして太陽光エネルギーが促進されているが、町独自の太陽光発電システムの設置助成制度を創設してはどうかというご質問でございますが、先ほど質問にお答えしましたように、太陽光発電システムについては投資した元手が回収できるメリットもございます。また、設置される住宅も着実に増加しているようではありますが、国においては2008年7月に閣議決定した低炭素社会づくり行動計画で太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にすることと、2013年度までに太陽光発電システムの価格を2008年の半額程度にすることを目標に掲げ、その普及促進に努めております。

日照時間の多い本町としましては、国の低炭素社会づくりに貢献できる地理的条件が整っておりますので、現在、県内5市町で導入されております太陽光助成制度の創設について、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 先ほど池田議員のほうから公共施設への設置がされている部分を、社会福祉協議会と文化会館と旭ヶ丘運動公園の施設についてということでございました。

そのほかには、町内で太陽光等の発電をつけている施設はございませんが（発言する者あり）——蓼池公園についてということでございます。全国レベルを見ますと、各種公共施設に多くつけられているという事例も多数出ておりますので、そこ辺の発電効率とか経費等も参考に

して検討さしていただければというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今、環境水道課長が答弁しましたように、昨年、本町では蓼池公園のトイレの改修に基づきまして太陽熱を充電しまして、街灯と便所のそういう形で使っております。

この結果としまして、今、太陽光が多いときは町営の戻し金といいますか、あれも今現在とっております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 第2問目申し上げます。さっき申したように、がんというのがもう、やがては2人に1人ががんで死亡するっていうぐらい本当に周り、自分たちの周り見回してもほとんどがんによって亡くなられたということで、本当に人ごとじゃない。自分はいつそういう立場に置かれるかわからないっていうぐらい不安を感じているのがこのがんでございます。

このがんの撲滅を目指す日本対がん協会の調査によりますと、先ほど申し上げたあの無料クーポン券の配布によって乳がんが14.1%、子宮頸がんが9%の受診率が伸びていたということが統計的にわかっております。これが受診される方が例年同じ方ばかりでなくて、初診者の方もこの中に含まれているっていうことで、非常にがんに対する意識啓発にこれがまたつながったんだということでもあります。

先ほどの町長の答弁の中で、子宮頸がんが21.1%でしたか、乳がん24.1%の受診率ということで、余り期待のできない数字であったというようなことを答弁なさいましたんですけども、じゃあ、そのときに、当局としてはただこのクーポン券を利用してくださいよと言うだけで何の手も打たなかったんでしょかね。やはり受診率についてはもっとこう真剣に、皆さんに再度受けるようなそういう対策とか、それはとられなかったんでしょかね、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたように子宮頸がんワクチンが21.4%、乳がんが24.5%で、事務局として期待してたほどと言いましたけれども、回覧等には載せておりましたけれども、再度受けてくださいというあれはしておりませんでした。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはりそこに当局がいかに皆さんの命に対して重大な責任を持つてらんだっていうそういう本当に使命感と申しますかね、そういうものがなければやはり町民の方っていうのは、自分のことでありますけれども、やはり忙しいにかまけてとかいろんな理由を

つくって、二の次になったということかと思います。だから、町を挙げて、それら対策については、やはりその辺をもっと真剣にとらえていただきたいと。

私どもが先進地に、あらゆる角度からの先進地に参りますと、そこに見受けられるのはその職員の方々のその熱意、その熱意が非常に伝わってくるんですね。

ですから、ただ単にこの制度があるから自分たちはそこでそれに自分の職務としてやってるのか、あるいは本当に自分がその職務を、みんなのためにどれだけ自分が燃焼して皆さんのために尽くしていけるのかっていうその差っていうのを非常に感じますので、ぜひいろんな対策をとられるときにはぜひぜひ目標を立てられて、その目標に向かってそれを達成できるかできたかどうかっていうところ、あるいは中間においてできる、どこまでできたかっていうところまで検証していただきたいと思います。

先ほど町長が答弁していただいた中で、一応厚労省が無料クーポン券を来年度も同規模の予算で実施するという一応方針の中で打ち出されているっていうことを私も申し上げて、町長もそういう答弁なさいましたね。それでもってその中で国、県の補助があればやる方向で検討したいと。

しかし、それがなかったらどうするかまだはっきり方向性になって出てないというようなことをおっしゃったんですが、そのこと自体もやはりがんっていうことについて、あるいは予防っていうことについてどのようにとらえていらっしゃるのか、町長の見解をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど答弁で申しましたけれども、現在も個別がん検診ですね、こちら一部自己負担で国の3分の1程度の個人負担っていうことで子宮頸がんについては2,200円、乳がんについては1,900円っていう自己負担ですべての二十歳以上の方が受けられるんですよっていうことをお話をさせていただきました。それを踏まえながら、国の補助事業がそのままあればそれは無料化という形につながりますので、それは実施、そのままですけれども、それがなくなった場合はこの分をどうするかというところになりますので、それについては検討させていただきたいというふうに回答したところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 繰り返しのようなことになるんですが、命の重さとかあるいは制度の重さ、そういうものを本当に乳がんとう子宮頸がんの無料クーポン券が配られて、国も5年間は実施したいというのが最初の打ち出しでもあったわけですが、やはりそれに対して最初の取り組みからして補助金頼み、そういうものが見え見えであるということで、その件に関してはやはりちょっと、今後もう一回検討をし直していただきたい。



そしてまた、実は、町長がマニフェストの中で上げられている中に、安心・安全なまちづくりってということが再々出てきます。

しかし、この安心・安全なまちづくりっていうのは、皆さんが健康でなければこのまちづくりもできないわけなんですよ。

ですから、町長においては、この健康管理については一切触れられておられません、どうでしょう。今の国保を考えただけでも医療費が年々やっばりアップしてきてるわけなんです。それだけ皆さんが病気になって病院にかかっている確率の点大きいわけですね。

ですから、この健康管理っていうのがやはり大きく行政の中で、取り組みの中でとらえていかなければ、元気な人だけを集めて、さあ活性化だ、あるいは何につけてもあれやっばいこうこれやっばいこうとおっしゃってもやはりこの健康管理、町民への健康管理、これを町長がしっかりととらえていただかなければ理想のまちづくりはできないんじゃないかと思っておりますが、町長は、マニフェストには健康管理っていうことに関しては一切触れられておられませんでした、この件について町長はどのように考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この安心・安全な社会をつくるという意味で、この解説しますと、それはもちろん健康という側面からの切り口もございます。また、防犯とかあるいは自然災害から住民の命・財産を守るっていう、いろんな大きなこのスパンの中であるわけなんですけれども、その中の一つということで、その健康という管理と、部分もその範疇に入るだろうというふうに思っています。

その中で、私は、「自立と協働で創る元気なまち三股町」と、その元気の範疇の中にも入れていいんじゃないだろうか、その中でやはり住民の健康を促進していく。そのためにはもちろん今健康である人たちが介護とかいろんなものにならないための予防策等含めて、そしてまたなってる人たちにはまた生きがいを持って、これからの人生が笑顔が過ごせるような町、そういうふうな余生っていいですか、生活ができるような環境をつくっていくと。

ですから、いろんな意味でこの触れられていないでなくて、そういう範疇の中の一つだというふうに理解していただければいいというふうに私は思います。

それで、今言われましたこの個別がん検診、もちろん財政的にいろんな意味合いで余裕っていいですか、財源があれば本当無料化っていうような、すばらしいなというふうに、福祉の町、また子育てしやすい町、そういうものになお一層なっていくだろうなというふうには思います。言われることはよくわかります。そういうふうなまちづくりを目指しますけれども、やはり本町としては全体的な予算の枠内を含めて、その中でこの部分も検討さしていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひこの無料クーポン券を、要するに次年度も期待している方がいっぱいいらっしゃるんです。できるだけ前向きに検討いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

次に行きます。

次ですが、子宮頸がんのこの予防ワクチンについての再度のお尋ねであります。テレビにも大きく取り上げられたんですが、このたびの参議院選で当選された仁科亜季子さんですね。あの方はご自身も子宮頸がんであられたということでございまして、その方が言われるには、治療で命は助かって女性としての喪失感、再発の恐怖、金銭的な負担などを一生抱えなければならないとおっしゃっております。もうこれはこの方だけではない。すべての方に言われることです。非常にがんにかかられた方、例えば乳がんにしても後の治療っていうのがものすごくかかるんですね。

ですから、高額医療の向上もすれすれっていうような、っていうかですね、ですから毎月人によっては五、六万かかる方もいらっしゃいますし、ですからもう家庭の崩壊にちょっとつながりそうな方もいらっしゃいます。本当にがんにかからない方向で、どれだけそっちのほうにお金をつぎ込んでいくか、そっちのほうがよくほど重要であるわけですが、さっき申したように、今回のこのワクチンに関しては小学校6年間あるいは中学校に入って1、2年とかですね、そういう子供さんたちへワクチンを打つことによって後の成人になられて、要するに結婚なさって出産適齢期になられたときにこの子宮頸がんにはなる確率はもう非常に低い、低いと。

ですから、今のうちにこのワクチンを打ってあげることが、その女性の一生に対していかに安心と安全を与えるかっていうことで、今、各市町村においても、このワクチンに対する全額負担、公費全額負担っていうのを実施されている自治体が多くなってきております。当然さっきも申したように、国の補助等も一応概算要求の中で取り上げられてはおるようでございますので、多分これは3分の1国の負担ということですが、これがあと県の負担いろいろ重なってきてね、各自治体においては幾らの負担になるかわかりませんが、そう大きな負担じゃないんじゃないかとは思いますが、やはりこの時点でのワクチンっていうものに対して、再度町長の見解をお尋ねしたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答させていただきましたけれども、今回の国のほうのこの臨時国会の動向等踏まえ、また来年の通常国会の状況、そのあたりも踏まえてはいきたいというふう考えています。

ただ、今言われましたように各市町村、これへの取り組みが進んではおりますけれども、本町の特性としまして大変年少人口が非常に多いという状況もございます。先ほどから財政負担云々というのでですね、お話しして本当に申しわけないんですけども、そのあたりも念頭に入れながら、それと今言われるようにがんの予防っていう形での子宮頸がんとう子宮がんの予防っていう意味合いでは大変重要な施策でございますので、そのあたりも考えながらどうするかという方向性につきましてはちょっと時間をいただきたいというふうに考えてます。

本町の場合、三股町の女子生徒、小学6年生で129名、そして中学1年生で161名、中学2年生が153人、中学3年生が145名ということで、当初やる場合には小学6年生と中学1年生ですよというわけにはいきません。やっぱり2年生、3年生まで今いる子供たちを対象にしながらスタートするという形になろうかというふうに思うんですけども、そうなった場合に大体450名ぐらいの子供たちになるわけなんですけど、450名の子供たちの約5万円とすると二千二、三百万になるわけですね。その一部を国がどの程度持つのかというのもこれからです。あと残りは町の財政負担という形になりますので、そのもの、そういうことも念頭に入れながら検討させていただきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） もう12月になると来年度の当初予算の検討に入ると思うんですね。もちろんさっき言われた国、県もまだ確定はしないけれども、例えば町長の姿勢の中で、決断の中で、いや何があろうとやるぞという決意があれば、まずもって当初予算の中に入れて、そして国、県の制度がもしそれが実施っていうことになれば、そこから削減っていうのができるわけですので、そこ辺の英断っていうのをやはり財政っていうのが先に立てば何もできないわけですね。ですので、やはりここは新町長になられてのご自分の英断が今後の施政の中で生かされてくるんじゃないかと思うわけです。しつこいようですが再度お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） はい。英断すればそういう形で予算を組むということもできるわけなんですけど、私、今回新町長という形で、いろんな事業に取り組みたいなというマニフェストの中に掲げているわけです。その中で23年度から実施したいのもこれとこれというのもこの議会の中でも発言させていただきました。そういうのも踏まえながら、幾らこの事業費を確保できるのか、そのあたりの全体像を見ながら、これについても考えさせていただきたいなあというふうに思います。

といいますのも、ご意見等でやはり子育て支援等も中学生までの、小学生の医療費の無料化、あるいは入院費の無料化とかいろんなご提言もございますので、そういうのも踏まえて全体像を

やはり町としても考えながらやっていく必要があるのかなというふうなことで、慎重な意見で申しわけありませんけれども、一応言われたことは十分念頭に入れながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） じゃあ、次に移ります。

このエネルギー資源の確保と有効利用っていうことは、裏を返せば温暖化対策ということになるわけですね。で、京都議定書が、これはもう皆さん本当にご存じのことばかりでございますが、これはもう地球温暖化対策っていうのはもう、本来もう世界を挙げて取り組まなければならない重要中の重要な課題であります。本当にこの22年度は、もう何か冬が夏なのかと、いつ冬が来ていつ秋が来たんだろうかっていうぐらいこの暑さの中で今年は思い知らされた年でもありました。

ですから、なおこの温暖化に対してみんなが真剣に本当に考えなければ、小さな一歩から1,000人おれば1,000歩進めるわけですので、やはり小さなところからでも自分たちがそれを実現っていう方向でやっていかなければ前に進まないし、温暖化は黙っとってもどンドンどん波が押し寄せてくる現状であります。

そこで、策定された第四次総合計画の中で、一応エネルギーに対する策定をされとったようですが、実質的にはさっき蓼池もおっしゃったんですが、社協とかそういうところのみにて、私に言わせるとのみと言いたいんですが、そういうところだけの対策であったと。

そのエネルギー対策に対して、第四次総合計画のその計画はじゃあ何だったんだろうかと思ったときに、今後第五次計画が立てられるわけですけども、ただ計画倒れになるんだたらもう計画立てないほうがましなんです。もう10年たってるわけですから、13年度からもうたつわけですね。その間何にも、たったそれだけのことしかエネルギーのことにに関して実践できてなかった、実施できなかったっていうことは、やはりここにできなかった理由、取り組まなかった理由っていうのがあるかと思うんですね。それに答えられる方がいらっしゃったらお尋ねしたいと思っております。どなたかお答えいただきたい。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 太陽光を使う、あるいはそのほかの自然エネルギーを使うという方策ですけれども、町としましては、先ほど言いました元気の森をスタートとしながら、新しい施設についてっていう考え方でいるわけなんですけれども、やはりまだこのコストといいますか、そういうのを考えたときにやはり財政負担がまだまだあるんじゃないかなあというふうな視点から、観点から進まなかったんじゃないかなあかろうかというふうに考えます。

ただ、今のLEDとか新しいこの省エネルギー技術等がございますので、そういう方向には少

しずつでは向かいつつあるところでございます。

ただ、役場の中も全部LEDにかえようかなあという話もあったんですけども、まだまだコスト高で、やはり今の蛍光灯のほうがまだいいな——いいというか、そこまでこの予算がないという状況でございますので、やはり今後施設等の耐用年数とかそういうのも考えながら、この太陽光等の自然エネルギーの活用を図りたいと。といいますのも、まず町のこの役場庁舎なんですけれども、こちらのほうのこのエアコン等を含めたところが非常に老朽化してまして、そして今重油を使っていますけれども、その施設も非常にもう耐用年数を過ぎていているというような状況もございまして、これを太陽光にかえられないのか、役場の屋上のほうにそういう発電装置ができないのか、そのあたり含めてこれからは年次的に検討さしていただきたいなあというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 何でもそうですが、お金があれば何でもできるとそれは当然でございます。たださっきから申し上げるように、そのない中をやはり視点をどこに置いていくか。もう大きな、健康についても環境についても大きな問題であるわけですので、やはりその視点っていうものを本当に変えたときに予算の編成も変わるちゅうこともありますので、ぜひその辺のご検討を第五次計画の中ではしっかり入れていただきたいと思えます。

これが太陽光の発電においては、例えば今小・中学校に対して太陽光発電の設置をするという、そういうところが多々増えております。学校関係もですね。

ですから、今後は、そういう学校に、小・中学校に対する設備、太陽光発電への設備、その辺も考えていただきたいと思いますが、それについては教育長はどのようにとらえていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、小・中学校の関係で出ましたけれども、文部科学省のほうでスクール・ニューディール構想、いわゆる施策という形で学校の太陽パネルの設置については掲げられているところです。

これについては、中学校の整備事業を18年度から20年度までの3カ年で取り組んだんですが、このときにその活用はできないかということで検討はいたしました。ただ、やっぱり屋上のほうに太陽パネルを設置するとなると重量の関係がございまして、それで、まず耐震化をすると、図るということが最優先課題でしたので、その太陽パネルの設置についてはちょっと無理があるなあというところで、それについては断念したところです。

ただ、やっぱり今後、学校施設、校舎等の改築という格好が出てくるとすれば、それについて

はそのような方向で取り組むべきだろうということでは考えております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） そのようにですね予算っていうのがもちろん最初ついてくるんですけども、やはり子供たちの勉強の環境に対してもやはり考えたときには、そういうものは積極的に予算編成の中で訴えていただければ、また検討していただけるんじゃないかという方向も考えますので、ぜひよろしく願いしときます。

最後になります、町長もマニフェストで太陽光の発電エネルギー開発についても本当に決意なさっておられるわけですので、その決意なさったことの具体的なことを、いま一度お尋ねして終わりたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 太陽光発電につきましては、国のほうが、先ほど言いましたけれども、これからの施策の中で2020年には10倍、そして2030年に40倍っていうようなことで、大変こう力を入れています。

ですから、国、県の補助も絡みますけれども、それと町としてもこれをもっと推進するという意味合いも含めて、町も支援していくというふうに考えてます。それを住宅リフォーム事業の中で検討できないかということで、先にこちらのほうを詰めまして、来年度から実施したいというふうには考えているところでございます。

そしてまた、太陽光につきましては売電ですね、そちらのほうが倍の値段で国が買い取るというようなことになりますので、普及するきっかけはありますので、そちらのほうに力を入れたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東村 和往君） 一般質問はこれにて終了します。

---

## 日程第2. 追加議案第88号の取扱いについて

○議長（東村 和往君） 日程第2、追加議案第88号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

15日の本会議終了後、議会運営委員会を開き、明日追加上程される議案第88号「教育委員会委員の任命について」の取り扱いについて協議を行いました。その結果、議案第88号につい

ては委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

また、人事案件であることから、本日、本会議終了後、全員協議会で事前説明を受けることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで暫時休憩します。

午前11時09分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて本会議を再開します。

お諮りします。議案第88号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、明日委員会付託を省略し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会付託を省略し、明日全体審議で措置することに決しました。

また、この後、本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員控室にご参集願います。

---

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時11分散会

---





議事日程(第5号)

平成22年10月19日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第63号から議案第74号及び議案第76号から議案第87号並びに陳情第6号から第7号)

日程第4 議案第88号上程

日程第5 質疑・討論・採決(議案第88号)

日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 議員派遣の件について

追加日程第1 意見書(案)第8号上程

---

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第63号から議案第74号及び議案第76号から議案第87号並びに陳情第6号から第7号)

日程第4 議案第88号上程

日程第5 質疑・討論・採決(議案第88号)

日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 議員派遣の件について

追加日程第1 意見書(案)第8号上程

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君

2番 指宿 秋廣君

3番 財部 一男君

4番 上西 祐子君

5番 大久保義直君

6番 東村 和往君

7番 池田 克子君

8番 原田 重治君

9番 中石 高男君

10番 山中 則夫君

11番 黒木 孝光君

12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君	教育長	.....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長	.....			.....	渡邊 知昌君
税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	下沖 常美君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	岩松 健一君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	山元 宏一君

---

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

#### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） それでは日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

[総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇]

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第64号、65号、66号、67号、68号、73号、77号、78号、79号、80号、陳情第6号、第7号の計12件でございます。以下、案件ご

とに説明いたします。

議案第64号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

本案は、歳入歳出の決算額と詳細な数字についてはご承知のとおりであり、また内容については決算意見書に詳しく記載されておりますので省略いたします。

担当課より説明を求め、各委員からの質疑を交わしながら慎重に審査をいたしました。景気低迷などが原因で収入が落ち込み、保険料の収納率も20年度は90.31%、21年度は88.87%と低くなっております。ただ、21年度は全国的な不景気のため、国からのペナルティーはなく、普通調整交付金は前年度より増額となっております。

審査の経過です。高齢化に伴い医療費が年々増加の傾向にあるので、予防対策、住民健診の向上が求められます。それなのに21年度は昨年度より低くなっております。これは8地区、9地区が健康センターで行われるようになり不便になったせいではないか、バスなどを走らせて利便性を図ることを考えるか、以前のように地区分館ですることはできないか検討してもらいたいという意見がありました。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第65号「平成21年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明します。

本案は、歳入決算額が1,183万8,634円、歳出決算額1,030万1,385円、差し引き153万7,249円となっております。今年度21年度で老人保健特別会計は終了し、過年度分の医療費にかかわる精算を行った内容です。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第66号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算額1億9,808万3,825円、歳出決算額1億9,556万8,762円、差し引き251万5,063円。差し引きの251万5,063円が翌年度繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは、総務費、広域連合納付金、保険事業費が主なものです。

審査の結果、賛成多数で可決いたしました。

議案第67号「平成21年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額17億779万9,934円、歳出決算額16億7,467万1,206円、

差し引き3,312万8,728円となっております。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計繰入金となっております。また歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金などとなっております。高齢化に伴い保険給付費が20年度より7,000万円ほど約5%近く増となっております。

なお、介護保険料の普通徴収分は約13.5%が滞納となっております。

審査の経過です。本町の高齢者65歳以上は5,416名で、全人口の21.39%です。そのうち1,007人が介護認定を受けており、サービス利用者が872名、高齢者の16.1%が介護を受けておられます。これからますます高齢者が増加することが予測されますので、介護予防に力を入れることが大事になってくると思います。足もと元気教室や認知症対策に住民一丸となって取り組む必要がありますとの意見です。賛成多数で可決いたしました。

議案第68号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額1,576万1,752円、歳出決算額1,496万3,285円、差し引き79万8,467円となり、同額が翌年度繰り越しとなります。昨年より総務費が310万円増額となっておりますが、これは委託職員をふやしたためです。

審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第73号「平成21年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」です。

本案は、三股町国民健康保険病院を平成21年に医療法人敬和会戸嶋病院へ譲渡したことによる起債の繰り上げ償還などの事務手続などの決算となっております。病院譲渡により医業収益を発生せず一般会計からの繰り入れもなく、預金、利息などで総収益は8万7,096円となっております。費用は997万4,494円で、総収益8万7,096円から総費用997万4,494円を差し引きますと純損失988万7,398円となりました。資本的収支では収入はゼロ円、また支出は2,655万6,374円で、事業債の一括繰り上げ償還金です。最終的に土地、建物、医療機器などの病院資産はすべて譲渡し、現金1億136万8,461円が残りました。これは決算認定後に一般会計へ繰り入れるものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第77号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額30億5,984万7,000円に歳入歳出それぞれ7,023万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,008万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税4,332万8,000円、療養給付費と交付金3,258万2,000円、前期高齢者交付金1,807万8,000円です。歳出の主なものは、総務費と繰出金、予備費となっております。本来ならば医療費分を計上しなければならなかったのですが、12月支払いまでは現予算で支出できると判断し、9月補正をせず予備費に計上しました。

審査の経過です。国民健康保険税が9月時期に4,300万円も増額になっていること、また歳出で予備費が9,203万8,000円もあること、予算の組み方が問題ではないかということで、再度担当者から説明を受けました。これは担当者の判断ミスで、本来ならば医療費分において前年比を大きく上回っていたのに、12月で補正を組む考えで増額分を予備費としたとの説明でした。また保険税の増も社会保険から国保に移った人が100人以上増加したこと。また所得割が1%増になったことが原因になっていると説明を受けました。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第78号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額2億824万2,000円に歳入歳出それぞれ236万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,060万2,000円とするものです。歳入歳出とも平成21年度の精算によるものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第79号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額17億2,372万4,000円に、歳入歳出それぞれ4,175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,548万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして平成21年度の実績に基づき国庫支出金、支払い基金交付金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額するものであり、歳出につきましては、主なものとして基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金を増額するものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第80号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額1,403万8,000円に歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,494万5,000円とするものです。

歳入については平成21年度の実績に基づき繰越金を増額するものであり、歳出については一般会計への繰出金を増額するものです。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、陳情第6号「消費税によらない「最低保障年金制度」の実現を求める陳情書」についてです。

陳情の趣旨は、現行の年金制度が25年も長期に掛金を払わないと受給資格がなく、100万人を超える無年金者また900万人を超える国民年金だけの受給者など、すべての高齢者に健康で文化的な最低限度の生活が保障されておられません。日本の公的年金制度をよみがえらせる道は最低保障年金制度を創設し、憲法25条に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障し、内需拡大につなげることにあります。その財源は消費税によらないものとすべきです。

以上のような内容です。

審査の経過として、陳情者の温水武男さんを委員会に招いて内容を話してもらいましたが、最低保障年金制度の実現は賛成だが、財源問題で消費税によらないとあることに引っかかるとの意見が出て、今回は継続審査としたいということになりました。審査の結果、継続審査です。

陳情第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情書」です。

陳情の趣旨は、後期高齢者医療制度は制度の目的に医療費の適正化をうたい、高齢者医療費の抑制、削減を第一義の課題とする制度です。そのため75歳という年齢で差別し、別枠の保険制度に囲い込み、75歳以上の人口増や受診率のアップがそのまま高齢者の痛み、保険料や窓口負担の増加として跳ね返ってくる仕組みになっております。後期高齢者医療制度は問題点が多いため、直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことを求める陳情です。

審査の結果、全会一致で採択いたしました。

以上で、総務構成常任委員会の審査結果についてご報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） 建設文教常任委員会の審査の結果について報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第69号ほか11件の計12件であります。当委員会といたしましては、慎重に審査いたしました結果、1議案については問題がありましたが、議案12件のすべて全会一致で原案のとおり認定及び可決すべきものと決しました。

各議案の概要について案件ごとに申し上げます。

まず、議案第69号「平成21年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計4,160万5,476円、歳出合計3,837万3,077円で、歳入歳出差し引き額323万2,399円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の1,097万6,040円及び一般会計繰入金の2,878万

6,000円です。歳出の主なものは、施設管理費の委託料484万8,658円、公債費の元金返済1,426万7,712円及び利子返済の1,184万4,394円です。

次に、議案第70号「平成21年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計3,846万2,560円、歳出合計3,588万9,797円、歳入歳出差し引き額257万2,763円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の963万1,355円及び一般会計繰入金の2,720万1,000円です。歳出の主なものは、施設管理費の委託料465万706円、公債費の元金返済1,858万5,567円及び利子返済の874万7,971円です。

次に、議案第71号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計3億8,263万7,012円、歳出合計3億7,985万681円で、歳入歳出差し引き額278万6,331円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の2,202万8,793円、国庫補助金1億1,469万8,000円、一般会計繰入金の9,202万2,000円及び町債1億2,732万8,000円です。歳出の主なものは、総務管理費の委託料928万9,240円、負担金補助及び交付金692万9,254円、公共下水道事業の委託料1,525万1,500円、工事請負費2億3,750万9,600円、公債費の元金返済4,539万1,345円及び利子返済の3,377万3,798円です。

次に、議案第72号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計1,732万3,630円、歳出合計1,731万5,616円で、歳入歳出差し引き額8,014円あります。

歳入の主なものは、墓地公園使用料の280万円、管理手数料の71万5,300円及び一般会計繰入金の1,261万1,000円です。歳出の主なものは、墓地公園管理費の委託料94万6,182円、公債費の元金返済1,573万1,491円及び利子返済の26万6,589円です。

次に、議案第81号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額4,230万5,000円に歳入歳出それぞれ204万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,434万7,000円としようとするものです。

歳入は一般会計繰入金を1,189万円減額し、前年度からの繰越金を323万1,000円増額して、歳出では梶山地区農業集落排水事業の給料を72万5,000円及び施設管理料の需用

費修繕料を131万7,000円増額するものです。

審査の過程で問題点として、消費税の納期が9月末であるとの理由で、人件費の給料から流用して、その給料に不足を生じたとして新たに補正をしようとする予算案が上程されている。本年度は町長選挙が実施され、9月定例議会が9月30日であったことを踏まえても予算執行上好ましくない。そもそもこのような不測の事態を想定して予算に予備費を計上すべきである。また、その他考えられるあらゆる施策を講じて、二度と再びこのような義務的経費から流用しないよう問題点を指摘します。

議案第82号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額3,607万1,000円の変更は行わず、歳入の前年度繰越金257万1,000円を計上して、同額の一般会計繰入金を減額するものです。

議案第83号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額2億8,681万4,000円に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,687万円としようとするものです。

歳入は一般会計繰入金を219万9,000円減額し、前年度からの繰越金を225万5,000円増額して、歳出では役員費を5万6,000円増額するものです。

議案第84号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額230万4,000円に歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240万9,000円としようとするものです。

歳入は基金繰入金9万7,000円を新たに追加し、前年度からの繰越金を8,000円増額して、歳出では墓地公園事業管理委託料を10万5,000円増額するものです。

次に、議案第85号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

山王原4号線約108メートル、山王原5号線約60メートル、山王原6号線約448メートル、山王原7号線約52メートル、山王原11号線約560メートル、寺柱10号線約10メートルを山王原住宅の建てかえ及び未使用のため、町道路線を廃止しようとするものです。

次に、議案第86号「町道路線の認定について」ご説明いたします。

本案は、議案第85号「町道路線の廃止について」で説明しました山王原4号線、山王原6号線、山王原11号線を新たに山王原4号線を幅員約5メートル、延長123メートル、山王原6号線を幅員約3メートル、延長約371メートル、山王原11号線を幅員5メートル、延長約430メートルとして認定しようとするものです。



次に、議案第87号「損害賠償額の決定及び和解について」ご説明いたします。本案は平成20年12月19日に三股町新馬場公園において発生した事故において損害賠償の決定及び和解が成立したことに伴うものであります。

以上で、建設文教常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第63号、議案第76号の2議案であります。以下案件ごとにご報告いたします。

議案第63号「平成21年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

本案は、歳入決算89億4,290万5,973円、歳出決算85億1,989万7,828円、差し引き額4億2,300万8,145円で22年度へ繰り越す繰越明許費を差し引きますと、実質収入は2億7,399万2,145円となっております。詳細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の過程で、滞納整理については関係課と連携して取り組まれており、21年度も鋭意努力し、過年度分の徴収等に努められていることも認めるところでありますが、今年度も積極的に取り組まれること。弱者救済は別として、国民の納税義務の観点からも悪質な案件については法的処理も視野に入れ、公平・公正な執行が保たれるよう望むものでありますという意見があったことを申し添えておきます。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額81億2,875万4,000円に歳入歳出それぞれ3億3,505万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,380万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。国庫支出金については決定内示額をそれぞれ増減補正し、県支出金については決定通知内示による増額補正するものであります。繰入金については、平成21年度決算による剰余金が入ってきたために減額補正するものであります。諸収入の増額補正は国民健康保険事業会計廃止に伴う剰余金が主なものであります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。衛生費は新型インフルエンザワクチン接種

料金、平成21年度衛生センター負担金精算金が主なものであります。土木費は道路維持補修事業、町営住宅修繕料を含む増減補正であり、諸支出金は財政調整基金費に積み立てるものであります。地方債の補正は起債の変更により増額されたものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決するものと決しました。

以上、委員会の報告を終わります。

---

## 日程第2. 質疑

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

## 日程第3. 討論・採決（議案第63号から議案第74号及び議案第76号から議案第87号並びに陳情第6号から第7号

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第63号「平成21年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。（「反対討論で」と呼ぶ者あり）

それでは、まず本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 4番、上西です。「平成21年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対討論いたします。

サブプライムローンに端を発した世界金融危機の影響で、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪化しています。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、国民はまさに悲鳴を上げた1年でした。

本町の21年度決算でも町税が6,700万円も減収となり、倒産、廃業となった事業所もふえました。国は緊急経済対策として地域活性化臨時交付金2億7,500万などや定額給付金などを一時的にばらまきましたが、抜本的な雇用対策を打ち出さず、また大企業を応援するような経済政策では国民の生活はよくなりませんでした。

雇用不安をなくしたり、個人消費を温めるような経済政策、将来に安心を与える社会保障政策

こそが本格的な内需主導の経済への近道ではないでしょうか。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第63号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第64号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 反対討論いたします。

「平成21年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対いたします。今、異常に高い国保税が住民を苦しめております。本町でも20年度90.3%の収納率が21年度は88.87%となり、滞納世帯が増えております。こうした事態になった原因は歴代政権による国保への国庫負担の削減ですが、自治体も国へ国庫負担率の引き上げを求め国保税の値下げに努力すべきだと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第64号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第65号「平成21年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第65号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第66号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第66号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第67号「平成21年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第67号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第67号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり認定するこ

とに決定しました。

議案第68号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第68号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第69号「平成21年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第69号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第70号「平成21年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第70号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第71号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を

議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第71号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第72号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第72号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第73号「平成21年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第73号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第74号「平成21年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第74号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第76号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第76号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第77号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第78号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第79号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第80号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第81号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 2 号「平成 2 2 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 8 2 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 3 号「平成 2 2 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 8 3 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号「平成 2 2 年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 8 4 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されま

した。

議案第85号「町道路線の廃止について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第85号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「町道路線の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第86号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第87号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

陳情第6号「消費税によらない「最低保障年金制度」の実現を求める陳情書」を議題とします。陳情第6号は総務厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

総務厚生委員会におかれましては、閉会中の審査方よろしくお願いします。

陳情第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情書」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） （ ）から、何に腹立つといっても今度の制度ほど腹の立つ制度はないと思います。ある年に達しますと今までの保険から引き離されて、この制度に移行するわけですが、中身は何一ついいことはない。ただただ財源を捻出するためだけの制度であるというふうに考えております。

そしてまた、あるいは年金引き落としということで、まさに年寄りいじめの最たるものだというふうに考えており、よって、世界じゅうに恥をかくようなこの制度、一日も早い廃止を求め、賛成の立場から討論をいたします。

終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

陳情第7号は総務委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号は原案のとおり採択されました。

ただいまの陳情第7号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第8号「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。それでは議事日程表の日程第7の次に、追加日程第1「意見書（案）第8号上程」とご記入願います。

---

#### 日程第4. 議案第88号上程

○議長（東村 和往君） 日程第4、議案第88号上程。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。では、本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は生涯学習の推進、国際化、情報化などの進展と相まって、青少年非行の増大と大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は大きなものがあります。

教育委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望ましいことから種々検討の結果、邊保美穂氏を最適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

以上、1議案について、その提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご同意くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 質疑・討論・採決（議案第88号）

○議長（東村 和往君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

議案第88号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑・討論・採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第88号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第6. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（東村 和往君） 日程第6、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

総務厚生及び建設文教常任委員長より議長あてに閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請がきておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ではありますが、11月16日から1泊2日の日程で福岡県大牟田市において、次に建設文教常任委員会ではありますが、11月16日から2泊3日の日程で滋賀県日野町及び大阪府寝屋川市において、次にそれぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動することにしました。

---

#### 日程第7. 議員派遣の件について

○議長（東村 和往君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、県町村議会主催幹部職員研修会ほか研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

これより先ほど採択された陳情に係る意見書（案）作成及び配付のため、10分間本会議を休憩いたします。

午前11時02分休憩

-----  
午前11時11分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

#### 追加日程第1. 意見書（案）第8号上程

○議長（東村 和往君） 追加日程第1. 意見書（案）第8号を上程します。

意見書（案）第8号について提出者の説明を求めます。上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書（案）の説明をいたします。

一昨年４月１日に施行された後期高齢者医療制度は、実施前から政府与党がみずから修正や見直しを繰り返し、現在に至ってもその議論は続いております。この制度は医療費の削減を目的にした世界に例を見ない年齢による差別的な医療制度と言えます。７５歳以上の高齢者を囲い込み、病気になったのは自己責任、その医療費も高齢者の自己負担が原則というものです。

そのため、実施と同時に各方面から問題点が指摘され、次々と見直しが行われましたが、制度の根幹はそのまま温存されております。この制度は、特性・適切・適正などの言葉を用いて、人命の尊厳より医療費の抑制が主目的であり、国民や地方自治体にも多くの行政負担を強いることを国民は体験を通して認識しました。ただでさえ高い保険料は２年ごとに見直され、際限なく負担が重くなる仕組みのため、２０１０年４月から３１の都道府県が保険料を引き上げました。既に参議院では２００９年６月に廃止法案が可決されており、一刻も早くこの制度は廃止されるべきものと言わなければなりません。

つきましては、この制度の廃止を図るために、後期高齢者問題点が多いため直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことを求める意見書を地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

以上、終わります。

○議長（東村 和往君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第８号「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書（案）第８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第８号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時15分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時49分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----  
○議長（東村 和往君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成22年第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時49分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 財部 一男

署名議員 池田 克子